

12143 M985 S1

室鳩巢先生著
城井壽章校補
關儀一郎編

駿臺雜話註釋

東京 誠之堂梓



336369

古書を讀まんには先づその時の事勢を察せんことを要す。徳川氏の初、惺窩羅山の諸儒宋學を倡へてより、五山文學の餘習始めて澄清することを得たり。然れどもその弊は信仰に傾きて固陋に流る。故に仁齋徂徠古學を倡へてこれを救ふ。自由研究の道開けて、本邦の學運これが爲に一變せり。然れどもその弊は又穿鑿に陥り、渾沌の七竅に類するものありき。故に室鳩巢駿臺雜話を著して、世道の防ごなさんとす。その言當時に行はれずといへども、寛政異學の禁はまことに此に本づけり。よりて往々鳩巢の學術を議するものあれども、その信ずる所に忠なるは洵

○萩野博士序

12.43 M985SAS

關城先生著
井壽章校補
儀一郎編

駁言國雜話註釋

東京

誠之堂梓



古書を讀まんには、先づその時の事勢を察せんことを要す。徳川氏の初、惺窩羅山の諸儒宋學を倡へてより、五山文學の餘習始めて澄清するここを得たり。然れどもその弊は信仰に傾きて固陋に流る。故に仁齋徂徠古學を倡へてこれを救ふ。自由研究の道開けて、本邦の學運これが爲に一變せり。然れどもその弊は又穿鑿に陥り、渾沌の七竅に類するものありき。故に室鳩巢駁言國雜話を著して、世道の防ごなさんとす。その言當時に行はれずといへども、寛政異學の禁はまことに此に本づけり。よりて往々鳩巢の學術を議するものあれども、その信ずる所に忠なるは洵

○森野博士序

に嘉すべし。凡學者の論多く當時の爲に發すれども、その言の正しきものは、後の人以て訓となすべし。この書の如きも亦然なり。讀者よく當時の事勢を察し、葑菲してこれを采らば、益する所必大ならむ。關君これを注して世に公にせんとし、序を予に求む、則一言を題すること此の如し。その注の詳明なるは、讀者自これを知らむ、予が言を待たざるべきなり。

明治卅五年六月

萩野由之識

例言

一原書は文法假名遣の誤謬甚た多ければ、是は當時儒學者の通患にて、獨り此書に限らず、又之を改刪せむには、著者の精神を損はむ恐れ、あれは一に原書のまゝに従ひつ

一原書は文法上の誤り多きのみか、現行刊本には、誤字脱語などさへありていと解しがたき所あれば、別に異本の校讐すべきものなければ、すべて疑はしきを闕きぬ

一原書は古來盛に世に行はれたるを以て、夙に翻刻本あり、且近頃活版本數多出て、甚た得易ければ、本書は特に原文の挿入を略せり

一本書編纂に附いては城井壽章先生は親しく校閲の勞を執られ又文學博士萩野由之先生よりは懇切なる注意を與へられたること少なからず茲に一言以て謝意を表す

明治三十五年六月

編者 識

〇解題

駿臺雜誌五卷は室鳩巢翁晩年の作にて將軍徳川吉宗公に上れるもの也、文章華麗材料豊富にして獨り儒學上の名著なるのみならず優に和漢混和文の模範として稱すへきは世既に定論ある所なり、さて本書はもと一種の隨筆なれば、初めより組織立て、かけるものにはあらざれど、その題名など自から前後の連絡を有せるは、老練の筆致見るに足れり、又その論述せる條目は、主として程朱の學を發揮して當時の異説を辨し、節義を尙ひ風俗を正すにあれども、其間或は詩歌文章の評論あり、政治經濟の説あり、兵法論あり、宗教談あり、讀者をして、讀むに隨ひて興味津津たるを覺えしむ、若し翁の教學系統を研究せんと欲するものあらば、深く本書に就いて翁が真意のある所を検討すべく、その平易通俗なるをもて之を輕視すべからざる也、

○鳩巢先生略傳

室直清先生は字は師禮、一字汝玉、又の字は順祥、通稱は新助、鳩巢と號し、又滄浪と號す、其先熊谷直實より出づ、直實の次子直秀、始めて備中英賀郡に居る、子孫因つて家す、父玄機(號草庵)に至りて備中より攝津に移り、後江戸に遷る、母は平野氏、萬治元年二月二十六日、先生を谷中里に生じ、生れて異質あり、睿敏人に踰え、好んで書を讀む、年甫めて十五、出て、加賀侯に仕ふ、一日、侯の前にありて大學を講す、侯嘆して曰はく、眞に英物也、宜しく其材を成し天下の器となすべしと、乃ち命して京師に入り、業を木下順庵に受けしむ、是より學日に精しく、文益進み、嶽然頭角を見はす、木門の俊傑みな爲に席を譲りきと云ふ、後また羽黒成實翁に従ひて學ひ、益、聞見を博む、天和三年、江戸に歸る、是歲、父の憂に丁り、喪に居ること三年、貞享三年夏、母を奉して加賀に遷る、元祿十年、母、加賀に没す、先生、歸藩の後、藩の士大夫皆矜式し、奇材國器往々その門に出づ、講學討論の暇、大學新疏を著して、以て章句の微密を發す、正徳元年三月、年五十四にして、新井君美の薦により、幕府の儒官に列す、祿二百俵を賜はり、府下大塚に居る、十月、韓使來聘す、先生命を奉し、束帶して往て之に接す、往復贈答の什積ん

て巻をなす、三年二月、宅を駿河臺に賜はり、徙りて之に居る、故に世呼んで駿臺先生といふ、將軍家繼公襲職の後、特に擢んで、殿中侍講を授けらる、此職の設、蓋先生より始まると云ふ、將軍吉宗公統を繼ぐに及び、先生、高倉館の教授を領す、是れより府下倉然として嚮慕し、業を受くるもの日に盛なり、享保六年、命を奉じて六諭術義大意を撰ぶ、官命して之を鑿り天下に頒つ、七年、特に召されて尙書を講し、十年、貞觀政要を講す、又その間、屢引見して政事を諮詢せらる、十年十二月、西城侍講に遷り、別に職俸二百俵を賜ふ、是より先、先生、論孟中庸及び易經の廣義を著す、未だ考訂するに及ばずして、災に罹り之を亡ふ、而して、偶、末疾を感じ、重ねて藁を屬する能はず、十三年春病を以て職を解かむことを請ふ、優命して允さず、疾愈、劇しきをもて請ふこと再三、遂に總されず、乃ち職命を帯びて、家居、圖養す、病間、駿臺雜話五卷を著す、旨あり之を徵す、因りて獻す、先生、病苦の中にありと雖も、日夜典籍を研習し、後進を誘掖して未だ嘗て懈怠せず、猶且、大極圖述を著して編を成し、洛圖の秘蘊を發す、此乃ち先生の絶筆也、享保十九年八月十二日、澄焉として駿臺の第に卒す、壽七十七、州の豊島郡大塚の里に葬る、二男四女あり、男、洪謨、字は孔彰、忠三郎と稱す、女一は高階氏に適く、餘皆夭す、

先生の學固く程朱を奉し、深く當時伊物諸氏の好んで異説を立て、先儒を排するを疾み、講論著述、一に洛圖の學を發揮し、異論を斥け、風教を維持するをもて、己れの任となす、其義詳かに文集雜話等に見ゆ、先生、また赤穂四十七士の復讐を稱賛して、義人録を著す、義士の稱、蓋先生に始まる也、又先生、獨り經義に於て精深なるのみならず、文章は唐宋八家に取り、詩は盛唐により、各妙域に入る、深く叢圖の古文辭を斥け、辨難攻撃餘力を遣さず、嘗て平野金華の文を改竄し、徂徠をして敬重せしめ、その學殖、望以て概見するに足る、

著述

- 周易新疏十 周易講義若干 四書講義若干 大學新疏二 中庸新疏二 西銘詳義一 太極圖述一 六諭術義大意一 五倫五常名義一 朝鮮客館詩文稿一 士談一 楠正成諸士教一 駿臺雜話五 國喪正義一 獻可錄一 義人錄二 不亡抄五 神儒問答一 鳩巢小説三(一名逸語) 鳩巢文集四十六 鳩巢秘錄五 鳩巢書簡八

案するに、先生の名號みな據るところあり、今管見の及ぶ所を述べむに、直清の名は、書經釋典に、夙夜惟寅、直哉惟清とあるにより、師禮は、荀子の師法禮義

の語及び同篇身の情安禮知若師、則是聖人也の文により、順祥は淮南子山に故和氏之璧隋侯之珠出於山淵之精、君子服之順祥以安寧と云ひ、韓愈の原道に是故以之爲已則順而祥と云へるにとり、汝玉の號は張子の訂頑篇に、貧賤憂戚庸玉汝於成也とあるにとり、滄浪は孟子の滄浪之水云々の章にとれるならんか、又鳩巢の號に付ては鳩巢文集前編卷十二に鳩巢記あれば少しく抄出せん

鳩巢記

元祿三年秋、余在賀陽、得永氏廢宅在城西者、買而居焉、蓋余仕賀十有九年、始得有家安處、免於遷徙之勞、於是名其宅曰鳩巢、而人有問之者、余笑而應之曰、詩不云乎、維鵲有巢、維鳩居之、蓋鳩性也拙矣、不能自蓄租以巢、而來居鵲之巢、故詩人見而詠之、亦足以見其博物之一端矣、余材腐力弱、拙於治生、如一字之屋數椽之室、其用力之至輕、而人生有待之急者、猶不能蚤自任土木之事、而遂求他人舊築、以爲棲息之計、則世之至拙者、莫余若也、今夫鳥之有巢也、自鶴鷓、燕雀之微、皆有以能之、而鳩不能焉、常以居他鳥之巢、則其視余也、可謂異類而同拙矣、既以名宅、奚曰不宜云々下略

○序

○大城の東陵臺とは、江戸城の東なる駿河臺と云ふ、江戸の地は、長祿元年に、太田道灌の開きし所なれど、地なほ荒蕪にして、城郭等も規模小なりしが、天正十八年、徳川家康入りて城を築き府を開くに及び、草葺垣の地變して、繁華輻湊の大都となり、爾後徳川氏歴世の居住地となりぬ（家康入國開府の情況は、松屋叢書八なる武藏舊蹟考に委して、○そのかみは、其上の義にて當時を訓めり、○北國より云々とは、翁か正徳元年三月、加賀より召されて、幕府の儒官となりしかゆゑにいふ、家居は、住居といふか如し、古今集に「山ちかく家居しせればなごあり、○深山木の花にあらはる云云」とは、詞花集源順に「深山木のその梢も、見えさうし櫻は、花にあらはれにけり」とある歌によりて、あらはるへき材、及びしる人の語をわやなせる也、○見ぬ世の人を友とし」とは、孟子に尙論古人と云へる意也、徒然草十三にも、「ひとりともしひのものに文をひろげて、見ぬ世の人を友とすることよなうなくさむむなれ」とあり、○老の至るをもわすれつ」とは、論語述而に、「發憤忘食、樂以忘憂、不知老之將至云爾」とあるにかなへり、○さのふといひけふと暮して」とは古今集に「さのふとすきけふとくらしつあすか川、流れて早き月なりけり」とあり、○痿痹の辨」とは、嵐淵邪氣に犯されて、血氣留滯し、手足感覺を失する病を云ふ、漢醫の説は、靈樞卷三、素問痺論に詳出す、素問直解にその大要をときて、痺閉也、血氣凝滯不行也、痿者四肢委弱、舉動不能、如委棄不川之意」といへり、○盧にして往云々」とは、莊子養生に、盧而往、實而歸、固有

不言之教、無形而心成者耶」とあるを引ける也、虚實は智徳の空虚及び充實を云ふ、○花の晨云々」とは、古今集序に、「春の花の朝、秋の月の夜毎に、さふらふ人々を召して」など、あり、○なにくれ」はかれやこれやさま／＼の意、○あらゆる」は所有を訓みて、ありとある限りを云ふ、○僕を更れとも云々」とは、禮記備行に、哀公曰、敢問備行、孔子對曰、遠數之不能終其物、悉數之乃留更僕未可終也」と見ゆ、○良辰は失ひやすく云云」文選九東征賦に、撰良辰而將行」と、又同十九李陵の詩に、嘉會難再遇、三載爲千秋」など、あり、○唐錦た、まくあしく云々」とは、古今集雜に、「思ふをちまどるせるよは、唐錦た、まくをしき、ものにぞありける」とあるによれる也、錦は裁つものなるより立つの冠詞とす、又錦は、五色の糸にて、模様を織出せる、美しき絹布の名にして、大和錦に對して、支那製なるを唐錦といふ、○清談」は世塵名利をはなれたる道義文學上の談話をいふ、なほ後に云ふへし、○難波の事のよしあしとなく」とは、難波の葭葦など、いへるを、何はの善惡にかよはせて云へるものにして、何かの善惡の區別もなくとの意也、○本末懸てその理を盡し」とは、論語子罕に、有鄙夫問於我、空空如也、我叩其兩端而竭焉」と、朱註に、言終始本末上下精粗無所不盡」とあるかことし、○おかしとあもふひとふし」とは、おもしるしと感せられて、粗無の取所あるを云ふ、○古人の雞肋云々」とは、さして有用にはわらねど、また棄つるは惜しとの意也、後漢書楊脩傳に、楊脩字德祖、太尉震玄孫、好學有俊才、爲丞相曹操主簿、操平漢中、欲因討劉備、而不得進、欲守之又難、爲功、操出教唯曰雞肋而已、外曹莫能曉、脩獨曰、夫雞肋食之則無所得、棄之則如可惜、公歸計決矣、操於此廻師」とあるに始まる、故事成語考に、身

小曰雞肋」と云へるは、晉の劉伶の故事によれるものにて、今とは別義也、○さすか」は併しなからの意也、後世の天晴などの意とは異なり、○反故となして云々」反故は、字などかさたる紙の不用になりしを云ふ、源氏物語體に、「さ／＼やかに押ささたるはぐども云々」と見ゆ諺草に北齊書を引、かいやり捨とは、搔道捨にてそのま、打捨つるを云ふ、搔は添語にして意義なし、徒然草段十九に、「あぢさなきさすさびにて、かいやりすつべき物なれば」などあり、本意なればとは、雅語譯解に、「思ひたる趣のセンガナイ也」と釋せり、○のこしかさけらし」と推量の結語をおけるは、初句の獨の翁ありけりの文にかなひてりでたし、○瘵癘の病」の異名同病なりや二病なりやのこと、及び瘵（鳥名）と瘵との別、康熙字典に詳説あり、

駿臺雜話目錄

上卷

老學の自叙
 釋源空が誓
 異説まら
 心の目しひ
 愚公が山
 老僧が接木
 葉公の龍
 扁鵲藥忌をすつ
 矯軀警情
 忠孝の心

一
 一五
 二一
 二六
 三〇
 三二
 三三
 三六
 四四
 四八

鬼神の徳
 聖人の誠
 妖は人より興る
 飛譚山の天狗
 年内の立春
 袖ひちての歌
 諸道わさより入る
 釋寂室が秘訣
 武運の稽古
 善悪の報
 天人相勝
 夢の浮世
 鈴木某が歌

五三
 五五
 五八
 六四
 六六
 六九
 七三
 七七
 八〇
 八二
 八三
 八五
 八八

朝がほの花一時	九〇	天下は天下の天下	一二九
不佞不求	九四	直諫は一番鎗より難し	一三三
春秋のあらそひ	九五	杉田壹岐	一三五
秘事は臆	九九	伴大膳	一三七
佛になるやう	一〇二	阿閉掃部	一四〇
仁は心のいのち	一〇四	士の節義	一四二
義は心のされ	一〇六	歳寒知松柏	一四六
浩然の氣	一〇九		
敬の工夫	一一二		
民は王者の天	一一五		
富士のすそ野	一一八		
天下の寶	一二九		
風俗は政の田地	一二七		

駿臺雜話上巻目録終

駿臺雜話目録

下巻

手折し手にふく春風	一五三	つれづれ草	一六五
烈女種なし	一五七	青砥が續松	一六八
澤橋が母	一六一	渡部番	一七〇
天野三郎兵衛	一六二	大佛の錢	一七三
結解の何かし	一六五	泰時の無欲	一七七
二人の乞兒	一六八	楠正成	一八〇
燈臺もさくらし	一六九	足利家の亂	一八三
運慶が口傳	一七三	武田信繁	一八六
法は江河のこさし	一六〇	兵法の大事	一八八
鷗鴎のふみ	一六二	孫臏韓信が兵法	一九一
		兵は詭道	一九七
		不忘向君	二〇一
		大敵外になし	二〇三

月は世々の形見	二〇六	一日の澤	三四六
離騷の秘事	二〇九	尤物人を移す	二九〇
遍照が黒かみ	二一二	年にはつかし	二九三
世をすてゝ身をすてす	二一四	壬子試筆の詞	二九八
詩文の評品	二一七		
倭歌に感興の益あり	二二一		
六義の沙汰	二二五		
作文は贖書にあり	二二八		
多錢善賈	二三二		
文章の盛衰	二三四		
曇陽大師	二三六		
寸鐵人をころす	二三九		
言は身の文	二四二		
駿臺雜話下巻目録終			

駿臺雜話註釋上

○老學自叙

○つら〜とは、和訓栞に、「日本紀に究字をよみ、常に熟字をよめり、つらね〜の義也、中情をよめるは義詳ならず」とあり、情字に此意義なきことは、齊東俗談等にも詳説あり、然るに眠雲札記二に、度有吾の時に情観今移處云云とあるを引きて、「當是熟視之義一字書無此訓」とて疑を存せり、されど他に例設なければ従ひかたし、一説に、猜字の誤りならんと言へどいかに、○髪を結ひてとは、たゞ少年を云ふ、翁の十五六才の時をさす也、さて結髪の記事に付て、故事成語考二に、「結髪係是初婚」と云ひ、書言故事一に、「謂夫妻曰依々結髪之情」と云ひて、夫妻の事に限りて云へどこは允當ならず、結髪は、廣く年少者の髪を上げて結ぶ義と見るべし、程伊川の説に、「婚姻結髪無義、欲法之久矣、言結髪爲夫婦者、只稱其少小也、如言結髮事君結髮事匈奴、只言初上頭時也、豈謂合鬢子耶云云」とあるは可也、○檄を捧てとは古今事類全書一に、「毛義家貧以孝行稱、府檄以爲郡守、義以手奉檄而入、喜動顔色、張奉薄之、後義母亡、遂不仕、奉歎曰、往日之喜

城井壽
關儀一



乃爲親也」と見ゆ、毛氏は後漢章帝、徽とは、詔書を云ふ、漢書顔師古註に、徽者以木簡爲書、長尺二寸、用微石也」とあり、この文意は、翁が年十五にして加賀侯に仕へしを云ふ也、○笈を負て」とは、漢書蘇章傳に、負笈追師不遠千里」とあり、笈は書箱を云ふ、こゝは翁が京師にゆき木下順庵の門に入りしを云ふ、○其後北地に家居せし」とは、翁が再び加賀に歸りしを云ふ、○大家の徽を尋うして」とは、翁、正徳元年、江戸へ徵され幕府の儒官となりしを云ふ、○やがて」とは、そのまゝ、すぐの意に用ふるは正格なれど、鎌倉時代以降、轉りて程なく追付けと云ふ義に用ひたること多し、今も此意也、委しくは玉殿十七に辨あり、就いて見るへし、○丘に首する死を待つ」とは、禮記檀弓に、君子曰、樂樂其所、自生、禮不違其本、古之人有言、曰、狐死正丘首仁也」と、陳註に、狐雖微獸、丘其所窟藏之地、是亦生而樂於此矣、故及死而猶正其首以向丘、不忘其本也、倍本忘初、非仁者之用心、故以仁目之」とあり、さてこゝは、翁、武藏の産にして、中年久しく北地に仕へしが、晩に郷土なる江戸に歸りしを云ふ也、○犬馬のよはひ」とは、卓氏藻林四に、自謙其年歲也」とあり、卑賤の者に比して謙する意也、漢書息夫躬傳に、欲以三其犬馬齒保目所見」と云へるに始まる、○人の師表となる」とは、古今事類全書三に、穎川荀淑至真陽、遇黃憲於逆旅、「時年十四、淑疎然異之、揖與語、終日不能去、謂憲曰、子吾之師表也」とあり、○それこそ責てせめての語は、和訓栞に、「いとせめてなど、切なる詞にいふは、せまりての略なるべし、神代記に促をせめとよりり、靈異記に迫同し中又十分思ふまゝならねどもせめては何々といふは、一轉したる詞なり、惣字その義ありと云へり云云」と見ゆ、今用ひたる語意は後の義也、○甲斐」の語は、和訓

栞に、詮の字又は益の字の意とせり、かの竹取物語の説は、語學上の證となすに足らず、○朱儒」とは、周敦頤、程頤、程顥、邵雍、張載、朱熹等の性理學派をなす、學術の異同とは、これら性理學説に對する、宋元明間の紹述者及異讀者を云ふ、○程朱」とは、二程子及朱子をさす、今その畧傳を云はし、程頤は、字は伯淳、河南の人也、父を程珦と云ふ、初め進士に擧げられ、鄆上元の主簿、晋城の令に歴任す、神宗熙寧の初、御史裏行となる、時に王安石新法を行ふ、先生、之を論して合はず、遂に去る、後、扶溝縣に知たり、事に坐して汝州の税を監す、哲宗立ち、召して宗正丞となす、命至りて卒す、時に元豐八年也、書五十四、世に明道先生と稱す、先生、學を周茂叔に受け、道學をもて世に鳴る、其著定性書の如き、論者以て聖賢の秘を開き、大極圖説と相表裏すとす、程頤は、程顥の弟也、字を正叔と云ふ、少にして高識あり、仁宗の時、上疏して俗論を黜け王道をもて心となさんことを請ふ、大臣屢薦ひれども起たず、哲宗の初、諱して西京國子教授を授く、亦力めて辭す、後、召されて崇政殿説書となる、文彦博、稱して眞の侍講となす、先生、嚴毅方正、自ら持するに禮をもてし、繼くに風諫をもてす、故に蘇軾等と相容れず、遂に洛蜀の黨派をもて、官を罷り田里に歸さる、是れより復用ひられず、大觀元年に卒す、年七十五、世に伊川先生と稱す、先生、兄明道とともに道學を發揮し、宋學の規模一定するに至りぬ、殊に易傳の精深なる、格物究理の微密なる、先儒未發の説少からず、朱熹は、字を元晦といふ、婺源の人、朱松の子なり、天姿粹美、好んで書を讀み、躬行實踐を務む、紹興中、進士に擧げられ泉州同安縣の主簿となる、累遷して煥章閣の待制侍講となり鴻慶宮の祠を領す、先生、初め劄子章に從ひて崇安に居る、後、延平の李侗に從ひて學ひ、復、徧く當世

有識の士に交はる、遂に聖學の宗を得、濠洛の學説を大成す、孝宗の時、屢上疏直言して馭戎の策を論し、政教の要務を言ふ、不幸にして讒佞の阻隔する所となりて容れられず、遂に僞學或は慶元の黨禍を以て目せらるゝに至る、然れども泰然として天命を信し、益々學を講し道論して倦まず、寧宗の慶元六年三月、濫焉として世を去りぬ、年七十、嘉定元年、諡を文と賜ひ、中大夫を贈らる、先生著す所、詩集傳、易本義、易學啓蒙、四書集註、孝經刊誤、四書或問、通鑑綱目、楚辭集註、伊洛淵源錄、論孟精義、儀禮通傳經解等多し、其文集及語類は、門人編纂して世に傳ふ、因に云ふ、周程張邵及門人の傳は、伊洛淵源錄及宋史道學傳に詳かに、朱子の傳は宋史道學傳及朱子行狀に委し、伊洛諸先生の傳は、今は大略に止 ○俗儒に習て記誦詞章を學ふとは、朱子大學序に、自是以來、俗儒記誦詞章之習、其功倍於小學、而無所用とあり、翁の新疏の註に、記誦、止於心記口誦、而無所見於道、詞章、務爲詞藻文章、而無所得於道と解せり、禮の學記に、記問之學不足、以爲人師といへるも、今の記誦と其意同し、 ○古人己が爲にするの學とは論語憲問に、子曰、古之學者爲己、今之學者爲人、翁集註に、程子曰、爲己欲得之於己也、爲人欲見知於人也とあり、さて、此二三行は、翁が修學の經歷變遷を述べたるものにして、鳩巢文集前篇卷八、答遊佐次郎左工門第一書にも之れと同様の説あり、今、頌を恐れて略す、 ○とかく語は、和訓栞に、「左右の字をあつべし、萬葉に用ひたり、俗に兎角龜毛の事と覺えしは僻事なり云々」と見えたり、 ○心を潜め思を専らするとは、沈潜反覆して書を読み、思慮を深くして義理を按ずるを云ふ、覃思の語は、漢書楊雄傳に、「大渾思渾天」とあり、 ○仰けはいよく高く云云とは、論語子罕に、顔淵喟然歎曰、仰之彌高、

鑽之彌堅云云と、集註に、仰彌高不可及、鑽彌堅不可入と見えたり、この文意は、程朱の學の廣大深遠にして窮盡しかたきをいへるなり、 ○聖人復出とも云云とは、孟子公孫の聖人復起、必從吾言矣の語をとる、 ○されは天地の道は堯舜の道なり云云この一段、翁が深く宋儒を崇信して疑はざるを察するに足る、輕々に看過すべからず、 ○眞西山眞德秀、字は景元、後、希元と更む、蒲城の人なり、慶元五年、進士に擧げらる、尋いて博學宏辭の科に中り、官を累ねて起居舍人兼太常少卿となる、出て、江東轉運副使となり、泉州隆興潭州に歴知す、理宗立ち、召して中書舍人となし禮部侍郎に擢んす、史彌遠之を憚りて職を落す、紹定五年、召されて戸部尙書となり、又、翰林學士に改めらる、尋いて疾を得、參知政事に拜せられて卒す、時に端平二年也、年五十八、諡を賜はりて文忠といふ、學者、西山先生と稱す、先生、朝に立つこと十年に滿たされども、奏疏口慮數十萬言あり、直聲朝廷に震ふ、四方の文士、その文を誦し風采を想見す、遊官するに及び、至る所惠政を施し、中外交、頌せしかば、時相之を忌み、擯けて用ひざりき、然れども聲名愈彰れぬ、韓侂胄、僞學の名を立て以て善類を錮せしより、近時大儒の書みな顯はに之を禁絶せしが、先生晩に出て、獨立ちて慨然斯文を以て自ら任し、講習して之を服行す、黨禁既に開けて正學遂に天下に明になりしは、後世その力を多なりとす、先生、學を詹體仁に受け、朱子を以て宗とす、著す所、四書集編、文章正宗、文集等あり、宋元學案八十一、西山眞氏學案による、詳傳は宋史儒林傳にあり、 ○魏鶴山魏了翁、字は華父、邛州蒲江の人なり、慶元五年、進士の第に登り、簽書劔南西川節度判官を授けらる、召されて國子正となり、校書郎を以て出て、嘉定府に知たり、蜀に在ること十七年、入りて兵部郎中に進み、官を累ねて權工部侍郎

に至る、尋いて三官を降されて靖州に住す、史彌遠死するに及び、權禮部尙書を以て朝に還り入對す、首として君子小人の辨を明にせんと乞ふ、次に故相の十失猶存するを論し、又、修身齊家の説に及ふ、六閏月にして端明殿學士同簽樞密院事を以て京湖の軍馬を督視す、尋いで召還せらる、後、知紹興府安撫使となりて出で、嘉熙元年に卒す、太師を贈り文靖と諡せらる、先生、學を范祖禹に受け、晦菴南軒に私淑す、著す所、九經要義、古今考、文集等あり(宋元學案卷八十、鶴山學案による、委しくは宋史儒林傳を見るへし)、○許魯齋「許衡、字は仲平、七歳にして學に入り章句を授けらる、書を受くる毎に即ちその旨義を究問す、世亂に流離し、學を嗜みて已まず、人亦稍々之に従ふ、姚樞を蘇門に訪ひ洛関の遺書を得、乃ち大に喜び、還りて其徒に語るに舊學の非なるを以てし、且、從遊の士は常に前日の學ふ所を棄て、小學の灑掃應對に従事し、以て進徳の基となすへきを約す、遂に相與に講誦し、諸生出入惟謹あり、元の世祖、徵して京兆提學と爲す、世祖位に即くに及び、召して京師に至らしめ國子祭酒を授け、尋いて病を謝して歸る、至元二年、安童をもて右丞相となし先生をして之を輔けしむ、乃ち上書して立國の規模を言ふ、八年、集賢大學士兼國子祭酒を授けらる、乃ち請ひて弟子王梓劉季偉等十二人を徵し、諸齋を分處せしめ齋長と爲す、十三年、授時新曆を定め、原官をもて太史院事を領す、曆成りて還り、十八年に卒す、年七十三、司徒を贈り、文正と諡せらる、學者その著す所によつて魯齋先生と稱す、先生、學を趙復に受け濂洛の學を以て準とし、綱常を維持するを以て任とせり、著す所、文集あり(宋元學案卷九十魯齋學案による、委しくは元史に就いて見るへし)、○吳草廬「吳澄、字は幼清、撫州崇仁の人なり、元、革命の後、程鉅夫に命して江南の人才を訪求せしむ、

先生、起されて京師に至る、母の老せるを以て辭して歸る、至大元年召されて國子監丞となり、司業に陞る、嘗て學者の爲に言ふ、朱子は同學に道るに於て功多きに居る、陸子は徳性を尊ぶを以て主と爲す、同學は徳性に本つかされは、則ち其蘊必ず語言訓釋の末に偏す、故に學は必ず徳性をもて本と爲さば、之を得るに庶幾からむと、讀する者、遂に先生をもて陸學となす、既にして一日位を謝して去る、未だ幾ばくならざるに集賢直學士を以て召さる、行くを果さず、英宗位に即き、翰林學士に選び階を太中大夫に進む、泰定元年、經筵講官となる、至治の末、老を請うて歸り、元統元年に卒す、年八十五、臨川郡公に追封し、文正と諡せらる、初め、先生、居る所草屋數間あり、鉅夫、題して草廬と曰ふ、故に學者稱して草廬先生と爲す、先生、著述少からず、而して五經纂言尤も經義に功あり(宋元學案九十二、吳草廬學案による、委しくは元史に就いて見るへし)さて草廬先生は、程戴の門人にして、象山に私淑せるもの、故に世人或はその陸學なるかを疑ふ、これに付て宋元學案に、祖望謹案、草廬出三子雙峯、固朱學也、其後亦兼主陸學、中然草廬之著書則終近乎朱、こといへるは斷案となすべし、○薛敬軒「薛瑄、字は德温、敬軒と號す、山西河津の人なり、幼にして聰慧、書史目を過くれば誦をなしき、父薛貞、魏范二先生の理學に深きを聞き、先生をして之れと游處し濂洛の諸書を講習せしむ、先生嘆して曰はく、此れ同學の正路なりと、因りて盡く其舊學を棄つ、既にして河南永樂庚子の鄉試に中り、明年、進士の第に登る、宣徳の初め、監察御史を授けらる、三楊學士、その面を識らんと欲し、人をして之を要せしむ、先生、辭するに職、彈事を司る、私に公卿に謁すべからざるを以てす、正統の初、出で、山東提學僉事となる、力行を先として文藝を後にす、故に人稱して薛夫子と

云ひき、時に中官王振、事を用ふ、先生の名を聞き召して大理寺卿となす、三楊、先生をして振に詣り謝せしめんと欲す、さかす、己にして振に東閣に遇ふ、先生長揖して拜せず、振大に之を恨む、會、獄事あり、先生、その罪を發す、都御史王文、振の意を承け、効して故出となし、遂に獄に繋ぎ死罪に論す、先生、泰然として易を讀みて輟めず、會、振の老僕具さに先生平生の狀を振に言ひしにより、立どころに旨を傳へて邊を成らしめ、尋いで家に放還せらる、景泰の初、南京大理寺卿に起さる、英宗復辟するに及びて、禮部右侍郎に遷され、翰林學士を兼ね内閣に入る、帝、先生の學行老成なるをもて甚だ之を重んぜられしが、睿注漸く衰へ、曹石事を用ふるに及び、遂に致仕して歸る、家に居ること八年にして、天順八年に卒す、年七十六、先生の學、復性を以て宗となし、濂洛を正鵠となす、著す所、讀書錄及文集あり、又先生の學派を河東學派と稱す（明儒學案卷七河東學案による、詳傳は明史にあり）、○胡敬齋「胡居仁は、字は叔心、饒の餘干の人也、學者稱して敬齋先生と云ふ、弱冠にして志を聖賢の學に奮ひ、往きて吳興弼の門に遊ふ、遂に意を科擧に絶ち、室を梅溪山中に築き、親に事へ學を講する外、人事に關せず、久うして聞見を廣めんと欲し、閩に適き、浙を歴、金陵に入り、彭蠡に至りて返る、至る所、問學の士を訪求せり、歸りて鄉人婁一齋等と會を弋陽の龜峯、餘干の應天寺に爲す、先生、嚴毅にして清苦に安んず、左繩右矩、毎日必ず課程を立て、詳に得失を書し、以て自ら考ふ、器物の微と雖も、區別を審にして終身乱さず、又、能く父兄に事へて孝悌を竭す、家世、農たり、先生に至りて貧窶益、甚し、然れども毫も意に介せず、蕭然として自得の色あり、曰はく、仁義をもて身を潤はし、牙鑿を以て尾を潤はせば、則ち足れりと、憲宗の成化二十年、壽五十一にして卒す、先生、

八

一生の得力、敬にあり、而も主として靜中の涵養を言ふ、又、其釋氏を辨するに於て尤も精微を極め餘力を遺さ、りき（明儒學案卷二、崇仁學案による、委しくは明史を見るへし）、○道學』とは、濂洛の學をさす、道學の稱、程子に始まり朱子に至りて盛也、近くは大學の序に、子思子憂道學之失、其傳と見ゆ、又、宋史には、道學傳と儒林傳とを別立せり、○宋潛溪』宋濂、字を景濂といふ、世、金華の潛溪に居る、先生に至り始めて浦江の青蘿山に遷る、少にして書を讀み、日に二千餘言を記す、嘗て聞人夢吉に従ひて春秋を受く、繼いて柳貫黃潛吳棠に従ひて古文詞を學ぶ、名、朝野に高し、元の至正中、翰林編脩に薦められしかども辭して赴かず、明、鼎を金陵に定むるに及び、使を遣し聘して江南等處儒學提舉となし、又召して皇太子經筵起居注を授く、元史を總脩し、翰林學士に陞る、官を累ねて翰林學士承旨、嘉議大夫、知制誥、兼修國史、兼太子贊善太夫に拜せらる、寵遇隆渥、啓沃する所多し、既にして年老をもて致仕して家に歸る、洪武十三年、その孫慎、胡惟庸の黨に坐して刑せらるゝに及び、學家、茂州に遷請せらる、行きて藝州に至り、疾を得、食せざること三旬にして、遂に卒しぬ、年七十二、正統中、諡を文憲と賜ふ、先生、博く群書を極め、道德文章、當世に師表となり、敷納贊堦、名、天下に偏し、著す所、潛溪集、翰苑集、芝園集、蘿山集等百四十餘卷あり（宋元學案卷八十二による、詳には明史に見ゆ）、○楊升菴』楊慎、字は用脩、新都の人なり、年二十四にして、正德六年の殿試第一に擧げられ、翰林修撰を授けらる、十二年、抗疏して武宗の微行を諫め、尋いで疾を移して歸る、世宗立ちて、起して經筵講官に充つ、嘉靖三年、帝、桂萼張璠の言を納れ召して翰林學士となす、先生、同列三十六人と僧に上言すらく、臣等、夢輩と學術同しからず、議論亦

異なり、臣等の執る所の者、程頤朱熹の説なり、願はくは臣等に罷斥を賜へど、帝怒りて俱に俸を奪ふ、踰月にして又學士豊熙等と偕に諫諍す、命を得ず、廷臣と臣に左順門に伏して力諫す、帝震怒し命して首事八人を執へ詔獄に下す、先生乃ち王元正等と門を撼かして大に哭す、聲、殿庭に徹す、帝益怒り、悉く詔獄に下し、後、みな論して邊を成らしむ、先生、是より或は蜀に歸り、或は雲南會城に居り、或は戍所に留り、遂に不遇にして、嘉靖三十八年に卒す、年七十二、先生、幼にして警敏、詩文を能くす、長するに及び、廣く群書を窮め、好學窮理、老いて彌篤し、明世記誦の博き著作の富める、先生を推して第一とす、著す所、詩文及び雜著百餘種に至る、天啓中、文憲と追諡せらる（明史列傳略取）、○綜核」とは、すべ明かにするを云、漢書宣帝記に、綜核名實」とあり、○間然」の語は、論語季伯に、禹吾無間然」と、朱註に、謂指其鏘鏘而非議之也」と見ゆ、○明の中葉まで學術も正しく」とは、明史儒林傳に、原夫明初諸儒、皆朱子門人之支流餘裔、師承有自、矩矱秩然、曹端胡居仁、篤踐履、謹繩墨、守儒先之正傳、無敢改錯、學術之分則自陳獻章王守仁始」といへるに同し、○王陽明」王守仁は、字は伯安、餘姚の人なり、幼より聰慧、十一歳にして詩を賦す、性豪邁不羈、夙に經世の志あり、十五歳、京師にありて數書を朝廷に獻せんとせしが、父華の止むる所となりて果きりき、二十八歳、進士に及第し、邊務八事を上る、後、老佛の徒に就きて學び、又、室を陽明洞中に築き潛心研討す、然るに一旦翻然として道釋の非を悟り、終に聖賢の學に歸す、正徳の初、劉瑾谷大用等事を用ひ、國事日に非なり、戴逵等、諫を以て旨に忤ひ詔獄に撃かる、先生、抗疏して之を救ひ、亦詔獄に下さる、尋いて貴州龍場驛の丞に謫せらる、龍場の地たる、高山叢

棘の中にあり、蝮蛇瘴癘の害烈しく、蠻人錯處して言語通せず、先生、日夜端坐澄默、以て鍛鍊工夫を累ね、一夜廓然として格物致知の旨を悟る、己にして龍岡書院を建て、門人と與に講習討論し、患難共に意に介せず、五年、廣陵の知縣に陞る、是より官累りに進み、從遊の士日に盛なり、十一年、都察院左僉都御史に任せられ、南贛、汀、漳等の處を巡撫す、是時、汀、漳、各郡みな巨寇あり、先生、十家牌法を行ひ郷兵を訓練して賊を平く、十四年、南昌府の宗藩寧王宸濠の反に接す、亦十餘日にして之を生擒し、江西全く平く、十六年、先生、五十歳にして、始て良知の教を掲ぐ、曰はく、我か此良知の二字、實に千古聖々相傳ふる一點の滴骨血也と、又、陸象山をもて孔孟の正傳を得たりとなす、既にして功を以て新建伯に封せらる、後、越に在りて學を講し、又、廣西の田州を征定す、嘉靖七年十一月、病みて南安に卒す、年五十七、穆宗の隆慶元年、新建侯を贈り、文成と諡せらる、著す所、朱子晚年定論、文錄等あり（王文成公年譜節略による、本傳は明史に見ゆ）、良知の學を唱へ朱子を排すとは、陽明は、極端なる主觀論を唱へ、心即理也、良知即天理也、良知の外一事一物を要せず、聖賢の要旨、唯此心の發顯流行にあるのみ、かの客觀上の格物窮理は、徒に益なきのみならず、本をすて、末に走り、其弊や支離滅裂に陥る者也と云ふをもて也、さて陽明の學、その實陸象山を祖述大成せしに外ならず、只其人出世の才識あり、加ふるに經世武略の功を以てせしかば、明の學風爲に大變するに至りしなり、但し、當時理學も漸く末節に走り、人々直截簡明の道を喜ぶに至りし事、亦争ふへからざる事實なり、○王龍溪」王畿、字は汝中、別に龍溪と號す、浙の山陰の人也、弱冠にして郷に擧げらる、嘉靖二年、下第して歸り、業を王陽明に受く、丙戌の試期に往くを欲せず、文成勸め

て之を遣る、乃ち行き、是の年の會試に中す。然れども當路者の學を説ばざるを察し、廷試せずして歸る、文成、門人日に多く、徧く授くる能はず、多くは之をして生先と錢緒山とに見えしむ、先生、和易宛轉にして善く諸生を誘く、故に門人日に親む、文成の卒せし時、先生方に廷試に赴く、訃を聞て喪に奔り、斬衰して喪事を畢へ、後心喪す、十一年、始めて廷對し、南京職方主事を授けらる、尋いて病を以て歸る、原官に起され、稍遷りて武選郎中に至る、時相夏貴溪之を惡む、戚賢、上疏して先生を薦め、自ら賤せらる、先生、亦再疏して休を乞ふ、是より四方を周流し學を講す、兩都及び吳楚閩越江浙みな講合あり、先生を以て宗盟となさるはなし、萬曆十一年、八十六歳にして卒す（明儒學案卷十二による、詳傳は明史に見ゆ）、つゝに禪學となるとは、明儒學案に、天泉證道記謂、師門教法、每提四句、無善無惡之心體、有善有惡意之動、知善知惡是良知、爲善去惡是格物、緒山以爲定本、不可移易、先生謂之權法、體用顯微只是一機、心意知物只是一事、若悟得心是無善無惡之心、則意知物俱是無善無惡、相與貫之陽明、陽明曰、吾教法原有此兩種、四無之說爲上根人立教、四有之說爲中根以下人立教、上根者即本體便是工夫、頓悟之學也、中根以下者須用爲善去惡工夫、以漸復其本體也、自此印正而先生之論、大抵歸於四無、以正心爲先天之學、誠意爲後天之學、從心上立根、無善無惡之心即是無善無惡之意、是先天統後天、從意上立根、不免有善惡兩端之決擇、而心亦不能無雜、是後天復先天、此先生論學大節目、傳之海內而學者不能無疑云云と、今案するに、伊洛の君子、窮理涵養雙進の法を説きて、上下内外を兼合して遺さず、餘姚の素傑、單刀直入、工夫涵養の一面をとり良知顯彰知行合一の要訣となす、既に外的經驗講論文字みな棄て、省みず、天上天下唯這良知あるのみ、一轉して王龍溪に至りて、良知涵養上更に先天後天の二義を説く、先天の工夫に至りては、直に向上原頭に溯り、衆流を截斷し、善惡名字の表に出つ、修證を假らずして靈臺に坐し、工夫を費さずして大用現前す、茲に至りて、かの本來無一物何處惹塵埃と云へると何の差がある、禪學となるといふもの豈に過言ならんや、○禪學とは、八宗綱要に、禪宗者、佛法玄底、甚深微妙、本來無一物、本無煩惱、元是菩提、達磨西來、不立文字、直指人心、見性成佛、不同餘宗、森森萬法、相違法義、重重扣論、天竺二十八祖、以心傳心、彼第二十八祖達磨大師、梁世傳之、澳地乃至六祖次第相承、然五祖之下南北二宗始分と見ゆ、案するに、教相名字の藩を出て、格外の玄風を尋ね、端的に明心見性を談して、頓證成佛を決するは禪の大宗なり、然れども機に被らしむるに至りては、淺深頓漸の差あるを免れず、是三根理致機關の別ある所以なり、蓋し、龍溪の如きは、向上不傳の樊に遊ぶものか、○嘉靖萬曆とは、明の世宗及神宗の年號なり、この時分は、餘姚の末流益禪風に流れ、表面儒者を稱して内實全く釋氏となり、甚しきは名檢を厭ひ、魏晉清談の風を演ずるに至りき、○汗下なりとも云云とは、孟子公孫丑上に、宰我子貢有若、智足以知聖人、汗不至阿其所好と、集註に、假使汗下必不阿私所好而空譽之曰明其言之可信也と見ゆ、○鵲の鵬を笑ひとは、莊子逍遙に、有鳥焉、其名為鵬、背若泰山、翼如垂天之雲、搏扶搖羊角而上者九萬里、絕雲氣、負青天、然後圖南、且適南冥也、斥鴳笑之曰、彼且奚適也、我騰躍而上、不過數仞而下、翱翔蓬蒿之間、此亦飛之至也、而彼且奚適也、此小大之辨也と見ゆ、斥鴳は、斥澤の小鳥也といひ、小雀也といひ、鵲の屬なりと云ひ諸説あり、

な棄て、省みず、天上天下唯這良知あるのみ、一轉して王龍溪に至りて、良知涵養上更に先天後天の二義を説く、先天の工夫に至りては、直に向上原頭に溯り、衆流を截斷し、善惡名字の表に出つ、修證を假らずして靈臺に坐し、工夫を費さずして大用現前す、茲に至りて、かの本來無一物何處惹塵埃と云へると何の差がある、禪學となるといふもの豈に過言ならんや、○禪學とは、八宗綱要に、禪宗者、佛法玄底、甚深微妙、本來無一物、本無煩惱、元是菩提、達磨西來、不立文字、直指人心、見性成佛、不同餘宗、森森萬法、相違法義、重重扣論、天竺二十八祖、以心傳心、彼第二十八祖達磨大師、梁世傳之、澳地乃至六祖次第相承、然五祖之下南北二宗始分と見ゆ、案するに、教相名字の藩を出て、格外の玄風を尋ね、端的に明心見性を談して、頓證成佛を決するは禪の大宗なり、然れども機に被らしむるに至りては、淺深頓漸の差あるを免れず、是三根理致機關の別ある所以なり、蓋し、龍溪の如きは、向上不傳の樊に遊ぶものか、○嘉靖萬曆とは、明の世宗及神宗の年號なり、この時分は、餘姚の末流益禪風に流れ、表面儒者を稱して内實全く釋氏となり、甚しきは名檢を厭ひ、魏晉清談の風を演ずるに至りき、○汗下なりとも云云とは、孟子公孫丑上に、宰我子貢有若、智足以知聖人、汗不至阿其所好と、集註に、假使汗下必不阿私所好而空譽之曰明其言之可信也と見ゆ、○鵲の鵬を笑ひとは、莊子逍遙に、有鳥焉、其名為鵬、背若泰山、翼如垂天之雲、搏扶搖羊角而上者九萬里、絕雲氣、負青天、然後圖南、且適南冥也、斥鴳笑之曰、彼且奚適也、我騰躍而上、不過數仞而下、翱翔蓬蒿之間、此亦飛之至也、而彼且奚適也、此小大之辨也と見ゆ、斥鴳は、斥澤の小鳥也といひ、小雀也といひ、鵲の屬なりと云ひ諸説あり、

○蠡にて海を測る」とは、漢書東方朔傳に、以筭闕天、以蠡測海、以莛撞鐘」と見ゆ、蠡には二説あり、一は瓢瓢也といひ（漢書張晏註）、一は蚌蛤也といふ（文選四十五銑註）、後説従ふべし、○井に坐て天を觀て云云」とは、原道に、老子之小仁義、非毀之也、其見者小也、坐井而觀天、曰天小者、非天小也」とあるをいふ、○雷同瓦鳴」雷同とは、禮記曲禮に、毋勦說、毋雷同、必則古昔稱先王」と、陳註に、聞人之言而附之謂之雷同、如雷之發聲而物同應之也」と見ゆ、瓦鳴とは、楚辭卜居に、黃鐘毀棄、瓦釜雷鳴」と、文選二十三の翰註に、瓦釜喻庸下之人、雷鳴者驚衆也」と見ゆ、○國家百年以來云云」とは、徳川氏幕府を立てて以來惺窩羅山等朱學を唱へ、又學者彬々輩出して程朱の學を弘めしをいふ、當時儒學の一班は、先哲叢談に就いて知るへし、○ちかき比備作る人あり」とは、伊藤仁齋の宋儒を排して古學を立てしを云、仁齋の前に山鹿素行われども、其著聖教要録の翻刻、仁齋の書に後れ、且其兵家なるをもて、人多くは知らず、古學の首唱は仁齋に歸せり、備とは、禮記昏に、孔子謂爲芻靈者善、謂爲備者不仁、不殆於用人乎哉」と、陳註に、中古爲木偶人謂之備、則有面目機發而太似人矣、故孔子惡其不仁、不知末流必有以人殉葬者」と見ゆ、是より不善を創唱するを備と云ふ也、（孔子の備をにくみしことは孟子にも出てたり）、○老蠹の備いて」とは、物徂徠をさせるなるへし、○猖狂の論」とは、莊子齊に、猖狂不知所往」と、又、同山木猖狂妄行」とあり、猖は、玉篇に在駭也」と見ゆ、○一犬虛を吠れば云云」の語、潜夫論賢難に見ゆ、○韓愈も佛老盛に行れし時に生れて云云」は、韓退之が與孟尚書に、釋老之害過於楊墨、韓愈之賢不及孟子、孟子不能救之於未亡之前、而韓愈乃欲全之於已壞之後、嗚呼、其亦不量其力、且見其身之危莫之救以死也、雖然使其道由愈而粗傳、雖滅死萬萬無恨、天地鬼神、臨之在上、質之在傍、又安得因一摧折自毀其道以從於邪也」とあり、○わなかしこ」とは、わな、畏し、恐れ多しなどの意也、又轉して事を慎む意にも云へり、今も後の意也、

○釋源空かちかひ

○源空上人」釋源空、姓は漆間氏、作州稻岡の人なり、父時國、怨者の爲に害せらるゝに及び、遺命して出家せしむ、源空幼にして俊異、成人の如し、十五歳にして叡山源光の門に入り、又、功德院皇圓に就き天台の教義を學ぶ、後、黒谷の叡空に從ひて眞言密教及び大乘戒を受く、是れより黒谷にありて研鑽多年、廣く一代の經論内外の典籍を涉獵し、慧解深博を極む、保元元年、聖道自力門の末代に相應せざるを嘆し、黒谷を出て、諸宗の名匠碩學に參し、問難攻究す、一日、源信の往生要集を讀み、淨土易修の道あるを知る、善導の觀經疏を讀むに及び、脫然舊學を棄て、淨土門に歸入す、爾後、居を吉水に占め、専ら淨土の教を弘む、相國藤原兼實、深く歸依し、屢其第に請して淨教を講せしむ、又、命によりて選擇本願念佛集を撰して上る、承元元年、叡山南都の講講に遇ひ、氏名を貶し土佐へ流さる、建曆元年、免されて歸京す、是より東山大谷に住して偏に淨土教を弘通し、明年八十歳にして入寂す、（拾遺古傳傳による、僧、圓光大師傳、元亨釋書、十六門記、本朝高僧傳等にも詳傳あり）、上人の號に付ては、釋氏要覽に、古師云、內有智徳、外有勝行、在人之上、名上人」と見ゆ、又、

釋の姓を稱するは、剃髮染衣して釋迦種を紹くによりてなり、委しくは、釋氏要覽姓氏部を見るべし、○九條月輪殿藤原兼實は、關白忠通の第三子也、家、九條と號す、保元三年、正五位下に叙せらる、累遷して權大納言となり、右近衛大將を兼ね、長寛二年、内大臣となり、仁安の初、東宮傳を兼ね、尋いて右大臣に轉し、承安の末、從一位に叙せらる、兼實、博く典故に通ず、故に朝廷疑議あることに數、咨詢せらる、源平騷亂の際、言を建て策を獻し、匡救輔導尤も勤めたり、源賴朝、弱を鎌倉に定むるに及び、兼實の賢を稱し、薦めて攝政となす、然れども、素、法皇の意にあらす、諺間又稍行はれしかば、強ひて位を辭し、門を杜らして出でず、法皇、慰諭して許し給はず、五年、太政大臣となる、幾はくもなくして之を辭し、建久二年、關白となる、七年、位を辭す、時に源通親、外戚の權によりて威福を擅にす、兼實、政に預らすと雖も常に之を憤りき、建仁二年、削髮して圓證と號す、承元元年、六十歳にして薨す、世に月輪關白と稱す、其目錄、玉海あり、兼實、雅、公輔の望あり、其攝政たりし時、志、善政を行ひ、言路を通し、廢典を修むるに在りき、故に天下稱して良相となす、(大日本史百五十七に詳傳あり)、○一牧起請の文、和語燈錄卷一に載せ、又別行して行はる、文に曰はく、「もろこし我朝に、もろくの智者たちの、沙汰し申さる、觀念の念にも非ず、又學問として念の心をさとりて申す念佛にもあらず、た、往生極樂の爲には、南無阿彌陀佛と申せば疑なく往生するぞと思とりて、申す外には別の子細候はず、但、三心四修なんぞ申す事の候は、みな決定して南無阿彌陀佛にて往生するぞと思ふうちにこもりて候也、此外に與ふかき事を存せば、二尊の御あはれみにはづれ本願にも候べし、念佛を信せん人は、たとい一代の御のりをよくく學すとも、一

文不知の愚鈍の身になして、凡入道の無智の輩にかなしくして、智者のふるまひをせずして只一向に念佛すべし」已上、さて、この一牧起請文は、源空、建曆二年正月、大期に臨み、書して弟子勢觀に授けたるものにして、其意、没後の異説を防ぎ、門徒安心の標準となさんか爲なり、九條殿へ遣はし、とは、全く誤りなり、又、念佛して極樂に生る、といふ事誤らば、源空、地獄に墮つべしと、いふ事なんありけると語りしとあるも違へり、但し、一牧起請文に、「此外に與ふかき事を存せば二尊の御あはれみにはづれ云云」といへるを見るに、念佛往生の、方便虚説にして、外には深奥なる眞實義ありて言はざることならば、釋迦彌陀の憐愍にはづれ地獄に墮つべしといふ意なれば、意義の上よりは誤りとも云ふべからず、起請文とは、誓約を立て、神佛の證明を請ひ、異日もし違言等あらば、神佛の罰を蒙るべしと誓へる文といふ、起請の語、もとは、た、誓約のこゝろなりしか、上の如き勸請起請の意に用ひたるは、古今著聞集には、實緣阿闍利に始まると云ひ、世事百談には白河、鳥羽の朝、既にありとの説を擧げ、徒然草には、慈惠僧正に始まるといひ未だ詳ならず、なほ委しくは、白石遺文卷下、起請文考證に付て見るべし、○念佛とは、阿彌陀佛の名號を稱ふるを云ふ、淨土三經に、一向專念無量壽佛、又執持名號、又持無量壽佛名、又稱南無阿彌陀佛と見ゆ、念佛は、心念の義にいふ事もあれど、今は口稱の義なり、○極樂とは阿彌陀經に從て是西方、過十萬億佛土、有世界名曰極樂、其土有佛、號阿彌陀、今現在說法、舍利弗、彼土何故、名爲極樂、其國衆生、無有衆苦、但受諸樂、故名極樂と見ゆ、極樂の狀相は、同經、及び大無量壽經、往生要集等に詳説あり、念佛申して極樂に生る、とは、淨土一家の宗義にして、支那の道神善導等盛に之

○驗善雜語註釋上、釋源空のいふ

を唱へしが、我國の源空之を傳へて、往生之業念佛爲本と談し以て淨土宗を開創せり。○地獄」とは佛家にて立つる六道の一なり、現世にて罪惡を犯すもの、罪の淺深に従ひて種々の地獄に墮つといへり、地獄の種類に付いては、或は八寒、八熱、孤獨、の三とし、或は根本、近邊、孤獨の三となす又、その名義に付いては、釋氏要覽に、大毗婆沙論を引いて「今稱地獄者、地底也、下也、謂萬物之中最在底下也、獄局也、謂拘局不得自在故」と見ゆ、僧、その詳説は、三界義以下に出つ、○狗死の制禁云云」足利氏の頃より、武人の風習にて、主君の恩を受けしもの、主の死後に切腹して、幽界にまでも奉公せんとするもの多く、徳川氏の頃に至りても其風やまざりしが、寛文三年、幕府、令を下して之を嚴禁せり、さて、狗死は、支那にて早くその風ありて、史記に秦武公卒して始て人をもて死に従はしめしよし見えたり、又、日本古代にも既に之れありきと見え、靈仁帝の時、野見宿禰の讒に従ひ、土偶をもて之に代へさせ給ひしこと國史に見ゆ、○輿論」輿は、衆也多也、衆人宿禰の讒に従ひ、土偶をもて之に代へさせ給ひしこと國史に見ゆ、○中」の語、中古の頃までは、却りの議論といふ義也、左傳に、晉文公聽輿人之譎こと見ゆ、○中」の語、中古の頃までは、却りの意に用ひしが、鎌倉以降やうやう轉りて、相應に容易になど意となれり、○こしらへ」とは、雅語譯解に「なだめる、取なす、すかす、すゝめる」と解せり、○菩提所」菩提を祈る所の意にて、檀家の教化葬祭及追福を行ふ寺院をさす、菩提とは、梵語なり、翻譯名義集卷五に、肇師云、道之極者、稱曰菩提、秦無言以譯之、後代諸師皆譯爲道、以大論翻爲佛道故」とありて、迷界煩惱の繫縛を脱して、大悟涅槃の妙境に達する大道をいふなり、○知舊」知己故舊をいふ、○覺悟」漢語の意は、只さちはやく」とは、俗にいふすばやき事なり、いとばやくの轉なるべし、○覺悟」漢語の意は、只さ

めさるといふ事なれども、本朝の俗語となりては、専ら心構へ、決心等の意に用ひたり、○皇天后土」書經武成に、底商之罪、告于皇天后土、所遇名山大川こと見ゆ、皇は大なり、天を尊んで皇天といふ、又肩土とは、左傳昭公二に、土正曰后土と、註に、土爲群物主故稱后也」と見ゆ、○釋氏の教は有を無にし云云」とは、佛の教は、實在現象の者を虛無となし寂滅に歸するを詮とす、然るに地獄極樂の如き全く無きものを、方便して實に有りといはざれば、現實萬象の有るものを虛無とするに不都合なり、故に地獄極樂などはもと虛なる事としれども、眞實も假設も一にして二なし、要は、只空の一字に會入せしむれば足れり、勸化の方法は權を見て施すに不可なしと見取りて、此の現世界をすて、極樂に生るゝ教を立て、人人を導きたれば、智愚賢不肖の別なく、言語道斷心行所滅にて、盡く唯彌佛名罪障消滅の中に歸して餘事なく、寂滅爲樂の本意に叶ひぬ、是れが釋迦の密旨なり、我國諸宗の祖師など、みな此旨を以心傳心し、かりそめにも地獄極樂の事を浮言といはず、實に有るやうに言ひなすとなり、○往生の教」とは、淨土門にて、現世に佛果を開くは、凡夫の機として能はざるにより、佛の願力を憑みて、死後極樂に生れて成佛すと教ふるをいふ、その義、淨土三經に詳なり、又、極樂と云ひ往生と云ひ、小乘淺近の教に似たりとの疑難を辨すること、淨土論註に詳なり、○衆生」とは、釋氏要覽に、謂衆緣所生故、又祐法師云、衆共生世故名衆生」とあり、按ずるに、人身の組織上より云ふと、社會的生活をなす上より云ふとの二義なり、○念佛滅罪」とは、觀經に、如是至心、令聲不絕、具足十念、稱南無阿彌陀佛、稱佛名故、於三念中、除八十億劫生死罪云云」といひ安樂集に、若人菩提心中、行念佛三昧者、一切煩惱、一切諸障、

悉皆斷滅」と説けり、○釋迦如來」とは、佛教の教祖たること世人の知るところなり、その傳、釋迦等に出づ、釋迦は、具には釋迦牟尼と云ふ、翻譯名義集に、「據華云、此云能仁寂默、寂默故不住生死、能仁故不住涅槃、悲智兼運立此嘉稱」中尋又發軔云、能仁是姓、寂默是字」と、又釋迦牟尼を度沃焦と翻する説をも出せり、如來とは、成實論に、乘如實道來成正覺、故名如來」とありて、眞實實諦の理より顯現して正覺の相を示すと云ふ、但し、如來に、法報應三身の差あれども、今は八相成道應身の釋迦如來をさす、○心をもて心に傳て」とは、傳燈錄卷十三に、佛滅後付法於迦葉、以心傳心」とありて、大梵天王問佛決疑經に、釋迦、靈山會上に於て一枝の蓮華を拈し、迦葉、破顏微笑して、正法眼藏、無相微妙の法門を付授せられしを説けるをさす、而して、此語、禪徒所用の名稱なれども、其義は餘宗も之を取る、莊子天道の輪人、桓公に答へし條の如きも、亦この意あり、○淨土」とは、大藏法數卷五に、謂其地純以金剛所成、衆寶間錯、種種莊嚴、皆悉殊勝、即華嚴世界西方安養等世界也、以其無有四趣五濁等穢惡、是名淨土」とありて、さきに云ひし極樂と同じ、たゞ極樂は、地獄に對して、苦樂の上より名け、淨土は、穢土に對して、淨穢の上より名くるの異なるのみ、○生死を出離する法」とは、佛教にて、現世界の生死轉變あるを、業惑の所感にして迷妄也とし、之を出離して不生不滅無衰無變の佛界に到らしむるを詮要とするを云ふ、○吾儒至誠をもて人を教化する云云」とは、近思錄辨異に、明道の語を擧げて、「或曰釋氏地獄之類、皆是爲下根之人設此、怖令作善、先生曰、至誠貫天地、人尙有不化、豈有立爲教而人可化乎」といへると語意相似たり、○雲泥」とは、白氏文集卷二女に昔年洛陽社、貧賤相提携、今日長

安道、對面隔雲泥」と見ゆ、雲は天に在り泥は地にあり、故に懸隔する甚しきに喩ふる也、

(拾遺)

○釋「古今事類全書前集」に、晉道安授業於佛圖澄、姓帛氏、以師莫過於佛、遂以釋爲姓、中夏沙門稱釋、自道安始」とあり、

○異説まぢく

○徒然」とは、和訓栞に、「つらね」の義、物をれもいつゝをるといふ、後には獨りさひしさをいへりとも見ゆ、○當代異説の事」とは、元祿享保の際、程朱學の外に種々異説の起りしを云ふ、○或は我國の道とて云云」とは、山崎闇齋の一派をさす、○或は陽明か學とて云云」とは、中江藤樹熊澤番山等をさす、○或は古の學とて云云」とは、伊藤仁齋の一派をいふ、○道は天にいて、云云」とは、董仲舒の對策に、「道之大原出於天、天不變道亦不變云云」と見ゆ、○わか國の道とて云云」とは、闇齋、晩年に、吉田家の神道を學び、皇張敷衍して一家をなししを評せるなり、今試に、その神道説を略述せば、先哲叢談卷三に、闇齋學初專祖濂洛、及晩從吉川惟足者、學本邦所謂神道、遂立一家言、此道爲中興祖、其言曰、伊井諸尊、伊井冊尊、順陰陽之理、正彝倫之始、嗣之天照大神、以三種神聖治海內、夫神者天地之心、人者天下之神物、蓋天人唯一、而其道之要、在土金之教而已、土即敬也、土與敬、倭訓相通、而天地之所以位、陰陽之所以行、人道之所以立、皆

出_レ自_レ此、乃合_レ之居敬窮理之說、曰、神聖之出于世、東西雖異處、其旨自妙契矣」と、又云、閻
 齋深欽_レ猿田彦神、每云、道者大日靈貴之道、而教者猿田彦之教也、乃以_レ庚申日_レ祀_レ之」とあり、猶そ
 の詳説は、其著神代卷風葉集等に見ゆ、○良知の説とて窮理にはなるへからず」とは、藤樹派の、
 陽明の良知説を信して程朱を非するを斥して云へるなり、良知の説は、前に略述せしが、今、陽明の
 語二三を摘出せば、傳習錄卷中に、「心之虛靈明覺、即所謂本然之良知也」と、又云、「性無_レ不善、故
 知無_レ不良、良知即是未發之中、即是廓然大公寂然不動之本體、人人之所_レ同具者也、但不_レ能_レ不
 昏_レ蔽於物欲、故須_レ學以去_レ其昏蔽、然於_レ良知之本體、初不_レ能有_レ加_レ損於毫末也」と、又云、「未發
 之中即良知也、無_レ前後内外、而渾然一體者也」と、これにてその良知説の一斑を知るへし、窮理説は、
 程伊川、専ら之を説き、朱子に至りて盛也、近思錄教類に、程伊川曰はく、凡_レ一物上有_レ二理、須_レ是
 窮_レ致其理、窮_レ理亦多_レ端、或讀_レ書講_レ明義理、或論_レ古今人物、別_レ其是非、或應_レ接事物、而處_レ其當、皆
 窮_レ理也」と、又云、自_レ一身之中、以至_レ萬物之理、但理會得多、相次自然豁然有_レ覺處、また、朱
 子の大學補傳には、大學始教、必使_レ學者即_レ凡天下之物、莫_レ不_レ因_レ其已知之理、而益窮_レ之以求_レ至_レ
 乎其極、至_レ於用力之久而一旦豁然貫通焉、則衆物之表裏精粗無_レ不到、而吾心之全體大用無_レ不明
 矣、此謂_レ物格、此謂_レ知之至_レ也」と説けり、因みに、窮理と涵養との關係を述べんに、朱子曰はく、
 涵養中自有_レ窮理工夫、窮_レ其所_レ養之理、窮理中自有_レ涵養工夫、養_レ其所_レ窮之理、兩項都不_レ相離、纔
 見成_レ兩處、便不_レ得_レと、又云、能窮理則居敬工夫自益進、能居敬則窮理工夫日益密」と（性理大全卷

四十八所引)、なほ委しくは、朱子の文集語類等に就て見るへし、○鄒魯の學とて濂洛にたかふへか
 らず」とは、仁齋の、論孟二書を主とし、程朱を排せるを斥する也、鄒魯は孔孟の生地なり、莊
 子天下に、鄒魯之士縉紳先生」とあり、濂洛とは、周茂叔及び二程子をさす、周子は濂溪の人、二程
 は洛陽の人なるをもてなり、さて、仁齋の宋儒に對する異論は、扁鵲藥匙を棄つる條に出すへければ
 今は省きつ、○志を遷て」とは、書經說命に、惟學遷_レ志務時敏、厥修乃來」とあり、○藩籬をも
 窺はず」とは、その堂奥は云ふも更なり、外部のかきの中をも窺ひ知らざるをいふ、○うたてしく
 とは、和訓栞増補の説に「うたては、うた」と云ふに同じ、轉をうた」とよめるも、物の旋轉りて、あ
 やにくにその事のかさなり來るをいふ也、中庸世俗の詞に、うたてありなといふに、た、あまりなとい
 ふはかりにはあらず、まさなき心ともさこえたり、よきことにもあしきことにもかよへとも、わるき
 ことにのみいひならはしたり」とあり、○程朱は世代ちかく明朝に至て或は讓る人もありける」と
 は、程朱は宋朝に出て、年歳の隔たることも遠からず、又、明に王陽明等出て、讓りたるをいふ、
 ○毛遂か所謂云々」とは、史記平原君傳に、毛遂、平原君の爲に楚に使し、楚王に迫りて盟誓をなさ
 しめたる條に、遂定_レ從於殿上、毛遂左手持_レ盤血、而右手招_レ十九人、曰、公相與歃_レ此血於堂下、公等
 錄錄、所謂因人成_レ事者也」とあり、委しくは本傳を見るへし、○神道とはいへど其説をさくに云
 云」とは、閻齋の説をさす、湯武叛逆の類といへること、未だ確證を見ず、然れども閻齋は、神道に
 變せざる時より、最も大義名分を重んじたる人にて、門下に靖獻遺言の著者なる淺見安正を出し、經

なれば、放伐に憚焉たらざりしは明なり、文會筆錄卷四^{三十四}湯武放伐に就いて、諸説を引き終りに、「孔子謂武未盡善亦殷之臣也、夫天吏猶不_レ免_レ斯讓、矧漢唐宋明權謀之主乎、其間漢光武之起也、其義最正而質_レ於湯武之揚_レ矣、予故曰、以_レ征伐_レ得_レ天下_レ不_レ愧_レ于天地_レ者、獨光武耳」と云へるを見て、一斑を知るへし、猶其著書に就いて考ふへし、さて、翁か之を評して、仁義の外に有にやと云へるは、孟子^{梁惠}の誅一夫紂章の意によりて、湯武仁義の師をもて、仁義を殘賊せる桀紂を討ちしを非となさば、その道といへる者、孔孟の所謂仁義の外の別道なるかと評破したる也、○良知といへど其説をさくに云云」とは、藤樹蕃山等をさす、佛性を明德と並へ稱しとは、未だ本説をみず、然れども、藤樹が、「余看_レ佛書、其與旨亦悉包_レ合于吾儒教中、若彼教別有_レ好意思_レ學_レ之亦可也、彼亦不_レ過_レ明_レ其心_レ」といひ（藤樹全書）、又、釋迦達磨は、無意無念無欲を大覺とし佛性明悟となせども、なほその上に向上りて、神理の靈氣、不二の二、不二の一の聖神あることをしらすといひ（翁問答）、蕃山が、悟道見性の圖を出して、異端といへども寂然不動無欲無爲の性を見たるは一也、されども、未だ無を窮盡せずして、寂然無爲にしてわらはれずわとなさの異を見て佛性となすは、聖學と異りとなせる（集義和書）を見て、その備佛同異の意見を知るへし、○佛性」とは、大藏法數卷九に、眞性平等猶如_レ虚空、於_レ諸凡聖_レ無_レ所_レ限礙、故名_レ佛性」とて眞性は、賢愚迷悟に通して普遍的に具足す、唯之を顯彰するとせざるとの別あるのみとは、大乘家の通説なり、而して又、三因佛性、三佛性等の名あり、○辨慶を智仁勇の士といへば」とは、蕃山の集義和書卷一に、「切士にては、辨慶、氣質に知仁勇ある人に候、かくれたる處ありて世人知事まれなり、勇にかさのあること、たくひすくなく、知謀は泉のわき出るか如し、仁は士にて時にあ

はざるゆへに見えかたく候、勇知にならふへき仁愛みえ申候云云」以下詳説あり、文長ければ略す、さて、翁が評して、其いはゆる良知は是非の心にあらざるにやといへるを案するに、聖學の良知といふは、事物の是非邪正を辨別して感はざるにあり、然るに滅倫絶欲非世間的なる佛者の談する心性と良知とを并論し、又、辨慶の如き、剛直任俠賞すべしと雖も、義經兄弟の變に處して義の宜しきを得ず、兄弟の大倫をもて義經を切諫する事もなく、唯艱難を與にし、頼朝の難を避けしめたるのみなるを智仁勇の士となす、かくては、其所謂良知は、是非非の心にあらすして、別の心をいふにやと難せるならん、○古學といへど云云」とは仁齋のを説をさす、大學を聖人の書にあらすとしとは、語孟字義卷下に、大學非_レ孔氏遺書_レ辨あり、其説に曰はく、大學一書本在_レ戴記之中、不_レ詳_レ誤人姓名、蓋齊魯諸儒熟_レ詩書二_レ經、而未_レ知_レ孔孟之血脈_レ者所_レ撰也、其齊家傳以下、言_レ孝弟慈_レ論_レ絮矩之道_レ者、吾有_レ取焉、固能得_レ詩書之意_レ者也、至_レ乎其列_レ八條目_レ及其所_レ說學問之法、則不_レ能_レ無_レ疑」とて、以下、八條目の階級的なる、大に孔孟易簡の教に異なるを論し、又、正心章の禮義の準據を示さずして汎然正心を説くを斥し、其他、明德の語を難し、生財有大道章の功利説に近きを駁する等異論多し、又、其著大學定本に於ける異説も、大抵之に同し、次に、孔釋の道二つなしとの説は、仁齋か送_レ浮屠道香師_レ序に夫自_レ學者_レ見_レ之、固有_レ儒有_レ佛、自_レ天地_レ見_レ之、本無_レ儒無_レ佛、唯其_レ一道而已、所謂道云者、即天下之公道、而非_レ一人之所_レ得而私_レ焉、雖_レ聖人_レ莫_レ能_レ損_レ益_レ之也、中_レ尋天地之間、必有_レ父子、有_レ君臣、有_レ夫婦、有_レ昆弟、有_レ朋友之交、晨與而夜寢、夏葛而冬裘、雖_レ天下_レ不_レ能_レ改焉、雖_レ聖人_レ不_レ能_レ易焉、亘_レ古今_レ而準_レ四海、根_レ乎人心_レ而通_レ乎物理、是吾所謂_レ一道也、雖_レ佛不_レ能_レ離_レ於今日之天

地而獨立焉、則可知離今日之天地而無所謂道者也、師之道、吾之道、豈有二焉乎哉、又唯其是而已云々(古學先生文集)とあるをさせる也、蓋、この説は、畢竟、儒教の大道を贊したる者にして、教學上の異同論にあらず、教理の議論に至りては、その語孟字義、童子問等に、辨難攻撃餘力を遺さる也、さて、翁か評して、徳性の外にやあらんと云へるを案するに、大學の三綱八條目は、皆人々固有の徳性を發揮し、人欲を去り天理の本然に復せしめんとするにあり、然るを聖人の書にあらすと云ひ、又孔釋の道、天地懸絶せるを同一にして二なしと云ふを見れば、天賦の徳性を外にして別に主とする所あるにやと難したるなるへし(釋氏は、人倫を破り徳性を混はし、有跡無用の悟道を談すとは、程朱以來の説なれば、かく評破せしならん、されど仁齋の説は、教理の同一説に非れば、此難いか、か、但、仁齋の説にも、語弊は之なきにあらず)、○陽明も支離をもて朱學を譏りしとは、傳習錄卷中に、夫萬事萬物之理、不外於吾心、而必曰窮天下之理、是殆以吾心之良知爲未足、而必外求於天下之廣、以裨補增益之、是猶析心與理而爲二也云云と見ゆ、猶詳説は本書に就いて見るへし、支離とは、俗にはなれ〜といふ意也、莊子人間、支離疏の條に見ゆ、

○心のめしひ

○邪説を距く』の邪説は、前章に述べたる諸異説をさす、○孟子も楊墨を距て云云』とは、孟子原文に、墨王不作、諸侯放恣、處士橫議、楊朱墨翟之言盈天下、天下之言不歸楊則歸墨、楊氏爲我、是無君也、墨氏兼愛、是無父也、無父無君、是禽獸也、公明儀曰、庖有肥肉、廐有肥馬、民有飢色、野有餓莩、此率獸而食人也、楊墨之道不息、孔子之道不著、是邪説誣民充塞仁義也、仁義充塞則率獸食人、人將相食、吾爲此懼、閑先聖之道、距楊墨、放淫辭、邪説者不得作云云、又云、我亦欲正人心息邪説、距詖行、放淫辭、以承三聖者、豈好辯哉、予不得已也』とあり、孟子、楊墨の徒と相辨せしこと、滕文公篇等に詳出す、楊子の、極端なる個人主義を唱へ、快樂全生説をなせること、列子の楊朱篇に見ゆ、又、墨子の、社會平等主義の道徳説を唱へ、利用薄葬等の説を立てたる事、墨子に詳出す、但し、楊朱の説、全書傳はらず、また墨子の書、親士修身二篇の外、みな門流後人の手になり、二子の眞説を知るを得ざるは惜むへし、○君子は經に反るのみ』とは、孟子專心に、君子反經而已矣、經正則庶民興、庶民興斯無邪慝矣』と、集註に、反復也、經常也、萬世不易之常道也云云と見ゆ、○此ころの事にて候る儒者の説とて云云』とは、物徂徠の説をさす、道は天地に出づるにあらずとは、辨道に、道者統名也、舉禮樂刑政凡先王所建者、合而命之也、非離禮樂刑政別有所謂道者也』と、又曰、先王之道、先王所造也、非天地自然之道也、蓋先王以聰明睿知之徳、受天命、王天下、其心一以安天下爲務、是以盡其心力、極其知巧、作爲是道、使天下後世之人由是而行之、豈天地自然有之哉云云と見ゆ、又、道は事物當然の理にあらずとは、同書に、如宋儒訓道爲事物當行之理、是其格物窮理之學、欲使學者以己意求夫當行之理於事物、而以此造禮樂刑政焉、夫先王者聖人也、人人而欲操先王之權、非僭則妄、亦不自揣之甚』とあり、又、道は文雅風流のものなりとは、同書に、古者道謂之文、禮樂之謂也』といひ、辨名下に、文者所以狀道而命之也、蓋在天曰文、在地曰理、道之大原出於天、

二六

古先聖王法天以立道、故其爲狀也禮樂粲然、是之謂文」といひ、徂徠答問書下に、「道と申候は事物當行の理にても無之、天地自然の道にても無之、聖人の建立なされ候道にて、道と云は國天下を治め候仕儀、初、聖人の教は、専ら禮樂にて風雅文采なる物に候、心法理窟の沙汰は會而無之事に候」と云へり、又、五倫の内に夫婦のしたしみはかり天性也云云」とは本説詳ならず、按するに、答問書下に、「道は聖人の建立し玉へりといふこと、先、道の内にも、おも立たる事は五倫にて候、五倫の内に父子の愛天性に候、兄に悌を行ふといふは、幼少より父母のひた物に教る故にこそ存候へ、教なきものはかつて兄を敬する事は不存候、夫婦之倫は伏羲の立玉へる道なり、洪荒の世は只畜類の如くにこそ候へ、まして君臣朋友の道に至りては、聖人の立玉へるによりてこそ人は是を存候へ云云」といへる説の誤聞にはあらじか、○其作者聖人なるか故に云云」とは、道は聖人の作る所也とは前に畧抄せしか、聖人は作者の稱也といふこと、辨名卷上に委しく見ゆ、又、道の變不變に付ては、同書に、蓋道者、堯舜所立、萬世因之、然又有隨時變易者云云」とて、五倫の道の如きは古今に亘りて變ずることなしと云へり、○東坡か日喻」は八大家文讀本卷二十四に載せたり、文に曰はく、生而眇者不識日、問之有目者、或告之曰、日之狀如銅槃、扣槃而得其聲、他日聞鐘以爲日也、或告之曰、日之光如燭、捫燭而得其形、他日揣籥以爲日也、日之與鐘籥亦遠矣、而眇者不知其異、以其未嘗見而求之人也、道之難見也甚於日、而人之未習也、無以異於眇云云」とあり、籥は樂器也、正字通に、築銅爲之、形如盆、大者聲揚、小者聲殺」と見ゆ、○記誦儒」は老學自叙章下に出せり、○涉獵」とは、書言故事に、博覽曰涉獵」とて、漢書賈山傳に、涉獵

書記不能爲醇儒」と云へるを引けり、顏師古の註に、涉若涉水、獵若獵獸、言歴覽之不能專精也」と見ゆ、○僉議」とは、詮議といふに同し、諺草、齊東俗談等に詳説あり、○學は遠く荀莊か餘毒に及ひ云云」とは、徂徠の、心性を蔑にして禮義を重んじ、詭辨を張り、名檢を疎外するは、荀子莊子の説を取れるもの、又、韓柳を退け、先秦古文辭を主張するは、王世貞李于鱗の浮華を摸したるにすぎずとなり、○曲學」の語、史記儒林傳に、「固曰、公孫子務正學以言、無曲學以阿世」と見ゆ、○とかく世は奇怪を好む」とは、韓愈の原道に、人之好怪也、不不求其端、不訊其末、惟怪之欲聞」と見ゆ、○周禮に造言之刑ある」とは、周禮卷十官に、以郷八刑糾萬民、一曰、不孝之刑、二曰、不睦之刑、三曰、造言之刑、八曰、亂民之刑、とあり、鄭註に、造言詭言、惑衆、亂民亂名改作、執左道以亂政也」といへり、周禮は、周の官職法制を記するもの也、周公旦の作と傳ふれども、古來多く之を疑ふ、其官職を設くる、大分して冢宰、司徒、宗伯、司馬、司寇、司空の六となし、之を天地春夏秋冬に配す、而して一官毎に各六十官あり、合して三百六十官あり、大小巨細條理整然たり、支那古代の法制書として缺くへからざる寶典也、唯、冬官佚亡し、考工記をもて闕を補へるは、惜むべしとす、○大厦の一木」とは宋書に袁粲與劉秉謀誅蕭道成、褚淵知之、以告道成、遂使載僧靜攻粲、粲謂其子景曰、本知一木不能支大厦之崩云々」とあり、楊墨者聖人之徒也」と云ひ、楊子法言に、古者量分際也、○宋人の章甫を越に賣る云云」とは、莊子遊に、宋人資章甫而適諸越、越人斷髮文身、

無所用之」とあり、章甫は、殷の冠名也、禮記儒行に、孔子對曰、丘少居魯、衣逢掖之衣、長居宋、冠章甫之冠」と、陳註に、蓋緇布冠、殷世則名章甫、章明也、所以表明丈夫、故謂之章甫耳」と見ゆ、○鄧客の陽春を楚に唱ふる」とは、新序卷一に、楚威王問於宋玉曰、先生其有遺行邪、何士民衆庶不譽之甚也、宋玉答曰、唯然有之、願大王宥其罪、使得畢其辭、客有歌鄧客者、其始曰下里巴人、國中屬而和者數千人、其爲陽陵採薇、國中屬而和者數百人、其爲陽春白雪、國中屬而和者數十人而已也云云」と見ゆ、鄧客とは、鄧にゆきし客といふ義にて、鄧人をさすにはあらず、後世、善歌者を鄧人といふの誤りは、夢溪筆談卷五に辨あり、又、同書に、古楚都なる鄧の地理を論して、今江陵北十二里、有紀南城、即古之鄧都也、又謂之南鄧」といへり、賦舌の俗とは、楚人といふ、孟子公孫文に、今也南蠻賦舌之人云云」とありて、楚は、古荆蠻の地にて、音聲中國と同じからず、博勞の聲に似たりと云ふ意也、○詩にいはいく知我ものは云云」詩經國風黍離に、彼黍離離、彼稷之苗、行邁靡靡、中心搖搖、知我者、謂我心憂、不知我者、謂我何求、悠悠蒼天、此何人哉」と見ゆ、序に、黍離、閔宗周也、周大夫行役、至於宗周、過故宗廟宮室、盡爲禾黍、閔周室之顛覆、彷徨不忍去、而作是詩也」とあり、此何人哉とは、集傳に、既嘆時人莫識己意、又傷所以致此者、果何人哉、追怨之深也」と解せり、

○愚公か山

○知己と一世に云云」知己とは、史記晏嬰傳に、石父曰、吾聞君子雖於不知己而信於知己者」と

見ゆ又刺客は陳國の、○かしかまし」は喧嘩を云ふ、○女郎花の一時」とは、古今集俳諧歌に、「秋の野になまめきたてる女郎花、あなかしかまし、花もひとよ」とあるによる、上のかしかましの語も、この歌によりてかけるなり、○未鍊」とは、未熟鍊の意也、この語、思ひ切るべき時心の残る事にも云へど、今は別也、○列子」は道家の書にして、列禦寇の撰なりと傳ふ、然れども後世の竄入多く、記事また雜取なり、又、列子の人物に付てもその有無を疑ふものあり、四庫全書簡明目錄に、列子八卷、舊本題周列禦寇撰、而書中有禦寇以後事、故柳宗元列子辨、謂其經後人增竄、高似孫子略、遂以爲莊周寓言、並無其人、然據爾雅疏引尸子廣澤篇、知當日實有列子、特書爲門人所追記耳」といへるは、妥當の説と云ふへし、さて、愚公のことは、全書湯問篇に、太行王屋二山、方七百里、高萬仞、本在冀州之南、河陽之北、北山愚公者、年且九十、面山而居、懲山北之塞、出入之迂也、聚室而謀曰、吾與汝畢力平險、指通豫南、達于漢陰、可乎、雜然相許、遂率子孫、荷擔者三夫、叩石墾壤、箕畚運於渤海之尾、鄰人京城氏之孀妻有遺男、始龀、跳往助之、寒暑易節、始一反焉、河曲智叟笑而止之曰、甚矣汝之不慧、以殘年餘力、曾不能毀山之一毛、其如土石何、北山愚公長息曰、汝心之固、固不可徹、曾不若孀妻弱子、雖我之死、有子存焉、子又生孫、孫又生子、子又生子、子又生孫、子孫孫、無窮匱也、而山不加增、何苦而不平、河曲智叟亡以應、云云」とあり、○一貫」の語、書經洪範に見ゆ、實は、土を盛る器にて土籠ともいふ、○未相」とは、相は、すまのかねの所をいひ、未は、柄をいふ、禮記月令に、天子親戴未相」とあり、○寓言」とは、莊子嘗言に、寓言十九、藉外論之」と、郭註に寄之他人、則十言而九見信」とあり、自ら直

欲封之、以爾稱、以告晏子、晏子對曰、不可也、彼浩穢自順、不可以教、好樂綏於民、不可使親治、立命而建事、不可守職、厚葬破民、貧國久喪、道哀費日、不可使子民云云、と見ゆ、さて、晏子の傳に付いては、史記に、晏平仲嬰者、萊之夷維人也、事齊靈公莊公景公、以節儉力行、重於齊、既相齊、食不重肉、妾不衣帛、其在朝、君語及之即危言、語不及之即危行、國有道即順命、無道即衡命、以此三世顯名於諸侯、とあり、因に云はく、晏嬰か仲尼を毀りしことに付て、司馬公の史刻には、其謬傳なるかを疑へり、この説、ことわりあるべく覺ゆ、○蘇軾か程頤をにくむ』とは、宋史新編、程頤の傳に、神宗喪未除、冬至百官表賀、頤乞改賀爲慰、既除、有司請開宴、頤言、除喪設宴、是喜之也、蘇軾每疾頤、不近人情、至以俚語相侮、といひ、蘇軾の杭州召還乞郡狀に、臣又素疾程頤之姦、未嘗假以色詞、と云へるを見て知るへし、下の忠厚のこゝろ、○漢の楊雄云云』楊雄、字は子雲、蜀郡成都の人也、少にして學を好む、博覽を務め見ざる所なし、人と爲り伏揚、口吃にして劇談する能はず、沈黙湛思、清靜寡欲にして貧富を以て意に介せず、又廉隅を修めず、以て名を當世に徵じ、嘗て辭賦を好む、司馬相如の賦を喜ひて之を摸し、又、反離騷廣騷等を作りて離騷に擬す、哀帝の時、大立五千言を草す、人之を譏りしかば、雄、解嘲解難を作りて之に答へき、雄、初め、大司馬玉音の知る所となり、召されて門下の史となりしが、後、三世官を徒されず、王莽位を篡するに及び、耆老を以て大夫となる、偶、劉棻、甄豐、符命を獻して罪せられ、辭雄に連る、獄吏來りて雄を取めんとす、雄、時に書を天祿閣上に校せしか、自ら免れざるを知り、乃ち閣上より投す、莽、その罪なきをもて、之を免し、復召して大夫となす、天鳳五年七

十一歳にして卒す、さて、大立經十卷は、雄、易に擬して作れるものにして、晋の范望の注あり、又論語に擬して道德を論述せるもの、法言十卷あり、みな世に行はる、因みに云ふ、明の焦竑か、楊雄莽に仕へざる辨あり、焦氏筆乘卷二に載せたり、史學研究の士、就いて見るへし、王莽の畧傳は烈女種なしの條に出せり、○後世の子雲ありて云云』とは、雄の解難に、師曠之調鐘、疾知音者之在、後也、孔子作春秋、幾君子之前睹也、老聃有遺言、貴知我者希、此非其操歟』と云ひ、韓文卷十七、與馮宿論文書に、昔楊子雲著大立、人皆笑、子雲之言曰、世不我知、無害也、後世有揚子雲、必好之矣、子雲死近千載、竟未有知楊子雲、可嘆也』と云へり、○莽か大夫』とは、朱子の通鑑綱目に、莽太夫楊雄卒』とあるをとる、○知音』とは、人に知らるゝを知音に遇ふと云ふ、列子湯問に、伯牙善鼓琴、鍾子期善聽、伯牙鼓琴、志在登高山、鍾子期曰、善哉哉、峩峩兮若泰山、志在流水、鍾子期曰、善哉洋洋洋兮若江河、伯牙所念、鍾子期必得之』といへるに原づく、○世話にはたけ水鏡』とは、本朝俚諺に、藤原良基公嵯峨野物語に、畠水練とかやの風情ははく侍りと云へるを引けり、この諺は、理論をのみ談して事物の實際に徴せざるを譏れる也、炬燵兵法といふものに似たり、世話とは諺也、下學集に、風俗の郷談也』と云ひ、瓊囊抄に、世の流布の詞』と云へり、○圍碁』圍碁活法に、博物志云、堯造圍碁、以教子丹朱、或云、舜以子商均愚、故、作圍碁、以教之』とあり、○年にかはぬ』とは、年に不相應といふか如し、○つとめて』聖朝を云ふ、○おとなしさ』とは、老成の意、かとならしさを云ふと和訓栞に見ゆ、○未練』とは、こゝは、切腹の際に思ひ切りのあしさを云ふ、徒然草に、未練の狐ばけをんしけるなとあり、○此父なくは此子わらし』とは、

本也、氣也者形而下之器也、生物之具也、是以人物之生、必稟此理、然後有性、必稟此氣、然後有形、又云、太極理也、動靜氣也、氣行則理亦行、二者常相依、而未嘗相離也、又云、太極生陰陽、理生氣也、陰陽既生、則太極在其中、理復在氣之內也、とて、理氣説は、宇宙論より人生論に及びして、哲學の原理をもて倫理の大則とせるは勿論、政治教育心理宗教等の説明に至るまで、皆、これに推本せざるはなし（理氣前後のことは下に出せり）、因みに云ふ、理氣説は、朱儒哲學の第一義にして、一元説、二元説、實相論、緣起論、紛糾交錯、自ら一種研究の好題目なり、今、論述すへき暇なければ省きつゝ、さて、體用とは、朱子曰、太極自是涵動靜之理、却不可下以動靜二分、牀用、蓋靜即太極之體也、動即太極之用也、と、又、動靜の關係に付ては、動靜無端、陰陽無始、本不可下以先後言、然就中間、截斷言之、則亦不害其有先後也、と、又、陰靜之中、自有陽之根、陽動之中、又有陰之根、と云へり、又、之を人生論に應用して、程子は、心一也、有指牀而言者、有指用而言者、と云ひ、朱子は、心主於身、其所以爲牀者性也、所以爲用者情也、と云ひ、陳淳の性理字義卷上には、心有牀有用、具衆理者其體、應萬事者其用、寂然不動者其體、感而遂通者其用、牀即所謂性、以其靜者言也、用即所謂情、以其動者言也、と云へり、仁齋の駁論は、語孟字義等に出づ、零抄せば、同書に、大凡宋儒所謂有理而後有氣、及未有天地之先畢竟先有此理等説、皆臆度之見、而晝蛇添足頭上安頭、非實見得者也、と云ひ、大凡牀用之説、本起於近世、聖人之言無之、唐清涼國師華嚴經疏曰、牀用一源、顯微無間、從伊川用此二句、入于易傳序中、儒者視以爲至珍至寶、固不知其說本自禪學、來とといへる等也、詳説は本書に付て檢すへし、

○性相近し』とは、論語陽貨に見ゆ、程子は、此言氣質之性、非言性之本也』ととけり、○孟子の性善説』は孟子公孫文公に見ゆ、朱註に、性者、人所稟於天、以生之理也、渾然至善未嘗有惡、人與堯舜初無少異』ととけり、○養氣』とは、同書公孫孫文公に、我善養吾浩然之氣、中略其爲氣也至大至剛、以直養而無害、則塞于天地之間、其爲氣也配義與道無是餘也云云』と見ゆ、蓋し、浩然の氣とは、道德的意志の盛大流行勇決無疑なる活動力をさす、而して此氣を養ふは道義にありとする也、なほ、下の浩然の氣の條下に叙述すへし、○夜氣』とは、同書告子子に、雖存乎心、人者豈無之、義之心也、其所以放其良心者、亦猶斧斤之於木也、且旦而伐之、可以爲美乎、其日夜之所息、平旦之氣、其好惡與人相近也者幾希、則其旦晝之所爲、有格之之矣、格之之反復、則其夜氣不足、以存、夜氣不足、以存、則其達禽獸不遠矣』と、朱註に、言人之良心雖已放失、然其日夜之間、猶必有所以生長、故平旦未與物接、其氣清明之際、良心猶必有發見者、但其發見至微、而且晝所爲之不善、又已隨而格之、如山木既伐、猶有萌芽、而牛羊又牧之也、晝之所爲、既有以害其夜之所息、夜之所息、又不能勝其晝之所爲、是以屢轉相害、至於夜氣之生、日以寢薄而不足、以存其仁義之良心、則平旦之氣亦不能清、而所好惡遂與人遠矣』ととけり、さて、養氣は、義理をもて氣を養ふにあり、夜氣は、學者をして平旦の氣を察し、良心を操存して格せざらしむるにあり、平旦の氣をもて一物事となして持養するにはあらず、養氣章の、氣を養ふを工夫の一大事となすとは同じからずと、鳩巢文集後編卷七に見ゆ、卓説と云ふへし、○唐虞三代堯舜及び夏殷周を云ふ、○先聖のいまた發せざる所を發す』とは、程子の語に、孟子性善養氣之論、皆

前聖所未發」とあり、○蹈襲」とは、人の説を襲ひとること、○疑を闕く」とは、論語爲政に、多
開闢疑」とあり、○疎幽膚淺」疎幽は、疎略幽莽の義にて、康熙字典に、幽莽、輕脫尙且也」とと
けり、又、膚淺は、同書に、韻會を引いて、喻、在皮膚不深也」といへり、○彼かいふは天地の間云
云」とは、仁齋の説をさす、語孟字義卷上に、蓋天地之間一元氣而已、或爲陰或爲陽、兩者只管盈
虛消長往來感應於兩間、未嘗止息、此即是天道之全體、自然之氣機、萬化從此而出、品彙由此
而生、聖人之所以論天者至此而極矣、可知自此以上更無道理、更無去處、考亭以謂陰陽非道、
所以陰陽者是道、非也云云」と、又云、故知天地之間只是此一元氣而已矣、可見非有理而後生
斯氣、所謂理者、反是氣中之條理而已云云」と見ゆ、○隱怪」とは、中庸に、索隱行怪」と見ゆ、
○あなたにても先儒の中に云云」とは、吳廷翰等をさす、○理氣前後の説」とは、朱子曰はく、理氣
本無先後之可言、然必欲推其所從來、則須說先有是理、然理又非別爲一物、即存乎是氣之
中、無是氣、則是理亦無掛搭處」と、又云、所謂理與氣決是一物、但在物上看、則二物渾論、
不可分開各在一處、然不害二物之各爲一物也、若在理上看、則雖未有一物、而已有物之
理、然亦但有其理而已、未嘗實有是物也」とあり、なほ委しくは語類文集に付て見るべし、○
老子の語をかりて云云」とは、老子三十九章に、故致數車、無車」とあり、致は極也、老子の傳
は、史記に見えて昔く人の知れる所なれば略す、又、老子の書は、上下二卷、八十一章あり、其説、
無爲玄妙の理を主とし謙下卑弱の道を述ぶ、或は其偽書たるを疑ふ者あれを信じ難し、○軸は、釋名
に「抽也、入穀中可抽出也」とて、穀の中に入る、心棒也、穀は、輻の集まる所、又軸の貫く

所也、軸は、車前の板にて、釋名に「式也、所伏以式敬者也」とあり、輻は、車前の長さ木也。字
典に、韻會を引いて「車前曲木鈎、衡者、謂之軸、亦曰輻」ととけり、和訓に、軸をよこがみ、輻
をどじきみ、輻をながねといふ、又、車の創制は、黃帝に出つと云ふ、○上代に曆をも作り出し」と
は、歴史綱鑑補卷一黃帝に、「命容成、作蓋天、以象周天之形、綜六術以定氣運、中書乃因五量治
五氣、起消息、察發歛、以作調曆、歲紀甲寅、日記甲子、而時節定」と見ゆ、○天言ははずして四
時行はれ云云」とは、論語費氏にあり、又、朱子、太極圖說の註に、上天之載無聲無臭、而實造化
之樞紐、品彙之根抵也」と見ゆ、樞は、戸のくる、也、紐は、帶の結び目也、共に肝要統會の意也、
○孔子は形よりして上下をもて云云」とは、易の繫辭に、形而上者謂之道、形而下者謂之器、とあ
り、朱子の本義に、封交陰陽、皆形而下者、其理則道也」とて、一陰一陽は、氣也、これ形而下の器
也、一陰一陽する所以は、すなはち理也、これ形而上の道也となり、○朱子形よりして先後をもて云
云」とこれは前説のこと、朱子は、易の道器を直に理氣と名けしのみ、別義あるにはあらず、朱子
云、天地之間、有理有氣、理也者、形而上之道也、生物之本也、氣也者、形而下之器也、生物之具
也」と、以て知るべし、○體用の説」本章の前段に畧述したれば、今ははぶさつ、○寂然不動云云」
とは、易の繫辭に、「易無思也、無爲也、寂然不動、感而遂通天下之故」とあり、程子は、寂然感
通を心の體用に配し、朱子は、「寂然者感之體、感通者寂之用、人心之妙、其動靜亦如此」と云へり、
前述の如く、此二者、宇宙論人性論に通すと知るべし、但し、こゝは主として人性論上にあり、○靜に
して存養すれば云云」まづ動靜の工夫に付ては、朱子文集の答張欽夫書に、未發之前、思慮未萌

而知覺不昧、是則靜中之動。復之所_レ以見_レ天地之心也。已發之後、事物紛糾而品節不_レ差、是則動中之靜、良之所_レ以不_レ獲_レ其身不_レ見_レ其人也。とて、よく靜上未發の際、持敬存養すれば、天理の本體に即て大用存す、即ち湛然虛靜にして鑑空衡平、衆理を具へて昧からざる也、又、動上已發の時、省察克治すれば、事爲紛糾酬酢萬變に處し、發して節を失はず、用に即て本體常に明か也、然れども、持敬は誤りて靜的に限るものと思ふべからず、朱子曰、敬之一字、聖學之所_レ以成_レ始而成_レ終者也。とて、動靜を貫き無事有事を兼ぬる也、故に又云、無事時、敬在_レ裏面、有事時、敬在_レ事上、有事無_レ事、吾之敬未_レ嘗間斷也。と、○體用一源顯微無間。とは、此語、程伊川の易傳序に見ゆ、朱子曰、其曰_レ體用一原者、以至微之理一言之、則冲漠無朕而萬象昭然已具也、其曰_レ顯微無間者、以至著之象一言之、則即_レ事即_レ物而此理無_レ乎不在也。と、蓋し、太極の本體に、宇宙萬象の理歴然として具存し、又宇宙萬有、各太極の理を具して秩序整然三才を經緯す、體用顯微異なりと雖も、只是一源にして間隔なしと也、○敬以直_レ内云云。とは、易の文言傳の語也、伊川曰はく、敬立而内直、義形而外方、義形_レ於外非_レ在外也。と、蓋し、内は體也、外は用也、持敬以て體を未發に全らし、已發の際事みな節に當り、義の裁制宜しきを得るを云ふ也、○中和をもて大本達道。とは、中庸に、喜怒哀樂之未_レ發謂_レ之中、發而皆中節謂_レ之和、中也者天下之大本也、和也者天下之達道也。とあるを云ふ、朱註によるに、已發は情也、道の用也、未發は性也、道の體也と云へり、蓋し、理氣、道器、然用、寂然感通、顯微、中和、已發未發、性情等、相對して體象の關係をなし、宇宙論より人性論に亘り、一貫聯絡してとける者、實に宋代哲學の壯觀也といふべし、○仁義をもて正位大

道。とは、孟子公に、居_レ天下之廣居、立_レ天下之正位、行_レ天下之大道。と、朱註に、仁禮義に配してとけり、○第三等には放蕩を貴ひ云云。とは、徂徠の派をさす、心のめしひの條下にくはし、按するに、徂徠は、性氣通不_レ耦、志經世に在り、その仁義道德を説くみな政治的見解にして、理想とする所、唐虞三代取致一致の世にあり、從ひて其子弟を教育する、豪放不_レ羈優游寬閑を旨とし、政治的人才を出すを務めたり、故に瑣々たる檢束制裁は、措いて論せざる也、嚴肅齊整なる師道はその厭忌する所也、されば高弟太宰春臺は、紫芝園漫筆卷六に、蓋先生之志在_レ進取、故其取_レ人、以_レ才不以_レ德行、二三門生亦習_レ聞其說、不_レ屑_レ德行、唯文學是講、是以徂徠之門、多_レ斷絶之士、及其成_レ才也、特不_レ過_レ爲_レ文人之而已、其教然也。と云へり、亦以て翁か評破の過當ならざるを知るべし、○名檢。とは、名教檢制也、居敬窮理のとは前に尋述せり、腐儒の語、荀子性に見ゆ、註に、如_レ朽腐之物無_レ所用也。と、さて、徂徠か宋儒居敬窮理の説を排したる例を抄出せば、辨名上に曰はく、宋儒之學、主_レ理也。と、故其見_レ六經言_レ敬居多而不_レ得_レ其說、則歸_レ諸心、持敬之說、所以生_レ也、蓋主_レ理貴_レ知者、不_レ信_レ鬼神、不_レ敬_レ天、以_レ爲_レ天理也、鬼神陰陽之靈也、理在_レ我、苟能盡_レ理、則天在_レ我矣、是其心既傲然不_レ恭矣、以此而求_レ敬之說、所以不_レ得_レ其解也、故徒持_レ其心、不_レ使_レ出入、命_レ之曰_レ敬、夫持_レ其心者亦心也、以_レ心持_レ心、兩者交戰弗_レ已、是浮屠之下焉者猶且所_レ不_レ爲_レ也。と、辨道に曰はく、後世儒者尙_レ知務_レ窮理、而先王孔子之道壞矣、窮理之弊、天與_レ鬼神、皆不_レ足_レ畏、而已猶傲然獨立於天地間也、是後世儒者通病、豈不_レ天上天下唯我獨尊乎、且茫茫宇宙、果何窮極、理豈可_レ窮而盡之手、其謂_レ我盡知之者、亦妄已。と、これ其大畧也、○不急の察無用の辨。とは、荀子天

に、無用之辨、不急之察、乘而不治、若夫君臣之義、父子之親、夫婦之別、則日切瑳而不舎也」と見ゆ、○諛々とは、聲高く嘖嘖なるを云ふ、後漢書儒林傳に、雄所謂諛々之學、各習其師」と見ゆ、○太息に付すとは、賈誼の故事による、○扁鵲齊桓公の疾を見て云云とは、史記扁鵲列傳に、扁鵲過齊、齊桓侯客之、入朝見曰、君有疾在腠理、不治將深、桓侯曰、寡人無疾、扁鵲出、桓侯謂左右曰、醫之好利也、欲以不疾者為功、後五日、扁鵲復見曰、君有疾在血脈、不治恐深、桓侯曰、寡人無疾、扁鵲出、桓侯不悅、後五日、扁鵲復見曰、君有疾在腸胃間、不治將深、桓侯不應、扁鵲出、桓侯不悅、扁鵲復見、望見桓侯而退走云云」とあり、扁鵲は、齊の勃海郡の人、姓は素氏、名は越人と云ふ、少時、旅舎の長となり、旅客長桑君より禁方を授けられ、遂に名を醫術に著す、能く五藏の癥結を見、殊に診脈を以て名あり、諸國を歴遊して病者を治し、妙技天下に聞ゆ、然れども盛名の下久しく處りかたう、遂に秦の太醫令の忌む所となり刺殺せられぬ、

○矯輕警惰

○東西兩都の人 東都には林家あり物徂徠あり京都には伊藤仁齋あり山崎闇齋あり、木下順庵あり、皆多くの門人を有し、互に門戸を立て、儒學蔚然として一時に盛なりき、委しくは先哲叢談等に見ゆ、○洛陽はもと成周の東都也、その洛水の北にあるを以て洛陽といふ、之を本邦に移して帝都平安城の稱となせる也、○劉輕 劉は、急疾を云ふ、○威重とは、威ありておもしろきこと、論語に君子不威則不重」とあり、矯秦の語、大學に見え、自尊大の語、後漢書馬援傳に見ゆ、又上の

劉輕の語、同書寇恂傳に見ゆ、○遜志時敏とは、書經說命の語也、蔡傳に、遜其志一如有所不不能、敏於學一如有所不及、虛以受人、勤以勵己」とあり、○良工云々 杜詩に、更覺良工用心苦」とあり、○道を容易なる事に意得る」とは、主として仁齋の説をさすと見ゆ、仁齋の童子問上に、語人而難知者、非善教、導人而難從者、非善道、聖人之道在於君臣父子夫婦昆弟朋友之間、而德不出於仁義忠信之外、通于古今而無所變、準乎四海而無所違、根於人心、微于風俗、天子不能廢焉、聖人不能改焉、夫婦之愚不肖、皆可能知、皆可能行、故謂之天下之達道也、若禪莊之理、宋儒理性之學、其理隱微而難知、其道高妙而難行、遠於人事、戾於風俗、推之於人倫日用、皆無所見、豈得謂之天下之達道乎云云」と見ゆ、○宋の武帝の云云とは、通鑑卷百二十九、宋孝武帝紀に、上始大修宮室、土木被錦繡、嬖妾幸臣、賞賜傾府藏、填高祖所居陰室、於其處、起玉燭殿、與群臣觀之、牀頭有土障、壁上挂萬燈籠、麻繩拂、侍中袁詡、因盛稱高祖儉素之德、上不答、獨曰、田舍公得此、已為過矣」と見ゆ、胡三省の註に、以萬為燈籠、以麻為繩拂」といへり、高祖とは、晉を亡して宋室を創始せし武帝劉裕を云ふ、○史記は漢の司馬遷の作る所、上黃帝より下漢武に至る、凡そ百三十篇也、十二本紀、十表、八書、三十世家、七十列傳あり、從前編年牀の牀裁を一變して紀傳牀を創りしは、本書の特色也、さて、本書の沿革及び註書に付ては、四庫全書簡明目錄に、史記、漢司馬遷撰、凡百三十篇、缺其十篇、祐少孫補之、考漢志、載史記百三十篇、不云有佚、則當時已與少孫書合為一矣、古注存者、有裴駟(集解)司馬貞(索隱)張守節(正義)三家本、各為書、宋元豐刊本、合三家之註為一、至今仍之」と見ゆ、○

洛陽負郭の田云云とは、蘇秦傳に、蘇秦爲從約長、并相六國、北報趙王、乃行過雒陽、車騎輜重、諸侯各發使送之甚衆、擬於王者、中書蘇秦喟然歎曰、此一人之身、富貴則親戚畏懼之、貧賤則輕易之、况衆人乎、且使我有雒陽負郭田二頃、吾豈能佩六國相印乎とあり、負郭とは、索隱に、負背也、枕也、近城之地、沃潤流澤、最爲膏腴、故云負郭と見ゆ、六國は、韓魏趙燕齊楚也、相印は、宰相の印章也、○土着とは、漢書張遷傳に、其俗土着と、師古の註に、謂有城郭常居、不隨畜牧移徙也と見ゆ、今は郷土に安んじて移徙を好まざるを云ふ、○隱居放言とは、論語微子に、謂厲風仲夷逸、隱居放言、身中清、廢中權と見ゆ、隱逸放談自ら樂むをいふ、○懷居求安とは、論語に、士而懷居不足以為士と、又、君子居無求安と、この二語を并取る、○昔は文飾なく質直なる云云とは、關東の風土、古來質實粗野なりしに、又、鎌倉幕府以降、武士道盛に行はれ、風俗人心大に取るべきものありしが、世かはり俗うつりて、近頃は惡しき方に流れたりと也、なほ關東風俗論の事は、阿閉掃部條に見ゆ、○放蕩輕薄云云とは、徂徠派の、名檢をいひ文辭をことし、個人道徳の修養を小也として専ら經濟治世を談するをさす、○縱橫捭闔云云は、合從連衡の義にて、蘇秦は六國に説き合從を主唱し、張儀は秦の爲に連橫を唱へしより起りて、戰國遊說家の通言となれり、捭闔とは、鬼谷子に捭闔篇あり、其語に「即欲捭之貴周、即欲闔之貴密、周密之貴微、而與道相迫、捭之者料其情也、闔之者結其誠也云々」とあり、捭は開也、闔は閉也、傾危とは、常道に非る傾側危險の道を云ふ、以上みな戰國策士の術也、○高談性命とは、黃山谷の語に、關東問進士高談性命とあり、性命の言、もと易の「窮理盡性至於命」に出て、宋儒學問の關頭なり、程子曰はく、天之付與之謂命、稟之在我之謂性、見於事物之謂理、理也性也命也、三者未嘗有異と、但し、こゝにいふ命は、中庸の天命之謂性との命に同じく、天道流行の理をさして云ふ、かの貧富死生命ありなると云ふ命とは、その義別也（性理字義卷上論命有氣條に詳出す）、○橫渠先生張載、字は子厚、關中の人也、進士に擧げられ祁州の司法となる、渭州の僉判を歴、召されて崇文殿校書となり、同じく太常院に知たり、人となり志氣不群、初、喜ひて兵を談す、また釋老の書を読み、年を累ねて其説を窮む、得る所なきを知り、反りて之を六經に求む、嘉祐の初、二程子を見、盡く異學をすて、道學に歸す、神宗立ち、召して治道を問ふ、對ふるに漸く三代の制に復すべきを以てす、執政と合はす、遂に病を移して橫渠に歸る、常に一室に危坐して、潛心精思、人に教ふるに禮を以てす、關西の士翕然として宗尙す、神宗の嘉祐十年十二月、書五十八にして卒す、著す所、東銘、西銘、正蒙等あり、其學、易を以て宗とし中庸を以て牀とし、異端を斥け鬼神を辨す、毎に諸生を諭すに、知禮性を成し、氣質を變化するの道、及び學は必ず聖人の如くにして後己むべきを以てせりと云ふ、○種輕警惰とは、張子の語録に、慎喜怒、此只矯其末而不知治其本、宜種輕警惰とあり、○郷原の人とは、論語賢に、子曰、郷原德之賊也とあり、原は原に全しく、謹厚の意也、故に郷原は、郷人の愚者といふこと也、孟子に詳説して曰はく、何以是嚮々也、言不顧行、行不顧言、則曰古之人、古之人狂者、行何爲則々然乎、生斯世也、爲斯世也、善斯可矣、閔然痛於世也者、是郷原也と、又云、非之無譽也、刺之無刺也、同乎流俗、合乎汙世、居之似忠信、行之似廉潔、衆皆悅

性至於命」に出て、宋儒學問の關頭なり、程子曰はく、天之付與之謂命、稟之在我之謂性、見於事物之謂理、理也性也命也、三者未嘗有異と、但し、こゝにいふ命は、中庸の天命之謂性との命に同じく、天道流行の理をさして云ふ、かの貧富死生命ありなると云ふ命とは、その義別也（性理字義卷上論命有氣條に詳出す）、○橫渠先生張載、字は子厚、關中の人也、進士に擧げられ祁州の司法となる、渭州の僉判を歴、召されて崇文殿校書となり、同じく太常院に知たり、人となり志氣不群、初、喜ひて兵を談す、また釋老の書を読み、年を累ねて其説を窮む、得る所なきを知り、反りて之を六經に求む、嘉祐の初、二程子を見、盡く異學をすて、道學に歸す、神宗立ち、召して治道を問ふ、對ふるに漸く三代の制に復すべきを以てす、執政と合はす、遂に病を移して橫渠に歸る、常に一室に危坐して、潛心精思、人に教ふるに禮を以てす、關西の士翕然として宗尙す、神宗の嘉祐十年十二月、書五十八にして卒す、著す所、東銘、西銘、正蒙等あり、其學、易を以て宗とし中庸を以て牀とし、異端を斥け鬼神を辨す、毎に諸生を諭すに、知禮性を成し、氣質を變化するの道、及び學は必ず聖人の如くにして後己むべきを以てせりと云ふ、○種輕警惰とは、張子の語録に、慎喜怒、此只矯其末而不知治其本、宜種輕警惰とあり、○郷原の人とは、論語賢に、子曰、郷原德之賊也とあり、原は原に全しく、謹厚の意也、故に郷原は、郷人の愚者といふこと也、孟子に詳説して曰はく、何以是嚮々也、言不顧行、行不顧言、則曰古之人、古之人狂者、行何爲則々然乎、生斯世也、爲斯世也、善斯可矣、閔然痛於世也者、是郷原也と、又云、非之無譽也、刺之無刺也、同乎流俗、合乎汙世、居之似忠信、行之似廉潔、衆皆悅

之、自以爲是、而不_レ可_レ與入_ニ堯舜之道、故曰_ニ德之賊也_一と、○_二譏佞_一譏は、正字通に、崇飾惡言、毀善書能也」と云ひ、佞は、字典に、巧諂提給也」とあり、○_二しかしなから_一とは、俗に然れども、意に用ふるとは異にして、鎌倉足利時代に盛に用ひられし一の俗語也、但言集覽に、日本紀新撰字鏡等を引いて、「總併せて束ねるをなから」と云何にても其事を指し云へば然しなからと云也」と云へり、蓋、なからは、反語に用ふる事もあれども、今は只そのまゝの意にて、上句を總收して下句を起すなるべし、平治物語_一に、「是併なから信西を失はん爲とを聞えける」とあり、又此頃の消息文に尤も多し、○_二頂上の鐵針_一針は、針灸藥として治方の一也、故に古來警戒の喻に用ふ、類書纂要に、學者_二人就正_一曰、願言_二大賜_一針砭、言學者_二翼_一人_二鄧正_一、猶_二病者_一翼_二人_一針砭也」と見ゆ、

(拾遺)

○_二放蕩輕薄德義を鎮刻し_一とは小學外篇に、柳玘著書、戒_二其子弟_一曰_二中冓浸_二漬頰餅_一、鎮_二刻德義_一と、註に、斷_二其善_一也」とあり、

○忠厚のこゝろ

○_二材美ありといへど_一とは、論語泰伯に、如有_二周公之才之美_一、使_二驕且吝_一、其餘不足_レ觀也」と見ゆ、○_二樂毅の傳_一史記樂毅列傳に委し、今略して云は、樂毅は、樂羊の後也、賢にして兵を好む、趙の武靈王か沙丘の亂あるに及び、去りて魏に適く、燕の昭王、子之の亂を以て齊に敗られ、大に怨み、常に報復を懐ひ、賢者を招くと聞き、遂に仕へて臣となる、樂毅、燕の爲に諸國の兵を連ね齊を伐ち

て大に之を敗り、五歳にして齊の七十餘城を下し燕に屬せしむ、會、昭王死し、子惠王立つ、惠王、素より樂毅を喜はす、位に即くに及び、齊の反間を信し、騎劫をして代りて將たらしめ樂毅を召す、樂毅、誅せられんことを畏れ、趙に降る、齊將田單、後に騎劫を戦ひて之を敗り、盡く齊城を復す、燕王、大に悔恨し、人をして樂毅を讓り、且之を謝せしむ、毅、書を作りて答ふ(こゝに引く所の書之れなり)、燕王、毅の子問をもて昌國君となす、而して、樂毅、復、燕に通す、是れより燕趙の客卿となり、遂に趙に卒す、○_二凱旋_一とは、故事成語者に、戰勝而回、謂_二之凱旋_一と見ゆ、○_二反間_一とは、孫子用間に、反間者、因_二其敵間_一而用_二之_一とあり、敵の間者を應用して我間者とし以て敵をはかるを云ふ、○_二見發而作_一云云とは、易の繫辭傳の文也、同傳に、知_二幾其神乎_一と、又、幾者動之微」とありて、幾は、發動の微なるを云ふ、○_二空谷の足音_一とは、莊子徐無鬼に、夫_二逃_一虛空者、聞_二人足音_一、然_二面喜矣_一とあるを空谷にとりなして、有る_二如_一無_二か如_一の喻とせしなるべし、絶無而僅有と云ふも同意也、○_二ならはしなの歌_一このてかしはとは、万葉十六誘_二倭人_一歌に、「奈良山之、見手柏之、兩面爾、左毛右毛、倭人之友」とありて二面の序也、さて、見手柏に付ては、但言集覽に、本草啓蒙を引いて、本草の柏、和名抄のかへにて、側柏也、其葉兩面共に綠色なる故に兩面と云ふとどけり、安齋隨筆に、或人の説として、かへでならんと云へど、いかゞ、葛の葉のうらみとは、葛の葉は、風に吹かれてうらかへるものなれば、うらみの枕詞とす、一首の意は、我身いかに彼に恨みありとも、前日の交情を一變して、惡聲を出し誹謗するか如き、反覆輕薄の所爲には做ふまじと也、○_二昔宗に上る奏狀_一は葉公の龍の章に出せり、○_二慶精殿裏の叔孫通_一この事は、書言故事_二卷十_一に、俗言_二龍殿_一

慶福郎、東坡戲程頤曰、頤可謂慶福郎、聞者笑之、とありて、慶福の俗語となす此一説也、又、成語字彙に、西湖志餘を引きて、「言不潔、霍去病慶福、卓欄下、註云、盡死人爲慶福、蓋血汚狼籍之甚也」と云へる此一説也、案するに、後説、字義に於て允當なれば今之に従ふ、郎は郎、郎は俗也、故に慶福郎は、不潔にして鄙俗なるの意にて、嘲笑の極り也、(慶福郎の侮言は、宋代の歴史に多く見えず、朱元通鑑四十一、歴史綱鑑補三十一等に在死市之叔孫通)の語あるのみ、但し、その不潔の意なるは相同し、さて、此書に彼裏とあるは、その原つく所あるべけれど未だ考へ得ず、但し、慶福は、地理上實に有りきと見え、呂希哲の傳講雜記(說郭四二十四)に、都城西南十五里、有地名慶福、土人惡之、自易其名、曰好草坡と見え、叔孫通は、もと秦の博士也、のち漢高祖に降り軍馬の間に従ふ、高祖天下を一統するに及び、禮樂を修め朝儀を起す、惠帝の世、宗廟の儀法及び諸制を定む、通、時勢を度り世と變化すと雖も、時に極諫して憚らざりき、その廢適を争ひ、復道を諫めたるか如き、委しく史記列傳に見ゆ、さて、東坡か鄙語をもて伊川を譏りしことに付ては、或は神宗の喪除して百官宴を開かんと請ひしに、伊川その不可なるを論せし時也といひ、或は明堂の降敎に臣僚稱賀し訖り、兩省官往いて司馬光の喪を弔せんと欲せしを、伊川難して非とせしによるといひ、或は國忌行香の齋筵に肉食を用ひしを、伊川之を非として蔬饌に改めしによるといひ諸説あり、孰れか是なるを知らず、委しくは、伊洛淵源錄卷四、伊川年譜の註に出づ、又、東坡か、伊川の禮法を以て自ら持するを惡み、人情に近からずとし叔孫通に比するは、通か、禮儀法制を以て任し、而も世を希ひ時に阿り名を求めたるに似たりと云ふ意なるへし、叔孫通の事は、司馬光の論にも、徒

竊禮之標、以謂俗取謂云云と云へり、○洛蜀の二黨、東坡、もとより伊川と合はす、鄙語をもて玩侮せしより、怨結の端に、に始まり、洛蜀二黨の名あるに至れり、綱鑑易知錄七十三に、頤在經筵、以禮法自持、每進講、色甚莊、繼以諷諫、蘇軾謂其不近人情、深嫉之、每加玩侮、於是頤門人右司諫賈易、左正言朱光庭等、憤不能平、劾軾試館職、策問誘訕、殿中侍御史呂陶言、臺諫當徇至公、不可假借事權、以報私隙、右司諫王覲言、軾命辭失輕重、其事小、不足考、若悉考同異、深究嫌疑、則兩岐遂分、使士大夫有明黨之名、大患也、太后然之、范純仁亦言、軾無罪、遂置不問、會帝患瘡疹不出、頤詣宰臣問知否、且曰、上不御殿、太后不當獨坐、人主有疾而大臣不知乎、翌日宰臣以頤言問疾、由是大臣亦多不悅、御史中丞胡宗愈、左諫議大夫孔文仲、給事中顧臨、遂連章力証、頤不宜在經筵、乃罷、頤出管句西京國子監、時呂公著獨當國、群賢咸在朝、不能不以頤相從、遂有洛黨蜀黨劾黨之語、洛黨以頤爲首、而朱光庭賈易爲輔、蜀黨以蘇軾爲首、而呂陶等爲輔、云云と見え、○刑恕初めは伊川に従ひて云云とは、上蔡語録に、紹聖間以黨論放歸田里、四年十一月、送涪州編管、門人謝良佐曰、是行也良佐知之、乃族子公孫與刑恕之爲爾、先生曰、族子至愚不足責、故人情厚、不敢疑、孟子既知天、吾用尤賊氏と見え、刑恕は、字は和叔、陽武の人也、初め伊川の門に入りて學ひしか、遂に之に習ひ、蔡確章惇等と結び、元祐の名臣を構議し、新法復活せしむるに至れり、その性行、委しく宋史忠臣傳に見ゆ、○長秋の戦、初め織田信雄、豊臣秀吉と隙あり、難を構ふるに及び、援を徳川家康に乞ふ、家康、駿遠甲三の兵を率ひて之を救ひ、小牧に軍す、秀吉、池田信輝をして犬山に據り、森長

可をして羽黒に陣して之を拒かしむ、既にして羽黒陥りしかば、秀吉、親ら將として來り大山に軍す、兩軍未だ戦はず、會、信輝、秀吉に説き、潜かに敵背に出て、其巢窟を衝かんと欲し、長可秀政等と兵三萬を率ゐて發す、家康、之を聞き、自ら精兵四千を率ゐ、潜に發して小幡に赴く、既にして榊原康政、水野忠重等を先鋒として長湫に至る、是に於て兩軍衆を悉して戦ふ、家康、急に軍を塵さて進む、井伊直政、先鋒となり銃手をもて山陰より突出し、秀政の軍を撃ちて之を奪ふ、秀政長可みな敗る、東師、進んで信輝の軍を掩ひ、縱橫馳突す、信輝遂に敗れ東兵の爲に殺さる、東軍走るを追ひ、斬首一万級、家康乃ち兵を収め、退いて小幡壑に入る、之を長湫の役となす、時に天正十二年四月也、○池田勝入は信輝か入道削髮して稱せる名也、信輝は、姓源氏、頼光の後也、本名恒興、小字勝一郎と稱す、初め、織田信秀に仕へ戦功あり、因て今の名に改む、永祿天正の際、信長に従ひて戦功多し、天正七年、荒木村重及び一向門徒の亂を鎮め、功を以て攝津國を賜はる、信長弒せらるゝに及び、秀吉と與に光秀を夷く、尋いて入道薙髮す、十二年、秀吉、信雄と難を構するに及び、遂に秀吉に歸し、長湫の役に敗死せり、○大阪館城の輩とは、豊臣秀頼に屬して大阪城を守り、徳川氏に反抗せし人々を云ふ、○越度とは、古今著聞集に是は奉行の越度に候」といひ、東鑑に豈非越度也」など、云ひて、此頃盛に用ひられし俗語にて、過失の意也、和訓栞に「官府語也、律に關不由門律不由濟者を越度といへり、傍路より通るなり云云」と見ゆ、○やさしさとは、優にして目出度きを云ふ、中古には多く耻かしき意に用ひしか、轉して優艶の意となりし也、和訓栞に「耻かしき意にいふを本とす、情ありて、風流なる人は、うち向ふにも心つかひせられて耻かしければ、同義に歸せり」とあり、

○鬼神の徳

○益をこふの語、禮記禮運に見ゆ、陳註に曰、再問未盡之蘊」と、○聖人以神道設教」とは、易の觀卦の彖傳に、觀天之神道、而四時不忒、聖人以神道設教、而天下服矣」とあり、程傳に、天道至神、故運行四時、化育萬物、無有差忒、至神之道、莫可名言、惟聖人默契體其妙用、設爲政教云云」と見ゆ、○世に神道とてとく」とは、山崎闇齋の神道をさす、異説まちくの章下に釋せり、鳩巢文集後編卷七に、近世爲山崎氏之學者、多信神道、動輒引而上之、以爲堯舜之道莫及也、僕嘗爲其徒論之甚詳云云」と云へるも今と同意也、○鬼神之爲徳」とは、中庸第十六章に見ゆ、鬼神の名義に付て、程張朱三子の説、具さに章句に見ゆ、さて、朱子、徳の字を釋して性情功効といふは、四書正解に方氏曰、性情言其然、功効言其用云云」とあり、○左傳に神は聰明正直云云」とは、左傳莊公三十二年の條に見ゆ、○神はかりす」とは、はかりは程といふ意也、すゝとさとは、速疾鋭敏の意也、平家物語に、進疾と書けり、俗に惡しき方に云ふとは別也、○師曠か聴謙婁か明」とは、孟子離婁に、離婁之明、公輸子之巧、不以規矩、不能成方員、師曠之聰、不以六律、不能正五音、と見ゆ、離婁は、古の明目を以て名ある者也、楚辭九章に、離婁徹視兮、瞽以爲無明」とあり、師曠は、瞽の樂師にて音を知るを以て名あり、晋平公の爲に音を寫し、こと、韓非子十過に見ゆ、○穎悟類は、錐鋒也、史記平原に、穎脫而出」とあり、人にすくゝるゝ貌、○僧孺

とは、依違不決の喩也、楚辭に、心猶豫而狐疑兮」と見ゆ、猶豫は二獸の名、性疑多く、山中に在りて、人の聲をきけば豫め木に登り、人なければ乃下る、故に多疑不決の喩となす、委しくは漢書高后紀の註にみゆ、○ふたつもなく云云」とは、法華經の唯一乘法無二亦無三の語より來る、○時をもわかす云云」とは、時間空間をさばりて普通常恒なるを云ふ、○端的」とは、時間の極促を云ふ、的面に同じ、宋人の語録に多し、○た、誠われは感し云云」とは、鬼神は、陰陽の屈伸二氣の良能にして、即ち天道至誠の功用也、故に無形無象無聲にして、能く萬物の跡となり周遍流行す、人、誠明眞直にして一點の私念私欲なければ、同氣相感し同類相應して昭明熾蒿悽愴、左右に在るか如しと也、○視之而弗見云云」中庸の章句に曰はく、鬼神無形無聲、然物之終始莫非陰陽合散之所爲、是其爲物之體、而物所不能遺也」とあり、○西行法師」西行は、俗名を佐藤義清といふ、藤原秀郷九世の孫、左衛門尉康清の子也、少にして書を讀み、管絃を習ふ、最も弓馬に精しく、又和歌に達す、鳥羽上皇に仕へて北面の武士となり、左兵衛尉に任せらる、毎に制に應じて歌を上り、恩遇日に深かりき、然れども素より脫塵の志あり、保延三年、遂に出家し、此れより天下を周遊す、文治二年、偶、奥州に赴く、路次鎌倉を過き、源賴朝に謁して和歌弓馬の道を談す、賴朝、切に之を留めしかと聽かすして去る、西行、人と爲り豪蕩俊偉、至る所詠歌して自ら樂む、高雄の文覺、嘗て之を嫉む、會見するに及び、その風采に服し、一夜歌を盡して別ると云ふ、建久元年、壽七十三を以て京師に卒す、著す所、山家集、撰集鈔等あり(大日本史二百二十五及扶桑隱逸傳に詳傳あり)、○なに車の歌」一竹の意明なり、解と要せず、○來格」神のきたりいたると云ふ意也、神は至誠の極なるか

故に、人能く至誠なれば來格或應する也、さて、感應とて、別に形象の顯はるゝにもあらず、只是れ宗教的直觀にあり、○洋洋乎として云云」とは、中庸第十六章の文也、洋洋は、朱註に流動充滿の意」とどけり、○心は神明の含なり」とは、心は神明のやどり存する所なるを云、荀子解蔽に、心者形之君也、而神明之主也」と、又、魏了翁の語に、心者神明之舍、所以範圍天地出入古今、錯綜人物、貫通幽明と(宋元學案)と見ゆ、○下學の功積て云云」とは、論語憲問に、不怨天不尤人、下學而上達、知我者其天乎」とあり、程子曰、蓋凡下學人事、便是上達天理」と、朱子曰、下學者事也、上達者理也、理只在事中」と、されば人事下學の功、積力の久しき、融會貫通して、從容中道天理流行の域に至る、是れ上達也、下學を離れて別に一道あるにはあらず也(四書松陽講義卷九、真我知也夫章に詳説あり)、

○聖人の誠

○舜の無爲にして治まる」論語公冶に、子曰、無爲而治者其舜也與、夫何爲哉、恭己正南面而已矣」と見ゆ、○衣裳をたれ手を拱て」とは、易繫辭に、垂衣裳而天下治」と、又書經武成に、垂拱而天下治」とあり、○仰き奉ること日月の如く云々」新序卷に、師曠の語に良君將賞善而除民患、愛民如子、蓋之如天、容之若地、民奉其君、愛之如父母、仰之如日月、敬之如神明、畏之如雷霆」と見ゆ、○所」過者化」とは、孟子上に、夫君子所過者化、所存者神、上下與之同流」と、朱註に、所」過者化、身所」經歷之處、即人無不化、如」舜之耕歷山而田者讓」時、

陶河濱而器不苦銀也、所存者神、心所存主處、便神妙不測、如孔子之立斯立、道斯行、綏斯來、動斯和、莫知其所以然而然也、是德業之盛、乃與天地之化同運並行、舉一世而頌陶之云々」とあり、孔子之立斯立道斯道云々の語は、論語子路に見えて、子貢の贊言也、語解は集註に委し、○誠はねははれぬ」とは、中庸に、夫微之顯、誠之不可揜、如此夫」とあり、○君子室に居て云云」とは、易の繫辭傳に、君子居其室出其言、善則千里之外應之、況其邇者乎、居其室出其言、不善則千里之外違之、況其邇者乎」とあり、○たどへは錦を衣て云云」とは、中庸に、詩曰衣錦尚絺、惡其文之著也、故君子、闇然而日章」とあり、此詩は、詩經國風衛の碩人の詩にあり、○小人は内行れさまらずして云云」とは、大學に、小人間居爲不善無所不至、見君子而后厭然、揜其不善而著其善、人之視己如見其肺肝然、則何益矣」と有り、内行の語、案、○くさきものに蓋する」の世話、和漢古語に見ゆ、○枚乗か吳王を諫る書云云」この諫書、近くは文章軌範續篇に載せたり、枚乗、字は叔、淮陽の人也、吳王濞の郎中たり、善く文辭を屬す、吳王、初め怨望して逆を爲さんと謀る、乗、書を上りて諫む、王、納れず、遂に去りて梁の孝王に従ふ、景帝の時、弘農都尉に拜せられしか、病をもて免ず、武帝立ちて復之を徵す、道にして卒す、枚乗の詳傳は漢書列傳に見ゆ、吳王濞は、漢高帝の兄劉仲の子也、高祖封して吳王となす、文帝の時、太子の故を以て怨望し、竊に異志あり、景帝立ち、誦錯の言を容れ、諸王の過罪を論して地を削るに及び、兵を擧げて反し、楚趙等六國と相應す、朝廷、周勃を遣はして之を征せしむ、吳王敗績し、逃れて東越に入り遂に殺さる、六國尋いて平く、○惡に利息を添て云云」とは、本來惡のむる上に利子をへつけて身に負ふ

どの意にて、是も世話也、○子貢も君子の過は云云」とは、論語子路に、子貢曰、君子之過也、如日月之食焉、過也人皆見之、更也、人皆仰之」とあり、○小邾鐸千乘の盟を信せず云云」小邾は、曹姓顛頂の後也、魯の莊公五年に、鄭の穆來始めて來朝す、後、數、齊の桓公に従ひ、王室を尊ぶをもて、命せられて諸侯となる、魯の僖公七年に至りて小邾子と書せらる、さて、此事は、左傳四年、小邾射以句繹來奔、曰、使季路娶我、吾無盟矣、使子路辭、季康子使冉有謂之曰、千乘之國、不信其盟、而信子之言、子何辱焉、對曰、魯有事于小邾、不敢問故、死其城下、可也、彼不臣、而濟其言、是義之也、由弗能」と見ゆ、○回紇六軍の兵をかそれして云云」とは、通鑑二百二十三に、是時回紇與吐蕃、開僕固懷恩死、已爭長不相睦、分營而居、子儀知之、回紇在城西、子儀使牙將李光瓚等往說之、欲與之共擊吐蕃、回紇不信曰、郭公固在此乎、汝給我耳、若果在此、可得見乎、光瓚還報、子儀曰、今衆寡不敵、難以力勝、昔與回紇、契約甚厚、不若挺身往說之、可不戰而下也、遂與數騎、開門而出、使人傳呼曰、令公來、回紇大驚、其大帥合胡祿都督樂高羅、可汗之弟也、執弓注矢、立於陣前、子儀免胄釋甲、投鎗而進、回紇諸酋長相顧曰、是也、皆下馬羅拜、子儀亦下馬、前執樂高羅手讓之曰、汝回紇有大功于唐、唐之報汝亦不薄、奈何負約、深入吾地、侵逼畿縣、棄前功、結怨仇、背恩德、而助叛臣、何其愚也、且懷恩叛君、棄父母、於汝國何有、今吾挺身而來、聽汝執我殺之、我之將士、必致死、與汝戰矣、樂高羅曰、吾爲懷恩所誤、負公誦深、今請爲公盡力擊吐蕃、以謝過云云」と見ゆ、回紇は、西突厥の部屬鐵勒の屬也、太宗の時、同屬薛延陀とともに東突厥を滅ぼし、

○論語集註註釋上 聖人の誠

後、また薛延陀を亡ぼす、遂に代りて鐵勒諸部を統べ、唐に歸服し勢強大となる、玄宗肅宗の頃、極盛に達し、漸く尊大にして邊陲を劫奪す、代宗の初年、僕固懷恩、唐に叛き、回紇及び吐蕃を誘ひて入寇せしむ、郭子儀、回紇に説き、與に吐蕃を襲うて之を破る、回紇、唐と通してより漸く奢侈に流れ、遂に吐蕃の破る所となり、後又、黠戛斯部に攻められ、散亡殆ど盡き復振はず、郭子儀は、華州鄭縣の人也、武舉異等をもて長衛長史に補せらる、累りに遷りて單于副都護振遠軍使となる、天寶十四年、安祿山反するに及び、衛尉卿靈武郡太守となり朔方節度使に充てらる、是れより李光弼等とともに安史の兵を討す、玄宗、蜀に入り、肅宗、位に靈武に即くに至り、子儀、光弼と歩騎五万を率ゐて行在に赴く、乃ち兵部尚書同中書門下平章事に拜せられ節度使を兼ね、遂に賊を平定し、諸官を累ねて太尉中書令に進み、德宗の建中二年に薨す、太師を贈り、忠武と諡せらる (詳傳は唐書列傳に見ゆ)、○靈和とは、南蠻北狄を云ふ、書經武成に、華夏蠻貊とあり、○好事門を出す云云とは、北窓瑣言に、好事不出門、惡事傳千里とあるより出づ、講習餘筆に委しき考證あり、

○妖は人より興る

○鬼神は天地の功用云云とは、中庸十六章の註に、程子曰、鬼神、天地之功用而造化之迹也、張子曰、鬼神者、二氣之良能也」と見ゆ、陳淳の性理字義卷下に、之を解して「造化之迹、以陰陽流行著見於天地間一言之、良能言二氣之屈伸往來自然能如此」と云へり、蓋し、天地の功用とは天地の變化榮枯盛衰晝夜寒暑性來の見るべき迹と云ひ、二氣の良能とは、陰陽二氣の流轉活動して宇宙を

なす能力を云ふ、故に程子は事實より云ひ、張子は能力より云ふの別あれども、人格的を超出して之を理に歸するは一也、○人の本性惡なくして云云とは、張子曰はく、「形而後有氣質之性、善反之則天地之性存焉、故氣質之性、君子有弗性者焉」と、程子曰はく、「性相近也、此言氣質之性也、非言性之本也、若言其本則性則理、理無不善、孟子言性善是也、何相近之有哉」蓋し、本然の性は、太極の理の人々に賦與せるものにして、堯舜桀紂の別なく純善也、然れども理は獨立孤行するものにあらず、必ず氣と與にす、故に人の生や氣質の累なきこと能はず、而して氣稟には偏正純淑清濁の異あり、茲に於てか善惡正邪賢愚の別生すと、これ宋儒兩性論の大旨也、委しくは性理大全等に見ゆ、○陰陽五行の氣云云とは、周子曰、太極動而生陽、動極而靜、靜而生陰、靜極復動、一動一靜互爲其根、分陰分陽、兩儀立焉、陽變陰合而生水火木金土、五氣順布、四時行焉、五行一陰陽也、陰陽一太極也」と、又、氣に正不正ありとは、朱子の語に、「以陰陽善惡論之、則陰陽之正皆善也、其皆皆惡也、以象類言則陽善而陰惡云云」とあり、○高宗の良弼を感しとは、殷王高宗武丁、亮陰にあること三年、既に夷を除いて猶言はず、恭默して道を思ふ、夢に上帝賚ふに良弼を以てす、乃ち人をして物色して旁く天下に求めしめ、傳説を傳巖の野に得、立て、相となしたりとなり、委しくは書經說命に見ゆ、○周公の金縢を感しとは、武王、商に克ちて後二年、疾ありし時、周公旦、王室未だ安からず、殷民未だ服せず、根本搖さやすきを以て、命を三王に請ひ身をもて武王の死に代はらんと欲せしかば、至誠神明に通し、王の疾翌日乃ち癒えたりとなり、金縢とは、史官、周公冊祝の文及び事の始末を叙して一篇となし、之を匱に藏り、金を以て緘封して秘書となせるかゆ

名に、編者因りて篇名とせし也、委しくは書經金縢に出づ、○鄒衍か六月の霜を感し」とは、淮南子に、衍事燕王、盡忠、左右譖之、王繫之獄、仰天而哭、五月天爲之下霜」とあり、衍は、齊人也、その陰陽機神の術に長し、荒唐の説をなして齊梁燕の國王に重んぜられしこと、委しく史記孟荀列傳に見ゆ、○韓愈か惡溪の鰐を感する」とは、韓退之、潮州の刺史たりし時、惡溪に鰐ありて民患をなすと聞き、その鰐に令して一羊一豚を以て惡溪に投し、而して文を以て之を祝せしかば、即夜暴風雷電溪中に起り、數日にして水盡く涸れ、西に徙る事六十里、是れより潮州また鰐の患ひなかりと也、鰐魚の文は、近くは八家文讀本に載せたり、○眞西山の集を見侍るに云云」とは、眞西山文集卷二十四、懿孝坊記に見ゆ、文に曰はく、懿孝坊、爲呂氏女立也、呂氏女名良子、年十八、父得疾顛殆、女晨夕侍湯劑、非口嘗不致進、暨屢易弗效、無所歸尤、則禱于祖若妣、拜且泣曰、吾父所以爲疾者、意吾祖若妣、欲其相從於地下也、父平生獨喜就書、不善執事、善執事莫如兒、兒請以身代、又拜且泣、夜則焚香祀天、詞甚苦、且及股肉粥而進、時門鼓再通、群鵲逸屋飛噪、仰視空中有大星三、輝煜如月、正照欄楹間、精魄森然、若有鬼神異物陰相之者、越翌日而父薨、十日而遂復、昔柳子厚作孝門銘曰、懿厥孝思、茲唯淑靈、予謂、懿孝之名、施之呂氏爲宜稱、故以是表其閭、父洙字魯望、世儒家、居貧自立於學、視其女可知其父云、嘉定十二年八月丁亥、郡守建其某記」とあり、欄楹とは、榜札を閭里に立て、その孝を表示する也、書經柱を云ふ、輝煜は、共に火光の盛なる貌、榜表とは、榜札を閭里に立て、その孝を表示する也、書經命に、遂別樹表厥名里」とあり、われば、古代よりありきと見ゆ、○怪力亂神云云」とは、論語

述に、子不語怪力亂神」とあり、朱註に、怪異勇力恃亂鬼神の四者也云へり、○左傳に妖を魯の申編か論して云云」とは、左傳莊公十四年に、初内蛇與外蛇闘於鄭南門中、内蛇死、六年厲公入、公聞之、問於申編曰、猶有妖乎、對曰、人之所忌、其氣備以取之、妖由人興也、人無豐焉、妖不自作、人樂常則妖興、故有妖」とあり、氣備とは、杜註に尙書洛誥、無若火始燄々、未幾而進退之時、以喻人心不堅正」とあり、○かそろしき物の見たき」とは、此世話、出處詳かならず、こは怪談などをさしてかそろしく思ひなから、又見たき心もあり、かくて心目の間に忘ることなきを云ふ、○齊侯の彭生を見」とは、左傳莊公八年に、冬十二月、齊侯游于姑楚、遂田于貝丘、見大豕、從者曰、公子彭生也、公怒曰、彭生敢見、射之、豕人立而啼、公懼、隊于車、傷足喪屨」とあり、彭生の殺されし事、桓公十八年に見ゆ、○鄭人の伯有を見る」とは、左傳昭公七年に、鄭人相驚以伯有、曰、伯有至矣、則皆走、不知所往、鑄刑書之歲二月、或夢伯有介而行、曰、壬子、余將殺帶也、明年壬寅、余又將殺段也、及壬子、驅帶卒、國人益懼、齊燕平之月壬寅、公孫段卒、國人愈懼、其明月、子產立公孫汲及良止以撫之、乃止」とあり、鄭人の伯有を殺し、事は、襄公三十年に見ゆ、○唐宋小説の書に洞庭湖の邊に水神の祠あり云云」と本説詳かならず、按するに、唐代説書卷五、甘澤謠に、之に似たる記事あり、恐らくは翁の誤引にはあらしか、文に曰はく、韋嗣者明五音書長嘯、自稱逸群公子、舉進士一不第、便已、曰、男子四方之志、豈屈節於風塵哉、遊岳陽、岳陽太守以親知見、辟、數月謝病去、驢親弟、舟行瀟湘於洞庭湖、驢乃水濱慟哭、移舟湖神廟下、欲焚其廟、曰、千金估胡、安穩樓、濟、吾弟窮悴、乃權此殃、焉用爾廟

爲、忽於舟中假寐、夢神人盛服來謁、謂驍曰、幽冥之途、無枉殺者、明公先君昔爲城守、方聞
讜正、神鬼避之、撤淫祠甚多、不當廢者有二、二神上訴、帝初不許、固請十餘年、乃許與後
嗣一人、謝三廢廟之志、然亦須退不能知其道、進無以補於時者、故賢弟當之耳、倘求喪不
禮、即我之故、當令水工送屍湖上、驍驚寤、其事遽止、遂命漁舟施鉤網、果獲弟之屍於岸、是
夕、又夢神謝曰、鬼神不畏忿怒而畏果敢、以其誠也、君今爲人果敢、昔洞庭張樂、是吾所
司、願以至音、酬君厚惠、冀觀咸池之節奏、釋浮世之憂煩也、忽睹金石羽籥鏗鏘振作、驍甚嘆
異、以爲非據、曲終乃寤曰、○齊東野語とは、孟子上に、此非君子之言、齊東野人之語
也」とあり、齊東は、齊國の東部を云ふ、○駿府の御城「駿府城は、もと今川氏の居城なりしが、天
正十四年、徳川家康更に修築して、遠江より徙りて此に居りき、○わざと」の俗語、東鑑に、應令
驍願こなど、見ゆ、○大久保彦左衛門「忠教は、初名忠雄、小字は平助、後、彦左衛門に改む、忠員
の第八子（或は忠俊の六男）也、年十七にして兄忠世に従ひ、遠州乾城の戦に首級を得、高天神の役
に城將を殺し、戦功甚多かりき、忠世の子忠隣、小田原城主となり、忠教亦沼津二万三千石に封せ
らる、忠隣罪を得るに及び、忠教亦坐して封を失ひ、更に三千石を賜はり麾下隊となる、大阪の役に
大功あり、然れども固く加封を辭し、自ら奉するに儉素を以てす、而して家康の命により常に大議に
參す、秀忠の時、威望甚た隆ん也、家光立つに及び、年老を以て優禮先代に陪ゆ、屢第土の命ありし
かと終に受けず、寛永十六年、壽八十にして卒す、○西域の妖僧傳教といのり云云「傳教は、傳奕の
誤り也、通鑑百九十五に、太史令傳奕、精究術數之書、而終不之信、遇疾、不呼醫餌藥、有

僧自西域來、善咒術、能令人立死、復呪之使蘇、上稱飛騎中壯者試之、皆如其言、以告
奕、奕曰、此邪術也、臣聞、邪不干正、請使呪臣、必不能行、上命僧呪奕、奕初無所覺、須
臾僧忽僂仆、若爲物所擊、遂不復蘇、見ゆ、傳奕は、相州郡の人也、唐の高祖に仕へて太史丞に
拜せらる、上言して隋の制度を改め正朔を易へ、服色を變し律令官名を更定せんことを請ふ、武徳七
年、上疏して浮屠の法を極誣し、又十二論を上り益痛切なりき、太宗の貞觀十三年、壽八十五にして
卒す、著す所、老子註及高議篇あり（詳傳は唐書列傳に見ゆ）、○武三思か妾狄仁傑にあふて云云」と
は、性理字義卷下に、昔武三思置一妾、絕色、士夫皆訪觀、狄梁公亦往焉、妾逃遁不見、三思搜
之、在壁隙中語曰、我乃花月之妖、天道我奉君談笑、梁公時之正人、我不可見、見ゆ、武
三思は、高宗の皇后武氏の姪也、武后、權を恣にし唐を篡するに及び、太子たらんことを求めしかど
叶はず、中宗の世、皇后韋氏に通し權柄を弄せしか、遂に太子重俊等の殺す所となりぬ、狄仁傑は、
字は懷英、并州太原の人也、明經に擧げられ洺州の參軍となる、また閩立本の薦により并州の法曹參
軍を授けられ、後大理丞に進む、性剛直、獄を斷するに平恕を以て稱せらる、權善才等の死罪を爭
ひ、王立本の專横を劾奏し、中外之を憚る、又、江南を巡撫して吳楚の淫祀千七百房を毀つ、武后の
世、來俊臣誣るに反を以てし、制獄に繫き、引いて置對せしむ、仁傑答へて曰はく、有周革命す、我
は唐臣なり、反は固に實なりと斷乎として動かず、尋いて宥され、賤せられて彭澤の令となる、後ま
た、累りに官を遷され、鸞臺侍郎同平章事に拜せられ内史に進む、大に武后の信重を得、將順匡救、
以て唐室の命脈を維持し、周の久視元年壽七十一にして卒す、文惠と諡せらる（詳傳は唐書列傳に見

ゆ、○宮觀」とは、神仙を祀る樓觀を云ふ、史記封禪書に、仙人好樓居、上令長安作蜚廉桂觀、甘泉作益延壽觀」と見ゆ、淫祠とは、不正の神祠をさす、正祠とは、性理字義に、古人祀典、自祭法所別之外、又有所謂道有、德者死則祭、於警宗、以爲樂祖、此等皆是正祠」と見ゆ、○浮屠」とは、佛教徒を稱して云ふ、而して浮屠に二説あり、一は卓氏藻林に、浮屠塔也、圖與屠通」といひ、一は祖庭事苑に、梵語佛陀、或云浮圖、或云都多、或母歇、或沒陀、皆五天語、今並譯爲覺」といふ是れ也、

○飛彈山の天狗

○鬼神の感應は氣の往來なり云云」朱子云、鬼神只是氣、屈伸往來者氣也、天地間無非氣、人之氣與天地之氣、常相接無間斷、人自不見、人心機動必達於氣、便與這屈伸往來者相感通」とあり、感應の理は、宇宙萬有の因果律とも云ふべきものにして、一感一應互に根となる、伊川云はく、「凡有動皆爲感、感則必有應、所應復爲感、所感亦有應、所以不已也」と、○寂然不動」とは前に云へり、次下に、一念未生の時本然未發の跡といへる是也、○いろひえさる」とは、干涉するをえさること、○謝靈運」謝靈運は、陳郡陽夏の人也、幼にして父を亡ふ、穎悟にして學を好む、博覽多聞、文章の美なる江左に冠たり、初め、瑛瑯王の大司馬行參軍に辟せられ、後、臨川郡の太守となる、性奢豪を好む、又、福徴にして才能にほこり、大用せられざるをもて常に怏々たり、肆意遊遊を事とし時勢を省みず、封と廣州に徙され、怨望不平、遂に叛道をもて誅せらる、時に太祖の元嘉

十年也（詳傳は宋書列傳に見ゆ）、○達人貴自我」この詩、文選十九、述祖德詩に、達人貴自我、高價於天、雲云」と見ゆ、濟註に、達人賢達之人、謂祖立也、貴我謂輕物重身也」と云へり、○天且不遠云云」とは、易の文言傳に、夫大人者、與天地合其德、與日月合其明、與四時合其序、與鬼神合其吉凶、先天下而弗違、後天而奉天時、天且弗違、而況於人乎、況於鬼神乎」とあり、○天下惟我のみあり云云」とは、孟子學に、書曰、天降下民、作之君、作之師、惟曰其助上帝、寵之四方、有罪無罪、惟我、在天下昌敢有起、厥志云云」とあり、書經泰誓の文、少しも異り、蓋し、偽古文の作者、孟子の文を取りて之を修飾したるなるべし、○後世の賢人云云」とは、孟子學に、會子の語を引けるに「自反而不縮、雖褐寬博、吾不縮也、自反而縮、雖千萬人、吾往矣」とあり、されは賢人とは會子をさす也、○一念未生の時云云」とは、意識現象の未だはたからざる時的にて、即、神機無朕、靈府無迎、靈空衡平にして明鏡止水の如くなる状態をさす、但され無心にあらざる旨目的にあらす、廓然太公、兼理を具へて、知覺昭然として而も思慮安排往來計較に携らざるの妙境也、○天地も我より位し云云」中庸の文也、○節廉節」節廉、字は堯夫、范陽の人也、年三十、父有に從以河南に遷ふ、先生、天資高明英邁、博く群書に通ず、又、人に接するに謙を以てし、善談論日、以て厭はざりき、北海の季之才と見、性命の學を聞くと及び、乃ち自ら隱居して、天地の運化、古今の事變、萬物の性情を洞見し、遂に伏羲先天の旨を行へて皇極經世書等を書き、富野司馬光呂公著二程子常に敬慕して己の道なりと云ふ、熙寧十年に卒す、年六十七、○中物論を贈うて康節を云ふ、○一念起る事なければ云云」とは、蒙園集卷四、思慮吟に、思慮未起

鬼神莫知、不由乎我、更由乎誰」と見ゆ、○山伏「書言字考」に、修驗者、俗云山伏、毎歳入大峯熊野苦修、故云修驗道、傳云、役行者法流、或云、行者叔父願行爲之始祖云々と見ゆ、○天狗「天狗の實物詳かならず、古來諸説紛然たり、俗説には、高山深壑に棲む怪物にて、形は人の如く且つ鼻高くして羽鬣を有せりと云ふ但狹集、因明辨、蓋し、山海經博聞錄及杜工部天狗賦等に、猿又は狸に類せる奇獸なりと云ひ、地蔵經に、天狗土公大威神と云て、鬼神の一種とせる説などの合成せられて、一種の俗説となりしにあらざるか、なほ考ふべし、○是非なく」とは、せんかたなくと云ふに同じ、○したくか」とは、甚強き意なり、平家物語に、「月の強きもしたくかなるもの」なり、あり、○静慮動直」とは、周子の通書聖學に、「聖可學乎、曰、可、曰、有、要乎、曰、有、請、聞焉、曰、一爲要、一者無欲也、無欲則靜慮動直、靜慮則明、明則通、動直則公、公則溥、明通公溥庶幾乎」とあり、靜慮とは、未發の心跡一毫の私欲なく、湛然豁然として明鏡止水の如くなるを云ひ、動直とは、已發の心用一に天理の流行にして私意安排なく、發して節に中り外邪の撓屈する所とならざるを云ふ、○無聲無臭して」とは、詩經大雅文王に、上天之載、無聲無臭」とあり、今、心跡の微妙にして形跡聲色なきに喩ふ、○無思無爲」とは、易の繫辭に、易無思也無爲也」とあり、本義に、言其無心也」とけり、今また、心跡の湛然として私心雜慮なきに喩ふ、○象帝之先」とは、老子四章に、道沖而用之、或不知、淵兮似萬物之宗、挫其銳、解其紛、和其光、同其塵、湛兮似或存、吾不知誰之子、象帝之先」とあり、さて、吾不知誰之子云云に、道の、天地に先ちて生じた後れて存し、窈冥恍惚、希夷微妙なるを喩へて云ふとくは、普通

の説也、今翁の、心跡本然の例證となせるは、老子の説を人性論の上より見られたる也、換言せば、中庸の中和章の意によりて道を主觀的に見られし也、この説、太田晴軒の老子全解に「案、吾者眞君謂心也云云、又云、象帝之先、謂心似其無爲之極也」と云へると其見相似たり、○唯我獨尊」とは、釋迦、誕生の時、天地を指して天上天下唯我獨尊と云ひしをさす、さて、釋迦の我と云へるは、五蘊和合實我實法の我にはあらずして、心性不生不滅の實體を指せる也、故に宋儒の心跡説と相似たり、○彼は人物をすて云云」とは、佛氏の、人倫を毀棄し非世間的を旨として、寂滅爲樂を目的とせる、老子の、清淨無欲にして事物を遠け消極的個人主義に傾ける、みな聖學の大道とは徑庭ありと也、○體はありと見へて云云」とは、二氏の説は、心跡を見得したるに似たれども、其妙用活動して人道を経緯し、天地を裁成輔相するの心用あるを知らずと也（夢の浮世の章參看すへし）、○感應「學山錄卷六に感者動也、應者報也、皆先者爲感、後者爲應、易文言正義言之、宋儒之解、亦出乎此」とあり、

○年内の立春

○其不親を戒慎み云云」とは、中庸首章の文也、誠の本原とは、心跡未發本然の當跡をさす、誠は、朱子釋して「眞實無妄之謂、天理之本然也」と云へり、これ未發の心源を云ふ、持養とは、この未發を保持存養する也、已上は未發上に就いて云ふ、○隱微の中云云」とは、已發上に就いて言ふ、隱微とは、中庸首章の語にて、朱子は、幽明之中細微之事」と釋せり、一念の起るとは、未發より已發となる初一念を云ふ、省察とは、この已發の一念を内省觀察して未發の本源を失はず、私意邪念に陥らしめざるを云ふ、○見ぬ京物語」とは、世話なり、和漢訓蒙故事要言五に、「見ぬ京物語」とは、

人毎に見届けず聞も届せずして愛東なきことの、不思議などあるや、又は憶ならざる國所の分野などを、聞はつりたるまゝに打任せ付添て云ちらし、或は書に記して後世の愚を驚かさんと思ふ心を逞しくするあり云云」と見ゆ、凡て、よく知り得ざることを知り顔にいひなす諺也、○古今集』は醍醐帝の御時、紀友則、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑の四人に詔して撰集せしめられ、延喜五年に奏進す、巻数二十巻あり、四季、賀、離別、羈旅、物名、戀、哀傷、雜、雜體等の諸部に別つ、是實に本朝勅撰集の權輿なり、○在原元方』は在原業平の孫にして棟梁の子也、○三十一代集』とは、古今集、後撰集、拾遺集、後拾遺集、金葉集、詞花集、千載集、新古今集、新勅撰集、續後撰集、續古今集、後拾遺集、新後撰集、玉葉集、續千載集、續後拾遺集、風雅集、新千載集、新拾遺集、新後拾遺集、新續古今集是れなり、上は醍醐天皇の延喜五年より、下は後花園天皇の永享五年に至る、また、古一代集の解題は、群書一覽に詳説あり、今、頌を恐れて之を畧す、○こそとやいはん云云』とは、古今集の巻頭に、元方の歌として、年のうちに、はるはきにけり、ひとせを、こそとやいはん、今年とやいはん』とあり、この歌は、今年あるべき立春か去年の内にありたりとて、かく兩篇の意をもたせてよめる也、○千里の謬も云云』とは、漢書東方朔傳、及易緯に、失之毫釐差以千里』とあり、○藤溪先生』周敦頤、字は茂叔、道州營道の人也、父を輔成と云ふ、初め、舅鄭向の任に因りて分寧の主簿となり、尋いて桂陽の令に移る、治績尤も著はる、官を累ねて廣東轉運判官に至る、刑獄を操熟して冤を赦し物を澤するを以て己か務となす、尋いて疾を以て請うて南康軍に知らり、先生、毎學を爲すに師傳に由らず、豁然道暎を默契す、二程子、父に従ひて官游し、因て學を受く、先生、毎

に孔顔の樂處及樂む所は何事なるかを尋ねしむ、先生、既に南康に至り、室を蓮花峯の下に築く、前に溪あり滄江に合す、因て營道の濂溪を取りて之に名く、學者稱して濂溪先生となす、神宗の熙寧六年、壽五十七にして卒す、著す所、通書、太極圖說等、あり(詳傳は宋史道學傳及び伊洛淵源錄に見ゆ)、○幾は善惡』とは、周子の通書に、「誠無爲、幾善惡」とあり、朱子の註に、「幾者動之微、善惡之所由分也、蓋動於人心之微、則天理固當發見、而人欲亦已萌乎其間矣」と云へり、蓋し、幾は、動かんと欲して未だ動かざる端的にて、意識現象の極めて微細なる所を云ふ也、

○袖ひちての歌

○貫之』紀貫之は、望行の子也、書を能くし、又尤も和歌に達して妙に入る、延喜中、御書所の預りとなる、累遷して大内記に轉し、從五位下に叙せられ加賀美濃介となる、延長中、大監物右京亮に拜せられ土佐守となり、承平中、任滿ちて、京師に歸る、天慶中、木工權頭に進み從四位下に叙せられ、九年に卒す、嘗て経友則等と勅を奉して古今和歌集を撰す、書成りて之を上りしかば、特旨を以て貫之の歌一百首を探りて選に入れしめ給ひき、又、萬葉集鈔五卷を撰す、後又、勅を奉じて新撰和歌集を撰ふ、書成りて未だ奏進せざるに、偶、帝崩し給ひしを以て果さるりき、著す所、土佐日記及家集あり、後人、歌仙を撰ひ、貫之を推して人麿に配し、和歌の祖宗となす(詳傳は大日本歌人傳に見ゆ)、○袖ひちての歌』とは、「袖ひちてひすび水の、こぼれるを、春たつけよの、風やどくらむ」とある是れなり、一首の意は翁の解にて明かなり、袖ひちてとは、袖を濡して也、又、ひすぶとは、

水をすくひあぐることにて、掬の字の意也、○月令に孟春のはしめに云云』とは、禮記の月令に「孟春之月、日在『鶩室』中『東風解凍、蟄蟲始振云云』と見ゆ、さて、月令は、もと呂氏春秋の十二月紀の首章の文なるを、禮記の編者、之を抄出し、合して此篇を爲れる也、又月令と名くるは、十二月の政令の行ふ所を明すをもてなり、孟春とは、仲春季春に對して初春を云ふ、而して歷制は三代之を異にすれども、今は夏の正月を云ふ、故に太陰曆の正月に相當す、○歌にたけありて』とは語句の制限あるを云ふ、○此外の歌も古今集にのせしは云云』徒然草^{十四}に、古今集の頃の歌は、言外に餘情ありて、後人の及ふへからざるを説けると、相似たり、○漢魏の樂府古詩』樂府は、文選二十七の濟註に、漢武帝定『郊祀』乃立『樂府』散『採齊楚趙魏之聲』以入『樂府』也』とて、漢武の時、郊廟に薦むる樂歌を掌れる役所の名也、それか後世轉して一種の詩の脉を稱する名となれり、さてその古詩と異なる所は、一は節奏を主とし、一は賦詠を主としたるにあり、古詩には五言七言われども、漢代の作には七言甚少し、○詩は盛唐といへ』盛唐とは、唐の玄宗帝の開元元年より代宗大曆の初めに至る迄を稱す、而して開元天寶の際には、唐代文學極盛の時にして、李白杜甫の二家を始め、王維岑參李頎孟浩然の諸子輩出し、詩學上空前の刷新を見るに至り、其詩風高調絕格、萬世詩道の宗尙する所となれり、○文章は時と上下する』とは、劉禹錫か柳文の序に、八音與政通、而文章與時高下、三代之文至『戰國』而病、涉『秦漢』復起云云』と見ゆ、○織田備後守云云』備後守は、信長の父信秀を云ふ、彦五郎とは、宗室の信友を云ふ、平手中務は、名を清秀といひ、天文三年、織田信長の傳となりて、屢直言極陳し、遂に諫書五章を奉りて自殺せし人也、さて、備後守、一族彦五郎と不和になりし事、及び和睦

成りて平手か袖ひちての歌を彦五郎の家老兼へ遣しし事等、委しく信長記^上三川國小豆坂合戦之事の條に見えたり、又、清秀諫死の後、信長、尾州名古屋に一寺を建て政秀寺と稱せし事、常山紀談に見ゆ、○たけ武夫の心とも和け』とは、貫之か古今集序に見ゆ、○昔春秋の世に列國の士大夫云々』とは、この事左傳に多く見ゆ、○三百篇の詩』とは、大數を擧げて云ふ、論語に詩三百とあるも是れ也、初學記に、昔孔子刪詩、上取『商』下取『魯』凡三百十一篇、至『秦滅』學亡『六篇』今在者三百五篇』と見ゆ（孔子の刪詩及び六篇の亡佚については異説あれども要なければ畧す）、○萬葉集』は我國最古の歌集にして、上は王公より下は匹夫に至り、四千五百餘首の歌を採録せるもの、また其部類は、雜歌、相聞、挽歌、警喻、四季の五種に分ち、用字の方法は、漢字の音訓を巧みに應用し、その歌風は、雄偉質實を以てすべし、年代は、上仁徳天皇より下舒明天皇に至れり、編者に就いては異論あれども、普通の説は、孝謙帝の御時、橘諸兄之を撰ひしか、中途にして寤せしかは、平城帝の御時、大伴家持之を增訂して完成せるものなりと云ふ（委しくは群書一覽に見ゆ）、○俊賴』源俊賴は、大納言經信の子也、堀河鳥羽崇徳の三朝に仕ふ、右近衛少將に任せられ木工權頭左京權大夫を兼ね、進んで從四位上に叙せらる、才藝多く、最も和歌を善くす、苦意刻思、頓く語を下さず、故に苟且難逢の失なし、造意新奇にして肺製温雅、一時の士人推して宗師となしき、天治の初め、勅を奉して金葉和歌集を撰ふ、當時、藤原基俊亦和歌を善くし俊賴と相善からず、然れども俊賴資性温厚なりしを以て、時譽益歸したりと云ふ、著す所、山木麴臈、無名鈔等あり（詳傳は大日本史歌人列傳に見ゆ）、この語は後草紙卷三に出たると事實違へり十訓抄なるは、この説に同じ、○女房』とは、安齊隨筆に、『古代、女の

車を女房と云へるは、仕官の女の中にも、品宜しき人は人と相住をせず、一人住の房を給はりて住む位の女を、女房といふ也」と見ゆ、○淀のわたりの云々の歌は、拾遺集裏に、天曆御時、御屏風にわたりのわたる人かける所に、「いつかたになきて行らん、ほどよきす、よどのわたりの、またよよかたに」とあり、○比興のこゝろ」とは、下の六義の沙汰の條に詳し、○其平手、後に信長をいさめかねて云々「平手の諫書のこと、信長記卷一、平手中務大輔清秀致極諫、命自害、事の條に見ゆ、その大要を抄出せば、「信長御御行跡不正に付て、無憚所申上條々、(一)御心を正しくし給ひて、諸人をも御正し有へく候、左もなく候へば義心不起もの候、心裏底より義心興起せしは、何として天下國家可治候乎、治法の工夫、今世執る所の才智のやうなる事では無御座候、假令卓越の才藝有とも、度量大やうに仲候はずば、中々治道の工夫申まじく候云云、(一)御心緒高機に馳く、第一無欲にして御心に依怙最負御座しませす、唯正路に見え申候、是大本にて御座候也、大本に體根あり、其根他に非ず、一箇の理而已義而已、乍去理與義とのみ一偏に用給ひ候は、世俗不懐事も有へく候、賞罰之事、世以て車の兩輪のことと申傳へ候、是は偏屈之様に覺申候、賞も其宜に付は、罰は中に二二を罰し、其餘は教給ふへし云云、(一)能く人を見立させ給ふ事、世人宜様に申傳はし候、武勇行之果と云々の類は尤當り給ひぬ、文道に熟し治道の深慮を得たることと云々の類を好まざ給ひぬは、鐵丸を纏ふ繻の様に覺申候、中々憂國之學問を勤たる眞儒を近習に被召使候人かた云云、(一)凡見及申内、第一御身持我意にして禮儀をしるしめされず、先祖先考に對し不孝に御座候、此二を能く御改め候へ云云、(一)一度天下を治給はんと思召候は、大忍大智大謀大義大勇に御心を碎

かせ給へ、天下の任重き事無可比之云云」とあり、○長使英雄云云」とは、杜甫の詩身相に出し、未幾身先死、長使英雄淚滿襟」とあり、

○諸道わさよりいる

○致知あり方行あり」とは、程子曰、始於致知、智之事也、行所至、知而極其至、聖事也」と、朱子曰、知行常相須、如目無足不行、足無目不見、論先後、知爲先、論輕重、行爲重」と、知を致し事物の理を極め、聖賢の大道を知るを致知と云ひ、既に知得ては踐履躬行以て人欲を淨盡し、天理の本然に復するを務むるを力行と云ふ、而して二者截然として鴻溝をなすにはあらず、互に相資り相發する者也、○學といへば致知を主とし」とは、程子曰、涵養須用敬、進學則在致知と、楊龜山曰、學者以致知格物爲先云々と、準して知るへし、○大學に自脩も云云」とは、自天子以至於庶人、壹是皆以脩身爲本」とて、脩身を以て自脩の極とす、ゆゑに、致知はた、其理を明にするにありて、學の大旨脩身にわれども、學と自脩とを分ちて云ふときは、學は致知に當ると也、○子夏も仕而優則學」とは、論語子夏に、子夏曰、仕而優則學、學而優則仕」とあり、優とは餘力あるを云ふ、○又子路何必讀書云云」とは論語先進に、子路曰、有民人焉、有社稷焉、何必讀書、然後爲學」とあり、○事物に即て其理を窮る云云」とは、本章次下に釋あり、又、翁の大學新疏卷上、朱子格物致知補傳の註に詳出す、畧して云は、我研究の對象となるものを總括して事物と云ふ、故に父子君臣朋友昆弟より視聽言動飲食男女天地山川草木鬼神に至り、宇宙の萬象、古今

の事變みな網羅せざるなし、さて、その理を究むとは、その事物に於ける法則、即ち然る所以の理、及然かあるへく、又、然かすへき當然の理を究極するを云ふ也。○紹介』史記連傳に、平原君曰、勝請爲紹介而見之於先生」と、索隱に、紹介猶媒介也、且禮賓至、必因介以傳辭、紹繼也」とあり、○内外を合するの道』とは、中庸に、誠の徳を稱して合内外之道也」と云へるによれる也、さて今は、格物致知の結果、衆物の表裏精粗知らざるなく、吾心の全體大用明ならざるなく、内外渾融、豁然貫通の妙境に至るをさす、而して是即ち中庸の至誠也、○陽明良知の學云云』前に屢説さし如し、○天下の物に即て其理をささむ』とは、朱子大學補傳に見ゆ、○一章一木の理をささむ』とは、この説は、宋儒を排するもの、常に語柄とする所なるが、これ枝葉の議論に過ぎず、さて、此語の本據は、伊川の語に、又問致知先求之四端如何、曰、求之情性固是切於身、然一章一木皆有理、須是察」とあり、○天生丞民云云』とは、詩經大雅丞民の詩にあり、丞民は、衆民と云ふに同じ、○大論』は禮樂射御書數を云ふ、○昆吾の鐵』とは、故事黃眉に、周穆王有昆吾劍、削鐵如泥」と、註に、昆吾本山名、出鐵作劍、極鋒利」と見ゆ、事要玄四十に、談苑を引いて歐陽の説を擧ぐれども誤謬に近し、○荆山の璞』とは、韓非子和氏に、楚人和氏得玉璞楚山中、奉而獻之厲王云云」とあり、璞は、玉篇に玉未治者」とてあらたま也、○温潤の色』とは、禮記聘義に、昔者君子比德於玉焉、温潤而澤、仁也云云」と見ゆ、○聖人門人の孝を問に答へ給ふ云云』論語爲政に、孟懿子問孝、子曰、無違云云、孟武伯問孝、子曰、父母唯其疾之憂、子游問孝、子曰、今之孝者是謂能養、至於犬馬皆能有養、不敬何以別乎、○子夏問孝、子曰、色難、有事弟子服其勞、有酒食先生饌、曾是以爲孝乎」とあり、さて朱註に、無違とは謂不背於理」といひ、疾之憂とは、言父母愛子之心無所不至、唯恐其有疾病、常以爲憂也、人子體此而以父母之心爲心、則凡所以守其身者、自不容於不謹矣、豈不可以爲孝乎」と云ひ、色難とは、謂事親之際、情色爲難也、蓋孝子之有深愛者、必有和氣、有和氣者、必有愉色云云」と云へり、○顔子には克己復禮云云』論語顔淵に、顏淵問仁、子曰、克己復禮爲仁云云、顏淵曰、請問其目、子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動云云、仲弓問仁、子曰、出門如見大賓、使民如承大祭、己所不欲勿施於人、在邦無怨、在家無怨」とあり、さて克己復禮とは、朱註に、己謂身之私欲也、禮者天理之節文也」と、又云、蓋心之全德莫非天理、而亦不能不填於人欲、故爲仁者、必有以勝私欲而復於禮、則事皆天理、而本心之德復全於我矣」といひ、仲弓問仁章の釋に、敬以持己恕以及物、則私意無所容而心德全矣」といへり、○詩は思無邪云云』とは、論語爲政に、孔子、魯頌の辭を引いて、詩三百、一言以蔽之、曰、思無邪」といひ、詩の大序の主旨を示されしを云ふ、朱註に、凡詩之言、善者可以感發人之善心、惡者可以懲創人之過志、其歸於使人得其情性之正而已と見ゆ、○禮は母不敬云云』とは、禮記曲禮に、母不敬の語あり、陳註に、范氏の説を引いて曰はく、經禮三百、曲禮三千、可以一言蔽之、曰、母不敬」と、○易は審變議時云云』とは、伊川の易傳に、知時諱勢、學易之大方也」とあり、兼し、易は、自然界及社會人事萬般の變易の理を明かにし、人として盈虛消息開闔變通の理を悉にし、吉凶榮辱進退存亡の時を知らしむるを證要とするを云ふ、○春秋は尊周抑夷云云』とは、朱子

の語に、春秋大旨、其可見者、誅亂臣一討賊子、内中國外夷狄、貴王賤伯而已」とあり、尊
周抑夷とは、天王または王正月といひて周を重んじ、王制の名分を明かにし、又華夷の別を嚴にし
て、中國の諸侯夷禮を用ふるときは之を夷にして書するか如きを云ふ、○詩に國風雅頌の情をいひ
とは、朱子詩經集傳序に、凡詩之所謂風者、多出於里巷歌謠之作、所謂男女相與詠歌各言其情者也
と、又云、雅頌之篇、則皆成周之世、朝廷郊廟樂歌之詞云云」と見ゆ、委しくは六義の沙汰の章下に
いふべし、○禮に終禮曲禮の目をわかち」とは、中庸に、禮儀三百、威儀三千」とあり、又禮記禮器
に、禮三百曲禮三千」と見ゆ、經禮とは、冠、婚、喪、祭、朝覲、會同の類の如き大節を云ひ、曲
禮とは、進退、升降、俯仰、揖讓等の如き委曲の小目を云ふ、○易に陰陽卦爻の變をうむし」と
は、易の繫辭に、易有三大極、是生四象、四象生八卦」とて、大極の二理より陰
陽と云ふ相反の兩性を生じ、陽は更に太陽少陰を生じ、陰は太陰少陽を生じ、遂に乾兌離震坤艮坎巽
の八卦となり、八卦各變して六十四卦となる、一卦は六爻よりなるかゆるに、合せて三百八十四爻の
り、是れにて宇宙人事の變盡るることなし、○春秋に朝聘會盟の事を備ふ」とは、朝は、臣、君
に見ゆるを云ふ、又、同類相見るにも云ふ、聘は、天子及び諸侯が、大夫をして諸侯を問はしむるを
云ふ、會盟は、左傳昭公十一年に有事而會、不協而盟」とあり、これ春秋の書法也、又、王制をのべて朝
聘會盟の本義を説けるには、昭公十三年に、晉の叔向の語に、明王之制、使諸侯歲聘以志業、間朝
以講禮、再朝而示成、再會而盟以顯昭明」と見ゆ、○孔門の博文約禮」とは、論語雍也に、子曰、君
子博學於文、約之以禮、亦可謂之約矣夫」とあり、博く聖賢の成法、古今事物の理を窮むる、

是れ致知の事也、聖賢一貫其條の旨を體して躬行實踐をつとめ、截然として規矩ある、是れ力行の事
也、故に洙泗傳約の教は、即ち伊洛知行の説とてその義一也、○致知格物の説を義外とて議る」とは、
扁鵲藥匙と拾うの條下に由せり、

○釋家室の秘訣

○寂室」釋元光は、寂室と號す、姓藤原氏、作州の人也、少にして出家し、佛燈國師(約翁)に従ひ禪
を學ぶ、元應二年、可齋然、鈍菴俊等と海を渡りて元に入る、直に天目山に登り、中峰本和尚に參し
諸老に遍歷す、東歸の後、時を備作の間に晦ますこと二十五年、晩に江州に遊ぶ、州の太守源氏頼
木の他室を欲し、奥島の雷溪を欲して留錫を請ふ、光、雷溪の僻遠なるを喜ひ、遂に梵刹を構へ永源寺
を號す、光の學徳既に叢林に遍ね、光明帝屢手詔を賜ひて其徳を稱せらる、光、深く自ら稱降し、
天龍の國の建長の請、みな辭して就かず、貞治六年九月、世齡七十八にして寂す、諡を賜ひ圓應禪師
と云ふ、語録三卷あり世に行はる、光又、文辭を善くす、嘗て僧に示せる偈あり、曰はく、個事明々
呈似君、不須特地策功勳、風和日暖黃鸝轉、春在花梢已十分」と、その統緒なる概ね此の如し
○釋傳は本朝高僧傳「二十一及び寂室行狀に見ゆ、○吾に緊要の一訣あり、其言は、寂室語録卷下、又
示秀格禪入條に、余有緊要一訣、實密之入、今當傳汝、勿輕語人、汝每日晨興、先須引
手摩顛顛、亦以目顧、身上緊要、心念口誦、吾是釋迦文佛遺教、縱使喪身失命、誓不壞、思尼教範、至
囉々々」と見ゆ、○製法」とは、釋氏要覽に、製法者、蓋從色聲釋也、梵音具云、遮摩沙與、此云

も本心也、また是れ仁也、故に兼善の統會なり、○碩學』とは、碩は大也、○陽浮』とは、貢高浮華なるを云ふ、俗に云ふ陽氣にすくも也、○彼か師といひ弟子といふ者云云』とは、徂徠派をさす、徂徠の教育、豪蕩不羈を主としその弊多かりしこと、前に太宰の説を引いて證せしか如し、今は徂徠が宋儒心法の説及び嚴肅的教育を駁せしこと、具さに三辨に見ゆ、○老耄の警言』老耄は、禮記曲禮に、七十曰老也、又八十九曰耄也、註に、耄情忘也』とあり、警とは言を云ふ、又曰われを好辯を分別する能はざるを警と云ふ、○補樂其子』が言の下、禮記禮運に君父師の説あり合看すべし、

拾遺

○聞傳仰慕』聞傳は趙宋の禪僧にして、成都府崇寧の高壽寺に住せり、諱して佛果禪師といひ、佛果禪師語錄序に聞傳禪師克勤、嘗彼遇今上皇帝、對揚正法眼藏、其道盛行乃季子聞師常優、處一室坐、謝諸言、轉無上法輪』など見ゆ、

○武運の稽古

○森武藏守』森長一は、美濃の人也、小字藤藏、後、武藏守と稱す、元龜三年、織田信長長島に擊つ、月明後毎に再々臨んで功あり、人々の勇悍なるをも下附して夜武藏と云ふ、大武田氏亡ぶる上及び織田信長の信濃國郡をもて長一を討し萬石を食せしむ、後、豐臣秀吉敗れて美濃金山の城邑、石に封す、小牧の役に、池田勝入の縁をもて秀吉に屬す、羽黒に陣して東軍の破る所となる、因りて

怒憤し、長一に於て奮進激戦す、而して西軍利あらず、長一遂に砲丸に中りて死す、○打物』とは、打ち鍛へたる義にて、大刀鎗長刀などを總稱して云ふ、○稽古』とは、もと書經の堯典等に出てたる語にて、古の事を稽ふるが本義なれども、我國に來りては、廣く學習又は修練などの俗語に用ひらる、○運は天にあり』運とは、孟子に云ふ所の無之致一而至者にて、人力の及ばざる自然の運りあはせ(吉凶善惡の命數)を云ふ、此世話に就て、俚言集覽に職人盡歌合、太平記等を引いてその出所を示し、又論衡を引き、「人命懸於天、吉凶存於時」といへり、○秋冬肅殺』とは秋冬は風氣嚴肅にして殺氣を帯ぶるを云ふ歐陽修の秋聲賦に常以肅殺爲心とあり、○生生之謂易』とは、易の繫辭上傳第五章に見ゆ、蓋し、生々は變易にあり、而して變易は屈伸往來よりなる、故に四時の消長は生々の大機關也、○天地之大德曰生』とは、繫辭下傳第一章に見ゆ、書經大禹に好生之德とあるも同意也、○擁護』の擁は、抱持の意也、○哀助』とは、幽冥の助けといふこと、天は人の測り知るべからざる故に冥と云ふ、○時りく』とは、時を得て用らるゝ意、○三の葉四の葉』とは、屋舎の三棟も四棟も立ちならんを云ふ、さて三の葉四の葉といふは、古今集序に催馬樂の歌を引いて、「この殿はうべもどみけりささ草の、みつはよつはにどのつくりせり」とあり、ささ草は三枝草をかきて、「一の莖より三枝を生するより、三つてよ語の冠詞とせる也、ささ草の名物に付ては、冠辭考に詳説あり、○武運長久といふ牌云々』とは、此頃の風習、一般に武運長久の新禱札を門にうちつけし也、冢田虎の隨筆卷二にも、諸侯大夫或令信巫禱武運長久、而高標其榜於門者、亦非觀之美也』と云へり、○厭勝』とは、厭は歴に通して、惡事不吉を鎮壓して之に勝つる義にて、俗に云まじなひの事なり、

り。○獲_二師於天_一云云』とは論語八佾に見ゆ、○符章陀羅尼』とは、符章は、諸山諸寺より出す禁咒の符札也、陀羅尼といふも消災除厄の祈禱經にて、種々の類あり、梵音多合とて、多く翻譯せずして梵語のままなるもの也、又陀羅尼の語義に付いては、翻譯名義集卷五に、能持、綿持、遮持等の説をわけて詳述せり、今煩を恐れて釋す、○丈夫』とは男子を云ふ、韻會に、周制以八寸爲尺、十尺爲丈、人長八尺、故曰丈夫』と見ゆ、○左道』とは、禮記王制に、執左道以亂政殺』と、正義に、盧曰、左道謂邪道、地道尊右、右爲貴云云』と見ゆ、○毛詩の瞻烏爰止』云云』とは、詩經小雅正月の詩に、憂心惴々、念我無職、民之無辜、并其臣僕、哀我人斯、于何從祿、瞻烏爰止、于誰之屋』とありて、周末の亂離を傷める詩也、集傳には、我れ不幸にして國の將に亡んとするにわふ、あゝ、囚虜となりて何人に從ひて祿を受けんか、烏の飛びありて、誰か屋に止らんするかを知らざるか如しと解せり、今引用の意は、左道の流行するは國家衰亡の兆也とて、詩人の意を思ひ合せ、行末を慮りて歎せるなり、毛詩とは、詩は荀卿の後、毛亨、毛萇の二毛傳へしか故に云ふ、毛亨に傳わり、鄭箋とともに世に行はる、

(拾遺)

○民の師表たる人』とは漢書文帝の詔に見ゆ、民は王者の天の條下に抄出せり、

○善 惡 の 報

○顔回は大賢なれども云云』史記魯本紀に、且七十子之徒、仲尼獨薦顔淵爲好學、然回也屢空、糟

糠不厭而卒蚤夭、天之報_二施善人_一、其何如哉、盜跖日殺不辜、肝_二人之肉_一、暴戾恣睢、聚_二黨數千人_一、橫行天下、竟以壽終、是邊_二何德_一哉』とある意也、盜跖は支那古代の大盜にて、淮南子等諸子に散見す、○善をすれば福あり云云』は本章の末に引けるか如く書經湯誥の文也、○臍を噬む』とは、左傳六年に、亡_二鄆國_一者、必此人也、若不_二早圖_一、後君噬_二臍_一』と、註に、君_二噬臍_一、喻不可_二及_一』とあり、○聖人の教も君子の守も道理の前にてきはめて云云』案するに、福善禍淫は天道の法則にして必然當然の道也、會、福淫禍善に似たる事あるは是れ偶然適然の道也、君子は必ず當然に従ひ適然によらず、然れども、應報の結果を見て行爲をなすは君子の恥つる所、故に孔孟は、天人感應説をとらずして道義を以て行爲の標準となす、今翁意亦斯に在り、

○天 人 相 勝

○人衆勝_二天云云』とは、史記伍子胥列傳に、始伍員與_二申包胥_一爲_二交_一、員之亡也、謂_二包胥_一曰、我必覆_二楚_一、包胥曰、我必存_二之_一、及_二吳兵入_一郢、伍子胥求_二昭王_一、既不得、乃堀_二楚平王墓_一、出其尸、鞭_二之_一三百、然後已、申包胥亡_二於山中_一、使人謂_二子胥_一曰、子之報_二讎_一其以甚乎、吾聞_二之_一、人衆者勝_二天_一、天定亦能破_二人_一、今子故平王之臣、親北面而事_二之_一、今至於_二僇_一死人、此豈其無_二天道之極_一乎』と見ゆ、なほ詳細の顛末は、本傳に就いて見るへし、さて本章は、前章の天道應報説に付いて一步を進め、時間の長短によりて疑難を辨し、之を名譽説に論結し、更に詳説して世戒となせるもの、吁、ま九餘蘊なしと云ふへし、○顔回は一簞の食云云』とは、論語雍也に見ゆ、○盜跖は聚_二徒千人云云』と

は、前章に引きし史記の文也、○遺臭百世』とは、晋の桓温の語に、男子不能流芳百世、亦當遺臭萬年』とあり、○賊史』賦とは、廣韻に、納賄曰賊とあり、○交互紛糾』とは、彼此のいりまじり、出入勘定の混雜するを云ふ、○小人は利欲にささると云云』とは、論語に、小人喻於利』と云ひ、荀子不荀に、言無常信、行無常貞、唯利所在、無所不傾、若是則可謂小人』と見ゆ、○末の露もとの零』末又もど、は、草葉の末および本を云ひて對語とせる也、そのはかなく零落するより、おくれさたつなど續くる也、新古今集真偽に、すゑの露もとのしつぐや、よの中の、をくれさたつためし成らん』とあり、今は、遅かれ早かれ終には免るゝことを得ざるを云ふ、○大なる所帯』所帯とは、俚言集覽に云、東鑑三、三日辛未、尾張國住人大屋中三安資、依有其功、如元管、領所帯、愚案、所帯の名目、當時如是用ひたり、方今凡て、下賤の者の産業を云也、又世帯とも云ふ』とあり、今用ひたるも産業の意にて、國家の經濟を個人産業の語をかりて云へる也、○莫大』とは、孝經に、人之行、莫大於孝』と云ひ、治安策に莫大諸侯』の語あり、○小人の險を行ふて云云』とは、中庸に、小人行險以徵幸と、朱註に、幸謂所不當得而得者』と見ゆ、險を行ふとは、私智を逞しうし奸邪傾險の行をなすと云ふ、○いへらすや』はいひてあらずやの約畧也、○畏天之威』云云』とは、詩經周頌我將の詩に、我其夙夜、畏天之威、于時保之』とあり、我將は、文王を明堂に宗祀して上帝に配せる樂歌也、故に天の明威を畏れ、天と文王と降臨する所以の意を保たざらんやと云へる也、今此詩を引いて、世人天威を畏れず祖宗の靈を思はず、奸詐僥倖を事とし、身を失ひ家國を滅すに至るを戒りたる也、

○夢のうき世

○葱嶺の敷』とは、釋教を云ふ、印度は葱嶺を隔て、西南にあるを以て也、漢書西域傳に、西域以三孝武時始通、中略東則接漢、院以三玉門陽關、西則限以三葱嶺』と、顏師古の註に、西河舊事云、葱嶺其山高大、上悉生葱、故以名焉』と見ゆ、○實有の相に泥ひ』とは、現在の世界萬有を本來眞實に存在するものとし、萬事に付執着するを云ふ、佛敎にては、現實萬象を以て實在となさず、因縁和合故畢竟空ととくを以て也、○世を如夢如幻と見る』とは、金剛經に、一切有爲法、如夢幻泡影、如露、亦如電』とありて、宇宙萬象を以て作爲生滅の法にして實跡なしと談する也、○佛性』のこと前に云へり、○本覺に至る』とは、有爲生滅の繫縛を脱して、無爲不生滅の佛果に至るを云ふ、さて本覺の名義を案するに、起信論に、心生滅門中に於て、始覺に對して本覺を説き、謂心跡離念、離念相者、等三虛空界、無所不徧、法界一相、即是如來平等法身、依三此法身說名三本覺』とて、宇宙萬有の實跡、生佛一源、迷悟不二、普遍平等、不可思議の極理を顯得するに名けたり、而して、人能く佛道を行して煩惱を斷し、本覺に達せんとする者、是を始覺と曰ふ、始覺究竟するときは即ち本覺に同じ、故に始本不二と云ふ、蓋、眞如は理上より之を見、本覺は果上より之を見るの別あるのみ、其實一也、而して、始覺は進趣の上より之を名けたる也、○吉凶糾へる繩のごとく』とは、鬻冠子世兵に、禍乎福之所倚、福乎禍之所伏、禍與福如三糾纏』と、陸佃の註に、此言禍福相三爲表裏、勢如三索綯、纏索也、三合爲三糾』とあり、禍福倚伏の事は、老子にも見ゆ、○慶吊隨を門に接る』と

は、賈誼の鵬鳥賦に、憂喜聚門、吉凶同域」と、又五車韻瑞二十に、柳玘傳、玘戒子孫曰、童生有
云、弔者在門、賀者在門、言憂則恐懼、恐懼則致福、賀者在門、弔者在門、言受福則驕奢、驕奢則
禍至」とあり、○高明の士」とは、書經洪範に、高明柔克とありて、高亢明夷にして中に過ぐる人を云
ふ、論語に云ふ狂者に近し、○果然の腹」とは、飽満の貌也、莊子遊、適、三餐而反、
腹猶果然」とあり、○うら山し」とは、羨字の意也、山は借字也、中古文に例多し、○頭陀の教」と頭
陀は佛教徒を云ふ、釋氏要覽に、梵語杜多、漢言抖擞、謂三毒如塵、能空汚真心、此人能振掉除
去、故今訛稱頭陀」とて煩惱を除去する義より名けし也、また名義集にも見ゆ、○名教中に樂地あ
る」と世説新語に、王平子、胡毋彥國諸人、皆以任放爲達、或有裸跡者、樂廣笑曰、名教中自有樂
地、何爲乃爾也」とあり、○天理人欲」と天理は、天道至善の理にして人之を受得て性とす、是真なる
者也、人欲は、氣稟物欲の性より生ず、是妄なる者也、本書次下に説けるか如し、○三綱」とは君臣
父子夫婦を云ふ、○五常」とは仁義禮智信也、○孔子も不義の富貴を見給ひて云云」とは、論語述而
に、不義而富且貴、於我如浮雲」とあり、○釋氏三世の説」とは、三世は過去現在未來也、世界は
三世相續して有爲轉變なる者、且、人の此世に出づる、皆是れ煩惱業惑の感する所にして、十二因縁
は車の庭に轉るが如しと説するなり、○三綱五常をはしめ悉く打破て」とは、朱子の語にも、佛老之
學、不待深辨而明、只是廢三綱五常這一事、己是極大罪名、其他更不消説こと見ゆ、○衆理を
具へ萬事に應ずる云云」とは、朱子大學章句に、明德を解して、人所得於天而虛靈不昧、以具
衆理而應萬事者也」とあり、心跡空虚にして而も知覺あり、衆理を經緯して闕くことなく、萬事

を酬酢して遣すことなきと云ふ（新疏の説）、○理と事とを二障とし」とは、佛教に理事二障の説あり、大藏法數卷五に、謂本覺心源、湛然清淨、由無明妄染、礙正知見、不達真如之理、是名三障、謂衆生由無明障覆、生死相續、無由脫離、是名三障」とて、根本無明の惑と煩惱相續の障とをさす、又卷六に、二障を解して事障、於世間事處生著、理障、於真空義處生著」とて、迷妄を執すると所證の法を執すると云ふ、かく二説方面を異にすれども義は一也、根本無明は法執に外ならざれば也、而して共に事理を感障の名とせる也、今翁の意は、太極本然の理及び宇宙萬差の事物をさす、故に翁の云ふ二障とは、佛の我空法空説をさせるなるべし、○わが心をあらぬものとなし」とは、もとのまゝにあらざる他の心となすこと、○定めて神識の靈覺なる物を云云」とは、精神の靈妙明覺なるを云ふ、朱子の語に、儒者以理爲不生不滅、釋氏以神識爲不生不滅ことあり、佛教の出世間的にして且つ唯心論に傾けるを評破せるならむ、○本覺真如」と本覺の名義及びその真如と同一なると前に云へり、真如とは、起信論に、心真如者、即是一法界大總相法門體、所謂心性不生不滅云云」とて、以下隱言依言の二門を以て説明し、依言に更に空不空の二義を分てり、蓋し一切物心萬有の體性實體にして、平等普遍絕對不思議なる者を云ふ、而して多く唯心の方面より之を談する也、○龍燈山燈」とは、象燭或同參卷四に、問海上に龍燈と云火あり、陸にあかることなく折々海上に見ゆる事あり、これいかなる物をや、對曰、龍燈、水上を行くこと予が邑杯にては常にして、見ぬものもなきやうに多し、これ水中の陰火也、中昇しかれども、彼龍燈、高くわかり山などに登る事あり、是自然の陰火なり」と見ゆ、山燈とは山に登れるものをさすならん、蓋皆、燐火若しくは發火性の物の

變なるへし、龍燈には、諸書に奇説あれども竟唐にして取るに足らず、○日本は推古より前云云」日本へ佛教の始めて傳はりしは、欽明天皇の十三年なれども、推古帝の世には隋と交通し隋僧の渡來及び遣學の僧などもありて、佛道の弘通大に開けしかゆゑに、又支那に於ける佛教の流傳は、後漢明帝の永平十年に、沙門及佛像經論到來せしこと後漢書に見ゆ、○出家」とは、在家の煩塵を出離して佛道に入るを云、釋氏要覽に、毘婆沙論を引いて、家者は煩惱因縁、夫出家者爲滅垢累故、宜遠離也」と云へり、○買誼」買誼は雒陽の人也、年十八、能く詩を誦し文を屬するを以て郡中に聞ゆ、文帝の時、召されて博士となり、一歳中に超遷して太中大夫に至る、建言して正朔を改め禮樂を興し律令を定めんと請ふ、偶絳灌等の毀る所となり出されて長沙王の太傅となる、後、梁の懷王の太傅となる、時に治安策を上りて強本弱末の説をなす、文帝聽かす、居ること數年、懷王馬より墮つて死す、誼、深く自ら傳となりて無狀なるを傷み、哭泣すること歳餘にして亦死す、時に年三十三、長大息とは、買の誼上疏に、臣竊惟、今の事勢、可爲痛哭者一、可爲流涕者二、可爲長大息者六云云」とあるを云ふ、

(拾遺)

○慶吊禮を門に接る」とは前に柳批傳の文を引きしが、なほ案するに、荀子大器に、下卿進曰、敬戒無怠、慶者在堂、弔者在閭、禍與福鄰、莫知其門」とあるが始めなるへし、

○鈴木某か歌

○さきに翁か云ける」とは前章の説をさす、○此道の天より出て」とは、董仲舒の語に見えしこと前に説けるか如し、○由緒」とはゆかりと云ふに同じ、俗語録に、魏書を引いて問迹其由緒」と見ゆ、○我どのかれぬ事」とは、退かれぬ深き縁故のあるを云ふ、○霍去病」霍去病は、大將軍衛青の姉、少兒の子也、其父霍仲孺、先に少兒と通して去病を生む、衛皇后の尊きに及び少兒更に詹事陳掌の妻となる、去病、皇后の姉の子たるを以て年十八にして侍中となる、元朔中、大將軍に從ひ剿姚校尉となり、匈奴を撃ちて功あり、元狩二年、驃騎將軍となり、匈奴を撃ちて之を敗り、焉支を過ぎ祁連山に至りて還る、四年、また大に匈奴を敗り、長驅して大幕を絶り狼居胥山を封して還る、後三年にして卒す、諡を給うて景桓侯と云ふ、(父と名乗りあふとは、始め私生兒の跡にせられしかゆゑにいふ)、漢武征戎の偉功は、實に衛霍二氏の力之れか魁たり、詳傳は史記及漢書に見ゆ、○旨酒」の旨は味佳なるを云ふ、○下戸上戸」とは俗にいふと聞し、經史摘語卷下に、世説に上頓、吳志に小戸、白詩に戸大と云へるを引いて、按以飲酒爲大小戸、三國之時語也、今以嗜酒號上戸、以三上頓與三戸大并言也」といひ、蘭林の講習餘筆卷四には、江次第、公事根源を引き、高戸上戸の名稱を示し、廣く漢土の書をも考證して詳説せり、○蒸餅」とは、鹽尻卷一に、蒸餅は麴を醴にてつくり、内に餡なくパンといふものに同じしと云へり、支那にては、事言要言四十一に、湘素雜記を引いて、凡以麴爲食具者、皆謂之餅、籠蒸而食者、呼爲蒸餅」と見ゆれど、こゝに云へるとは別也、○劉伶か酒の美をしり」晋の劉伶は字は伯倫、渤海の人也、志氣曠放、酒を好むを以て名あり、酒德頌を著す、世説任誕に、劉伶病酒、渴甚、從婦求酒、婦捐酒器、涕泣諫曰、君飲太過、非養生之道

必宜斷之、伶曰、甚善、我不能自禁、唯當祝鬼神、自誓斷之耳、便可具酒肉、婦曰、敬聞命、供酒肉於神前、請伶祝誓、伶跪而祝曰、天生劉伶、以酒爲名、一飲一斛、五斗解醒、婦人之言、慎不可聽、便引酒進肉、醜然已醉矣」と見ゆ、○何曾か餅の美をしる」晉書何曾傳に、然性奢豪、務在華侈、帷帳車服窮極綺麗、厨膳滋味過於王者、每燕見、不食大宮所設、帝輒命取其食、蒸餅上不坼作十字不食、食日萬錢、僧曰無下箸處」とあり何曾は陳國陽夏の人也好學博聞を以て名あり魏明帝に仕後晉武帝に仕へて丞相に陞、○行住座臥」とは、釋氏要覽に、經律中、皆以行住座臥名四威儀、其它動止、皆四所攝」とあり、よく日常の動止を言ひつくせる言也、○夷にも是云云」地位の平易なると危険なるを問はず一に道に従ふを云ふ、○造次にも爰に於てし云云」とは、論語里仁の語也、朱註に、造次、急遽苟且之時、顛沛、傾覆流離之際」と見ゆ、

○朝かほの花一時

○道學」とは程朱の學を云ふこと前に説けり、○あさかほの云云の歌」は朝顔の花の如き、はかなく凋落して一時の榮にすぎざる者なれ共、同じく天賦の性分を全うして、千年も経過する松にかはらず思ひためる心に、われもならまほしと也、蓋し其意、死生窮達吉凶禍福富貴天壽を天命に任せ、唯道之れ與にし、其天職を盡さん事を欲せる也、僧次下に翁の詳説あり、この歌を老莊の意にて解するも一説なれど、道學者の歌としては翁の解を得たりとす、○あたる事」とは、はかなくちりやすさを云ふ、古今集に、あたるなりと名にこそたてれ櫻花など、あり、○白居易」唐の白居易、字は樂天、下

邦の人也、徳宗の貞元中、進士の第に擢んで校書郎に補せらる、累遷して翰林學士左拾遺となり、賛善大夫に拜せらる、抗言して忌まざるを以て江州司馬に貶せられ、忠州刺史に徙る、諸官を歴て、文宗の朝に刑部侍郎に遷る、俄に病を移して、太子賓客に除せられ、東都を分司し、河南尹に拜せらる、武宗會昌の初め、刑部尚書を以て致仕し、六年卒す、年七十五、尚書右僕射を贈らる、諡を賜ひ文と云ふ、居易、自ら醉吟先生と號し、亦香山居士と稱す、同年元稹と酬詠し元白と號せらる、白氏長慶集前後合せて七十一卷あり、その詩流麗温厚をもて稱せられ、尤も俗耳に入り易し、故に當時盛に朝野の間に傳誦せられ、且つ我國に入りて平安朝時代に最も多く吟誦せられき(琵琶行長恨歌等人口に膾炙せらる)、○松樹千年云云の詩」とは、白氏文集卷十五、放言五首の第五に、泰山不要欺毫末、顔子無心羨老彭、松樹千年終是朽、樅花一日自爲榮、何須戀世常憂死、亦莫嫌身漫厭生、生去死來都是幻、幻人哀樂繫何情」とありて、莊周の死生を一にし、釋氏の世を夢幻とする説の意にて作れる詩也、○公任の朗詠云云」とは、松樹千幸の詩は、公任の著なる和漢朗詠集、樅の題下に引けり、藤原公任は、關白賴忠の長子也、天元三年、元服を清涼殿にて行ひ正五位下に叙せられ、尋いて侍從となる、永觀寛和の間、左近衛權中將に任せられ尾張伊豫權守を兼ね正四位下に進ひ、諸官を累ねて長徳長保の間、中納言に任し正三位に叙せらる、人となり聰敏、衆藝を博綜す、善く詩を賦し音樂に工みに、最も和歌に長す、源俊賢、藤原行成と俱に納言となり典禮を掌る、而して朝儀式目に至りては多く公任の手に出づ、寛弘中、權大納言に任せられ正二位に進ひ、萬壽元年、上表して致仕し、北山長谷別荘に入り、遂に祝髮して僧となり閑寂をもて自ら樂ひ、長久三年壽七十六にして薨す、世に

四條大納言と稱す、著す所、北山鈔、金玉集、新撰髓腦、深窓秘鈔、及び朗詠集等あり（詳傳は大日本史百四十一に見ゆ）、和漢朗詠集は、公任か和漢詩文の名句佳調を採摘し、且つ之に和歌を配して、詠物の料に作りし者にて二卷あり、但、和歌は後人の添加也との説もあり、委しくは群書一覽に見ゆ、○彭殤を齊する」とは、長壽と短命とを同視するを云ふ、莊子齊物論に、天下莫大於秋毫之末、而大山爲小、莫壽乎殤子、而彭祖爲天」とあり、彭祖は、莊周か長壽者に名けし假名也、逍遙遊に彭祖乃今以久特聞」とあり、殤は、禮記に、生れてより三月以上十九年の間に死するを、無服殤、下殤、中殤、長殤、に分てり、みな短折者を云也、○瞿曇」とは、釋迦を云ふ、翻譯名義集に云、或憍曇、或俱憍、西域記云、喬答摩、舊云瞿曇、訛略也、古翻甘蔗、泥土等、南山曰、非也、瞿曇星名、從星立稱、至子後代、改姓釋迦、慈恩云、釋迦之群望也、文句曰、瞿曇此云純淑、應法師翻爲地最勝、謂除天外人類中此族最勝云云」と、諸説紛然たり、而して要覽には地最勝の説をとれり、○莊周」莊周は蒙縣の人也、嘗て蒙の漆園の吏となる、梁惠王、齊宣王と時を同うす、その學窺はさる所なし、然れども其要老子の言に歸す、著書十餘萬言、大抵みな寓言也、其言洗洋自恣、死生を一にし萬物を齊しくす、恬憍無爲、王公に仕へず超然として世塵の外に遊ひき、莊子内編七篇は、實に莊周か親撰也と云ふ（史記に老莊列傳あり）、さて、莊周か齊物安分説と儒の知命安分説と、大に似て而も大に異り、莊は、自己の知見情量より觀察して、常識を矯め、強ひて社會人事の諸相、吉凶禍福死生是非の境を混して、之を齊しうせんとす、儒は、社會人事の事變遭遇等人力の及はざる所を、一に之を天命に歸し、人々其位地境遇に安してたゞ道之れ與にし、毫も擬議怨尤せざるをもて本

領とす、故にその性分に安んずるは相似たり、而して其安んずる所以の者天地懸隔せり、○朝に道を聞て云云」とは、論語里仁に見ゆ、集註に、程子曰、人知而信者爲難、死生亦大矣、非誠有所自得、豈以夕死爲可乎」とあり、蓋し知るの難きにあらす能く知るの難き也、○はかなき」定めなく確かならぬ意、○一入」をひとしほと訓するは義訓也、もと物を染むる上にいへる語なるを、轉して一段一際などの意に用ひたり、和漢朗詠集に、管三品の染、枝染浪表裏一入再入之紅などの文あり、○よくめ」己か得手に見做す俗語也、○萬物の靈」とは、書經卷三に、惟人萬物之靈とあり、○佛者の頓悟」とは、佛教にて、凡夫の見地を一轉して佛の知見を開き、向上の妙理を悟るを云ふ、禪家に一起直入如來地など云へり、○前段の事」とは、未來にある別段の事柄といふ意ならん、或は別段の誤りにや、○道はもとより事物當然の理云云」とは、朱子は、道の字を解して事物當然之理と云ひして、前に屢云へるか如し、匹夫匹婦もとは、中庸に、夫婦之愚可_レ以與知_レ焉」とあり、○習て察せず云云」とは、孟子卷中に、行_レ之而不_レ著焉、習_レ矣而不_レ察焉、終身由_レ之而不_レ知_レ其道_レ者衆也」と、朱註に、著者知之明、察者識之精、言方行_レ之而不_レ能_レ明_レ其所_レ當然、既習_レ矣而不_レ識_レ其所_レ以然_レとあり、○脩短」の脩は長なり、○天地にの歌」天地よりうけ得たる性分の誠をあらはして、僞飾あるなくそのまゝに一開一落する朝顔の花よと也、○あななりとの歌」あだにはかなきものと見てやまなか、やむことはできぬ、朝顔の開くも凋むも、みな是れ天地より受けたる本性の誠なるものを（されば花か早く散るとてあななりと見過すわけにはゆかぬ）と也、さて、見てやはやまぬは、やまひの誤りなるへし、○をこなはずの歌」他の物をそねみ又は羨むことをせずして、己か性分に安んじて

毫も不足に思はぬを、一日に開落する朝顔の、千年も経る松にかはらざる心也とは知るぞと也、○兎唇の嘯も心なくさみ」この世話、和漢古諺、本朝俚諺、諺草、俗諺集等に見えず、たゞ世話盡典言に、「いづちのうそも心なくさ見」と見えたるのみ、案するに、いづちに付ては、邇言便蒙抄中本に、「一、兎缺、順和名に見へたり、本名はうぐちといふをいぐちと云なせる也、兎のくちびるは、鼻の下つ、かずして切はなれたれば、兎缺に似たと云義也」とありて、俗に云ふ三つ口の事也、さて缺唇の者は、機關不完全にて嘯豚の出来かぬる者なれども、なほわれと嘯吟して心慰みとすとなり、これ翁か歌道に拙きことを卑下して、自ら兎唇の嘯に比せられたる也、○辭をすて、意をとる」とは、孟子上萬章に、説詩者、不以文害辭、不以辭害志」とあり、

(拾遺)

○道學』學山錄卷六に、宋儒以道學稱聖賢學術、此對異端曲學而言也、王充論衡有無人無道學之語、是指聖學而稱之則其來也久矣、但隋經籍志、云蓋公能言黃老文帝宗之、自是相傳道學衆矣者、是言黃老學也、亦所指異矣」と云へり、又錦城の疑問錄にも詳論あり、

○不伎不求

○たう紙』とは、貞文雜記十四に云はく、「墨紙と書て鼻紙の事也、たう紙と云事本名也」と、又云「今時の鼻紙と云ふ物古はなし、古はなかみといひしは、引合紙を一枚のまゝ折て用ひし也云云」と、○此詩は婦人の作れる詩なり云云』この詩は詩經國風雄雉の詩也、小序には、雄雉刺衛宣公也、淫亂不恤國事、軍旅數起、大夫久役、男女怨曠、國人患之、而作是詩と云ひ、鄭箋にも、之をうけて男女怨曠の釋をなせと、朱子の集傳には、宣公を刺るの説を取らず、唯婦人その夫の征旅を懐ひ、且つ自善の道を以て夫を勵ますの詩となし之を男子に繋げず、今翁の説、一に朱子によれる者也、○瞻彼日月云云』集傳に云、見日月の往來而思其君子從役之久也」と、○百爾君子云云』集傳に云、憂其遠行之犯患、冀其善處而得全也」と、○羈旅』の羈は寄也、又旅寓也、○さ

れは孔子も子路の云云』とは、論語子罕に、子曰、衣敝緇袍、與衣狐貉者立而不恥者、其由也興、不伎不求、何用不感』と見ゆ、朱註に、緇、穢也、衣有者著者也、蓋衣之賤者、狐貉以狐貉之皮爲裘、衣之貴者』とあり、(緇袍は日本の綿入の上著也)、○申にやかよふ』やは反語也、申すに及ぶや及ひはせぬと云意、○空ととさ夢ととく』とは、前に説きしか如く、佛教にて現象界を空假夢幻の如しとなすと云ふ、(大乘の深理に至りては、三諦圓融をとき世間相常住の説もあれど、修證門の上にては一般にかくいふ也)、○一草一木に云云』とは伊川の語也、前に云へり、○かやうの事を詩にいふさへ云云』とは、規戒の説を詩に入るを云ふなるべし、明朝の人云々のこと出處詳かなず、○京師和歌の名家』とは、二條家の歌人、即貞徳門下の北村季吟有賀長伯等をさせるならん、○詩は人情に發す』毛詩總序に、詩者志之所之、在心爲志、發言爲詩、情動於中而形於言、吟詠情性、以風其上』などあり、○三百篇』は詩經三百餘篇の詩を云ふ、前に略述せり、○和歌は人の心を云云』とは古今集序の文也、○沙汰』とは、晉書孫資傳に、沙汰之之、瓦礫在後』とありて陶汰の意なるを、日本へ來りて官令、音信、談説、等の意に用ふる俗語となれり、

(拾遺)

○情に發して禮義にとゞまる』とは毛詩惣序に、故變風發乎情、止乎禮義、發於情、民之性也、止乎禮義、先王之澤也云々』と見ゆ、

○春秋のあらそひ

○彌生』とは舊曆の三月をいふ、和訓栞に、「彌生の義、ヨとオと通す、春三月を生月、氣更來、彌生と次第したる名なるべし」とて、草木のやゝ生ひ茂る義也、○今日こすばあすは云云』とは、古今集卷に、「けふこすばあすは雪とをちりなまし消えずはわりとも花と見ましや」とありて、業平朝臣か、或人の久しく訪はでまれに尋ねしを怨めるに答へし歌也、今は隨義轉用して待つ意にとりなせり、○危然たる音』とは、莊子徐無に、夫逃虛空者、聞人足音危然而喜矣、而況乎昆弟親戚之聲、歎其側者乎』と、林西仲の註に、危然空中足音之響也』とあり、○まどむ』とは團居也、輪を作りて坐するを云ふ、○敷獻』とは、貞丈雜記卷七に、「一コンニコンと云ふを、一盃二盃の事と心得たる人あり、わやまり也、何にても吸物肴などを出して盃を出すは一コン也、次に又、吸物にても肴にても出して盃を出すこれニコン也、何コンも、如此也』とあり、○まろろ』は賓客を云ふ、希人の義也、○義山か殺風景の譏』とは李義山の雜纂に、殺風景の目を擧げて、花間喝道、看花淚下、苔上鋪席、新却飛揚、花下曬毬、遊春重載、石筍繫馬、月下把火、妓筵説俗事、果園種菜、背山起樓、花架下養鴉鳴』とありて、凡て風景を殺ぐものを云へり、(雜纂は五朝小説、説邪等に載せら

り、又雜纂に擬して王銍の雜纂續、蘇軾の雜纂二續等あり、義山の略傳は詩文の評品の條に云ふへし、○山有木工則度之云云』とは、左傳隱公十一年に、周諺有之曰、山有木、工則度之、實有禮、主則擇之』と、杜註に、擇所宜而行之』とあり、○所詮』とは、源平盛衰記に、所詮不肖の身を以てなど、ありて、畢竟と云ふか如し、○大津宮の御宇に云云』こは萬葉集卷一に、天皇詔、丙大臣藤原朝臣、號、佛春山萬花之艶、秋山千葉之彩時、額田王以、歌判之歌』とありて、その歌に、秋山乃、木葉乎見面者、黃葉乎婆、取面會思奴布、青乎者、置面會歎久、會許之恨之、秋山吾者、』とて、秋に心を寄せて歌はれたり、さて大津の宮の御宇とは、天智天皇の御時を云、丁卯の歲三月、都を近江の滋賀に遷し給ひしを以て也、又大織冠とは、藤原鎌足朝臣を稱して云へる也、大織冠は、冠を織物にてつくり給をもてその縁となせるものにて、孝德天皇の十三階十九階、天智天皇の二十六階の冠制に、常に上首に置かれたる最高の位冠なり、又鎌足朝臣は、小徳冠御食子の子にて、博學にして器略あり、天智帝を輔けて蘇我氏の難を定め、制度を建て、中興の偉業を贊襄せし名臣なること、世人の知る所也、○大伴の黒主云云』大友黒主は近江の人也、世、大友の郷に居りしかは因りて氏とす、又、郷、滋賀郡に隸するを以て世に滋賀の黒主と稱す、黒主、和歌を善くするを以て著はる、郡の大領となり従八位上に叙せらる、貞觀中、園城寺、延曆寺の別院となるに及び、黒主、神祠別當となる、延喜中、宇多法皇、屬石山寺に幸し給ひしに、園司、民を勞を憂ひ法皇の意を損せしかは、黒主、和歌を獻して聖懐を慰り奉りき、又仁和、昌泰の大嘗會に風俗歌を獻す、後人、祠を郡中に建て、以て祀り黒主明神と稱す (大日本史歌人列傳に詳出す)、さて、錦をはれる秋の歌は、出所を詳にせ

ず、○淺緑花も云云』とは、新古今集卷上に、菅原孝標女の讀めるに、「あさみどり、花もひとつに霞つる、おほるにみゆる春のよの月」とあり、意は、淺緑なる空の色も花もひとつにかすみて、朧月夜なる面白き風景は、春の特色にて秋の及ぶ所にあらずと也（この歌をよめるゆゑよしは詞書に出てたり）、○秋は夕と云云』とは、新古今集卷上に、太上天皇の御歌とて、「みわたせば、山本かすむ水無瀬川、夕は秋どなにかもひけん」とあり、意は、水無瀬川をみわたせば山本の朧々とかすみて物閑かなる春の夕暮は、類ひなくおはれるものを、夕暮の景は秋に限れるやうに、何故に思ひしことやらんと也、○吉野の雪龍田の錦』とは、吉野の櫻、及び龍田の紅葉を云ふ、さて雪と錦とにたとへて云ふ例は、古今集に、「みよしの、山べに咲る櫻花、雪かどのみそあやまたれける」と云ひ、又「立田川、もみぢみだれてながるゆり、わたらば錦中やたえなん」と云へる類也、○伯仲の間』とは、魏文帝の輿論に、傳教之於班固伯仲之間耳」と、文選李善註に、伯仲喻兄弟之次也、言勝負在兄弟之間不若相論也」とあり、○鮑陽桃李の節』とは、文選三十一、鮑明遠の語に見ゆ、銑註に、鮑陽春也とあり、○古の韶と武との樂を論する云云』とは、論語八佾に、子謂韶盡美矣、又盡善也、謂武盡美矣、未盡善也」と、集註に云、韶舜樂、武武王樂、美者聲容之盛、善者美之實也、舜紹堯致治、武王伐紂救民、其功一也、故其樂皆盡美、然舜之德性之也、又以揖遜而有天下、武王之德反之也、又以征誅而得天下、故其實有不不同者、程子曰、成湯放桀、惟有慝德、武王亦然、故未盡善、堯舜湯武其揆一也、征伐非其所欲、所遇之時然爾」と見ゆ、○すさまし』とは荒涼にして興なきを云ふ、○揖讓』とは、舜征伐の勞をからず、雍容遜讓し以て堯の位を受け天下を治りしを云、○聖人の不幸云云』放伐を聖人の不幸となす説、具西山文集三十一同文王一至魏章にも見ゆ、

○秘事は 睫

○性命道德』とは前に屢述へしか如し、今朱子の説によりて大旨を云は、人、天道至善の理を受けて五常の徳となす是れ性也、之を天に在ては命と名く、稽命令の如し、道とは日用事物の間に常行の理あるをいひ、是の道を行ひて之を心に得るを徳となす也、○秘事は睫』とは、諺章卷七に、「睫は目の側にあれども見えざる如く、世に秘傳と云ふことも、聞ては安き事ながら習はざれば知得ざると云ふ意也、韓非子曰、知如睫也、能見百步之外而不見其睫、是諺と語勢相似たり」と見ゆ、○舜の遺言を察し云云』とは、中庸に、子曰、舜其大知也與、舜好問而好察、遺言云云」と、朱註に、遺言者淺近之言」とあり、○芻蕘の言も云云』とは、詩經大雅板の詩に、先民有言、詢于芻蕘」とあり、芻蕘は薪を采る者を云ふ、○滄浪之水清兮云云』とは、孟子離婁に、有孺子歌曰、滄浪之水清兮、可以濯我纓、滄浪之水濁兮、可以濯我足、孔子曰、小子聽之、清斯濯纓、濁斯濯足矣、自取之也」とあるを云ふ、この歌は當時民間の俗謠なりと見えて、屈原の漁父辭にも載せたり、さて滄浪之水に付ては、書經禹貢に、嶓冢導漾、東流爲漢、又東爲滄浪之水」と見え、寰宇記には、均州の鄖鄉縣（今の湖北省）にありと云へり、纓は、説文に冠系也とありて冠のひも也、○聖人は不疑滯於物云云』とは、屈原の漁父辭に、漁父曰、聖人不疑滯於萬物、而能與世推移、世皆濁、何不淈其泥而揚其波云云」とあり、さて、この歌の本意は云々と云へるは、此漁父辭の意によれる也、

○藻にすむ虫の我れから』われからは藻にすむ虫の名也、其同語なれば自身よりの意をかねしめたる也、古今集四五に、『あまのかる、藻にすむ虫の我れからと、ねをこそなかり世をは恨みし』とあり、(われからは、普通に藻に住む虫と云へど異説多く、或は其の類かと云ひ美成、或は虫などにあらずして、たゞ我身からと云ふ事ならんと云ひ千秋、或は仁徳紀に見ゆる調進の魚をさすと云ひ安養、一定の説なし)、○わたにさく』のわたしは徒の意也、されど語の本義にあらざるよし、玉霞に辨あり、○京師』は京都と云ふ、禁裏御断に、天子所都曰京師、京水也、地下之衆者莫過于水、地上之衆者莫過于人、京大、師衆也、故曰京師也』と見ゆ、○東照宮』徳川家康、元和二年四月に薨し、同三年二月、詔して號を賜ひ東照と云ふ、○五字七字』のこと遺訓にも見ゆ、又其例は佛家にも五字訣六字訣など云ふことあり、○諸侯の元老』とは名位徳望ありて藩政を治むる家老と云ふ、○あかねの木綿羽織』あかねとは茜染と云ふ、橘書漫筆二編に、古來蘇枋の舶來せざるさは皆茜を以て染む、又今も古名を存して蘇枋染をも土地によりては茜染と云ふ云々と見ゆ、木綿には、木なると草なるとの二類あれど、今は草綿と云ふ、延暦中、眞實人、實を持來りて三河國に傳へしか其後久しく絶え、文祿中、再び蕃國より種來りて遂に海内に傳播せりと云ふ、羽織とは、貞丈雜記會三に、『小袖着たる上に、はふりかける故の名なるへし、はふりとは數字也、はなつともよむ字也、上より帯せずはなら着にさる也中略羽織は近代の詞也、古は胸服と云し也』とあり、○玄關』とは、家屋雜考に、傳燈錄を引いて、もと僧家の學問所の入口を名けてかくよびしか、轉して學問所にあらぬ家居の入口をも呼事となれりと云へり(俱舍論に、四舍幽鍵、六足を關などありて、法門の深玄なるを贊せる言より出てし也)、

○鷹野のかへり』とは、鷹狩(鷹を放ちて小鳥をとる遊技)のかへり也、○物頭』とは和訓栞に『弓鐵炮の頭を稱す、物は物部の物也といへり』と見ゆ、○鎧を威せし』とは、威は緒通しの義なるへし、鎧の小札を革或は糸にて綴るを云ふ(威の字にては假名遣允當ならざる事、古人既に説あり)、○結構にしつる』結構の俗語は、漢字の本義とは大に異なり、蓋、建築上の結構構造などの語より轉して、すへて完美佳良などの意にひろく用ふるやうに至りしならむ(平語に、入道をはるばるさん爲の御結構とあるは、計畫の意にて語の本義に近し)、○印籠』とは、俳言集覽に、扁額執範を引いて『印籠は本、印判肉を入る具也、今藥を入る、古へ藥を入る器を藥籠と云、古へは一重くる物にて腰に帯て途中の備への用とす、是にもれば丹藥乾かさるか故也』とあり、されは當時の印籠は藥籠を云ふ也、○木樂子』は木蓮花の實也、深黒色なる故に木樂子は白くならずと云ふ諺もあり、○大阪夏御陣』のことは伴大膳の條下に云へり、○本多佐渡守』とは、本多正信を云ふ、正信は、初名を正保、又は正行と云ふ、三河の人、俊正の子也、幼にして徳川家康に仕ふ、永祿六年、一向の亂に、酒井忠尚に黨して上野城による、亂平くに及び京師に走り、後、加越の間に客遊す、天正十年、赦されて復た家康に仕ふ、人となり機警聰敏、機變に達す、毎に帷幄に侍して寵遇日に渥し、十七年、從五位下に叙せられ佐渡守と稱す、後、父子共に大政に參し權一時を傾く、然れども儉讓自ら任し、増封を固辭し、三萬石をもて元和二年に卒す、○澁帷子』とは澁染のかたひら也、貞丈隨筆に、『單なる者とは皆カタヒラと云也、裏なく片方にて薄くひらりく故カタヒラと云ふ』と見ゆ、○祝髮』とは髮を削るを云ふ、穀田傳に祝髮、身の誦あり、○紙子』は紙衣に同し、紙製の膜衣也、白紙を積き澁などひきて採み

る者を云、○今川氏真』氏真は、義元の子にして小字を五郎と云ふ、永祿三年、從五位下に叙し治部大輔に任ぜらる、後、上總介と稱す、義元死して氏真立つに及び、群小を親昵して荒淫度なく、群臣多く擁戴す、十一年、武田信玄大舉して來り撃つに及び、士卒戦はずして潰え、城郭皆灰燼となりぬ、是れより後、或は北條氏康に依り、或は徳川家康に托し、流寓多年、遂に入道して宗閻と號す、家康之を憐みて筈を品川に興ふ、慶長十九年、年七十七にして東府に卒す、○武田勝頼』勝頼は信玄の第三子也、字を四郎と稱す、初め信玄、諏訪頼茂の女を納れて妾となし勝頼を生む、永祿中、信玄命して諏訪の嗣となし、其子信勝を以て武田氏を繼かしむ、天正元年、代はりて國事を執る、勝頼、暴戾兵を好み、賢臣山縣高坂の輩を用ひず、倭臣事を取り遣法家訓みな廢滅す、三年、三河に入りて長篠城を圍み、織田徳川二氏の破る所となる是より連年兵を事として國弊民瘼を顧みず、十年、遂に織田信長の爲に滅はされ、復遺類なきに至りぬ、○料簡』は思案考慮の俗語也、和訓栞に、「料簡の字、後漢呂強傳に出てたり、通鑑集覽に料度、簡選也といへり云云」と見ゆ、○寸を得れば王の寸』とは、史記范雎傳に、王不_レ如_レ遠交而近攻、得_レ寸則王之寸也、得_レ尺亦王之尺也」とあり、

○佛になるやう

○なる程』とは、雅文のげにといふ意也(俚言集覽)、○及物の目利』目利は鑿證力をいふ、○相州の正宗』は白石の木朝軍器考卷八に、「中比相模國の住人、五郎正宗入道と聞ゆしは、古今に雙なき工にありけり、此者、花園院、御在位の比の人なりといひ傳ふる、正宗、國々を巡りありきて、其工

ぞもの家々に傳ふる所をうけて、始て筆にしるしぬ」と見ゆ、正宗は行光の子にて姓を岡崎と云ふ、○本阿彌』とは、同書員卷に、「又足利殿の代に、妙本阿彌陀佛といふもの、世々刀磨く事を業とするありけり、これか先祖は、もと相模國の住人松田が一族にてありけるか、足利殿の都に移り給ひし後、是も都に移る、妙本阿彌か時に至りて、れのか業の巧なるのみにもあらず、刀相する事も堪能のものにて、其名を世に施として其家を起したりければ、嫡流の子孫、それが名を家になづけて本阿彌とはなりのけり」とあり、○志津』の零傳は拾遺に出せり、○鑄』は玉篇に刀及也とあり、○子細』とは、譯稱と云ふが如し、漢字の本義は詳細の意也、北史_{釋名}に、爲_政賞_擧大綱、何必太子細也」とあり、○後生はなし』とは、死後の事を談する事にて佛道の話し也、○念佛打して』とは念佛誦經するを云、打の字には意義なし、○あら凡夫』とは、世の人情にはたされ煩惱を離る、能はざるを云ふ、大智度論に、愛_妻愛_子爲_凡、惜_身情_命爲_夫と見ゆ、○佛』とは、釋氏要覽に、梵語佛陀、或云_淨屠、或云_部多、或云_母駄、或沒陀、皆是五天竺語楚夏也、並譯爲_覺、所謂自覺覺他、覺行圓滿、今略稱_佛也」とて、三世十方一切の諸法を了達し、智慧慈悲圓滿して清淨純善大自在なる果人を稱する名にして、釋教の目的、た、この地位に達するに在り、○尤なる事』とは、道理なる事と云ふか如し、最もの語善惡にわたれども、轉してよき方に云ふこと、うた、及び言語道斷の例の如きか、○御年におやかり候』とは、年に相似るやうにの意なるへし、和訓栞に、「あやかる、省借の義也」とあり(あえは似同の義也)、それよりはひをかさねはやはとは、長者の年に肖るやうに盃を給はりて、將_來論ひをかさね永く長者に法らむと祝する也、○學は聖人を目わてにする』とは、程伊川曰、學_以至_聖

人之道也、聖人可學而至、歎、曰、然」と、○高明の人」とは前に云へり、○鉅儒」鉅は大也、漢書校獵賦に鴻生鉅儒とあり、

(拾遺)

○是は志津と見えて候へ」志津兼氏は、大和千手院派の刀匠にて、助次の子也、初名は包氏と云ふ、相模五郎正宗の弟子となり、鍛冶の妙を極む、後、美濃多藝郡志津にうつり、志津三郎と稱し、名を兼氏と改む、延慶正中年間の人也、世に此一流を稱して大和志津と云ふ、

○仁は心のいのち

○人は天地の心を得て心とす云云」とは、朱子曰、天地以生物爲心者也、而人物之生、又各得夫天地之心、以爲心者也、故語心之德、雖其總攝貫通無所不備、然一言以蔽之、則曰仁而已矣、中庸故人之爲心、其德亦有四、曰仁義禮智、而仁無不包、其發用焉、則爲愛恭宜別之情、而惻隱之心無所不貫」とあり、又、仁は心の徳愛之理」とは、朱子か仁の解也、朱子曰、仁者心之徳、猶言潤者水之徳、燥者火之徳、愛之理、猶言木之根、水之源也、又曰、以心之徳而專言之一則未發是體、已發是用、以愛之理而偏言之、則仁便是體、惻隱是用」とて、仁は生々の心にて其牀用餘の三者を貫通す、故に心の徳と云言、又仁は未發の牀にして性也、愛は已愛の用にして情也、故に、愛の理と云也言、○人に情あり物の哀をしりて」とは惻隱惻怛の情をさす、即ち不忍の心也、○仁義禮智いづれも心の徳にして云云」朱子曰、仁也者、天地所以生物之心、而人物之所得以

爲心者也、惟其得夫天地生物之心以爲心、是以未發之前四徳具焉、曰仁義禮智、而仁無不統、已發之際四徳著焉、曰惻隱羞惡辭讓是非、而惻隱之心無所不通、此仁之體用所以涵育渾全、周流貫徹、專一心之妙、而爲衆善之長上也」と、仁の心の全徳たることを以て知るへし、○佐野の城主天徳寺」天徳寺のことは拾遺に出せり、○琵琶法師」は貞丈雜記卷二に、「琵琶法師と云はめくら法師なり、平家物語をうたひて琵琶をひく也、今もびは法師有り、古は琵琶法師の事を座頭といひし也云云」とあり、又、源氏物語明石に、「入道びはの法しになりていとをかしう云云」と、花鳥餘情に、「琵琶引ありく法師也、當時の旨目のごとし、小右記に云、召琵琶法師令盡才藝給小録云云」とあれば、すでに平安朝の頃よりありしもの也、琵琶は、釋名に、琵琶本胡中馬上所鼓也、推手前曰琵琶、引手却曰琴、因以爲名とあり、○平家を語らせて」とは、平家物語を琵琶に合はせ節をつけて謠ふを云ふ、平家物語は、清盛の勃興より一族の滅亡に及ぶ迄の事蹟を記したるものにて、源平盛衰記と記事體裁頗る相似たり、作者に就ては諸説あれど、普通の説は信濃前司入道行長なりと云ふ(委しくは群書一覽に見ゆ)、○佐々木四郎高綱か宇治川の先陣」このことは、平家物語卷九、宇治川の事の條に出づ、○那須與市宗高か扇の的」これは同書卷十一、那須の興一の事の條に出づ、○合點」とは、意得して同心するの俗語也、支那にて點檢と云ひ、我國にて和歌の批點などに點あひぬる十六夜、又合點して書聞、など、云ひて、凡て彼此を考へ合はするこゝろなるより、轉りてかゝる俗語となりしならむ、○蒲冠者云々」蒲冠者は篋類を云ふ、梶原は景時の子景季を云ふ、生嗒はイケツキと讀み名馬の名也、○那須與市」與市は下野の人、那須太郎資高の子宗高也、○みかたの名をれ」みかたは御方の義

にて、味方とかくは借字なるへし、名をれとは名譽を損するを云ふ、○鎗を取」こゝに鎗を表出せるは、貞丈雜記十一に、「古の侍は弓矢をもて高名せし故、武士を弓取りといふ也、後代は鎗をもて高名するゆへ、鎗取りといふへきか」とあるにて明か也、○武邊」の説は原書の例言に見ゆ、○迷惑」は、因却の意に用ふる俗語にて漢字の本義とは異り、○天徳寺か武邊は涙より出る」とは、天徳寺は二士か必死の覺悟を思ひやりて落涙せしにて、不忍の本心より出てしにあらざるを云ふ、○油然」は發生の盛なる貌を云ふ、○忍ひさるの心」とは孟子公孫に詳出す、

(拾遺)

○佐野の城主天徳寺」佐野了伯は、野州安蘇郡佐野唐澤の城主佐野宗綱の弟也、幼にして武者修行に出て、豊臣秀吉に仕ふ、宗綱、長尾顯長の爲に不慮の死をなすに及び、入りて後を繼ぐ、天正十八年、秀吉、北條氏政を撃つに方り、了伯、先鋒となりて功あり、秀吉、乃ち其領及足利の地十二万石を與ふ、了伯、辭して受けず、而して富田知信の次子信宣をもて養子となし、宗綱の女に配して家を繼かしり、己れは赤見村に退隱し、慶長六年、年四十四にして歿す、宗綱、兵法に通し、鎗術に於て妙を極めたりき(唐澤老談記に委し)、○蒲冠者」の號は、範頼か遠州蒲生の御厨にて出生せしによる、

○義は心のきれ

○仁義」仁義の對稱は、易の説卦傳、及び中庸の哀公問政章に見え、その連稱は、老子孟子大戴禮記等に見ゆ、○易に立」天之道云云」とは説卦傳の文也、○乾元は春に居て云云」とは、易の乾卦の象

傳に、大哉乾元、萬物資始、乃統天」とあり、乾は伊川の解に、乾天也、天者乾之形骸、乾者天之性情、乾健也、健而無息之謂乾」と云へり、又元とは、元亨利貞の元にて、時に於ては春となし、人に於ては仁となす、故に他の夏秋冬、義禮智、亨利貞を總貫して衆善の長となる、されば乾元とは天道生々流行の本原を稱せる者也、○仁の四者を包る」とは前章に説けるか如し、○朱子も心之制云云」とは、孟子梁惠集註の初りに見ゆ、朱子又曰、問「義者仁之質、曰、義有裁制斷意、是把定處、便發出許多仁來」と、又云、天命の性、流行發用、見於日用之間、無一息之不然、無一物之不體、其大端全體、即所謂仁、而於其間、事々物々莫不各有自然之分、如「方維上下定位不昷、履毫之間不可差謬、即所謂義」とあり、○含糊不斷」とは兩可を持して決しかたきを云ふ、○苟且因循」とは、一旦の安に備ひて進取に勇まざるを云ふ、漢書宣帝に、上下相安、莫有苟且之意也」と云ひ、同書百官に、漢因循而不革」とあり、○行に敏き」とは、論語里仁に、君子欲訥於言、面敏於行」とあり、○過を改るに吝にして云々」とは、易の益卦の象傳に、君子以見善則遷、有過則改」とあり、○義以爲質」とは、論語衛靈に、子曰、君子義以爲質、禮以行之云云」とあり、質は質幹の義也、○坤の六二を論して云云」とは、易の坤卦の六二に、直方大不習、無不利」と云へるを、文言傳に釋して、直其正也、方其義也、君子敬以直内、義以方外、敬義立而德不孤」とあり、○慎直にして好義」とは、論語顏淵の聞達の章に、夫達也者、質直而好義云云」と、朱註に、内主忠信、而所行合宜」とあり、○ひすかしく」とはひすしとも云ふ、孟子をよめり、扱、天理人欲は互に消長をなして并立せざる者、而して人欲を淨盡して天理流行せしむるは、宋儒學問の第一義

にして、其據る所は、尙書の人心道心、樂記の性欲、論語の克己復禮、孟子の養氣寡欲等の説にある也、○克己復禮」とは、論語顔淵に、顔淵問仁、子曰、克己復禮爲仁」とあり、朱註の説は前に抄出したれば今は省す、○禮は天理の節文云云」とは朱子の語也、論語學而篇の註に見ゆ、(天理の節文とは、天道自然の理法に従ひて尊卑隆殺等の差等を定むるを云)、○防閑」の閑は、説文に、從門中有木」として防閑の意也、○機括」とは、書經大甲に、若虞機張、往省括于度、則釋」とあり、(機は機杼也、括は矢末にて弦を受くる所也)また莊子齊物に、其發若機括」とありて、凡て發動の幾微を云ふ、今は禮によりて人欲を幾微に制する義也、○一日私に勝て云云」とは論語顔淵問仁章の文也、○新に研を出る」とは、莊子養生に、刀及若新發於剛」とあり、剛は砥石也、研は磨なり、○但顔子はもとより云云」とは顔淵問仁章の朱註の語也、○博文を約禮に云云」博約のことは前に云へり、○致知を誠意正心に先んず」とは八條目の進脩の順序を云ふ、致知は知識を推極する也、心の發動を意と云ひ、一身の主となり性情を統ふるを心と云、是れ宋儒の常説也、○知崇禮卑」とは、易の繫辭傳に、夫易聖人所以崇德而廣業也、知崇禮卑、崇效天、卑法地」と、伊川曰、知則崇高、禮則卑下、高卑順理、合天地之道也」とあり、この知禮は仁義に至るの道にして、また仁義の要件として仁義を完成するものなるか故に、成始成終と云ふ也、僧中庸に、誠は物の終始也と云ふか如し、○知禮成性の説」とは、張子の説に、知崇天也、形而上也、通晝夜而不知、其知崇矣、知及之而不以禮性之、非己有也、故知禮成性而道義出、如天地位而易行」とあり、知禮相資りて性を陶鑄するを云ふ、○濂洛關閩」とは濂溪の周茂叔、洛陽の二程子、關中の張橫渠、閩中の朱晦庵を云ふ

ふ

○浩然の氣

○今川のふみ」とは、今川了俊か弟仲秋の訓誡にかきし狀也、世人の教戒に益あるを以て、明治前後迄兒童叢書の讀みならひしにせし者也、翁か引ける文は、その中の一箇條に、一國民を治る事、仁義禮智信ひとつもかけては危き事なるへし」とあるを云ふ、○了俊」今川貞世は、範國の子にしてもと足利尊氏の族也、左京亮、伊豫守となり正四位下に叙せらる、正平十四年、足利義詮に従ひて吉野を犯す、尋いて細川氏清に従ひて官軍を拒き之を破る、氏清反するに及び、義詮に従ひて屢戦うて之を走らす、後削髮して了俊と號す、建徳二年、鎮西探題となる、天授中、諸島の亂民高麗を侵掠せしかば、貞世、虜民をかへし鎮西の便宜を條列して義詮に進む、後、大内義弘の讒に遇ひて疎んせられ、深く義満を恨み、退きて藤澤に居る、義満、尋いて前功を思ひ、之を京師に召しその罪を赦す、貞世、居常無聊、藤本平記を作りてその糺糺多きを駁す、應永の末に卒す、貞世、和歌を嗜み兼て文學を好む、著す所、落書抄、落書露顯、今川雙紙、九州合戦記等あり(大日本史二百五卷に詳傳あり)、○浩然の氣は至大至剛云云」孟子公孫丑に曰、我善養吾浩然之氣、敢問、何謂浩然之氣、曰、難言也、其爲氣也、至大至剛、以直養而無害、則塞于天地之間、其爲氣也、配義與道、無是餒也、是集義所生者、非義襲而取之也、行有不慊于心則餒矣、我故曰、告子未嘗知義、以爲外之也、必有事焉、而勿正、心勿忘、勿助長也、無若宋人然、宋人有閔其苗之不長而

擢之者、芒々然歸、謂其人曰、今日病矣、予助苗長矣、其子趨而往視之、苗則槁矣、天下之不
 助苗長者寡矣、以為無益而舍之者、不耘苗者也、助之長者、擢苗者也、非徒無益、而又
 害之」とあり、浩然の氣とは、誅註に、浩然盛大流行之貌、氣即所謂肺之充者、本自浩然、失養故
 酸、惟孟子爲善養之以復其初也」と、又、至大初無限量、至剛不可屈撓、蓋天地之正氣、而
 人得以生者、其體原本如是也」と云へり、○ち、けて」とは、和字正濫鈔卷五に、齷齪の訓とせるを
 俚言集覽に、諸書を考へ更に譯して謹みて畏縮する也と説けり、○牛の一さん」とは、俚言集覽に、
 鷹筑波を引いて、寅よりさきにかけてといふ句に、夜よなかが乗る牛の一散ぞ」とあり、今
 は前後是非を省みず直情徑行するに喩ふ、○機嫌にまかせ」とは、時々の氣色に任せて事をなすを云
 ふ、調子に乗ると云ふも同じ、調子は心の進むとあひを云、皆道義心を標準とせずして、感情又は
 氣分に任せて行爲をなす也、さて調子の俗語は、樂律より出てしならん、又機嫌の語は、俚言集覽に
 諸書を引けるか如く、佛經より出て、機は人心の發動をいひ嫌は忌嫌を云へるより、人の氣色をさ
 す事になりしなるへし、○眞のされ」とは眞の斷制と云ふこと、○さひひを取て」とは、万葉集に、
 争をヤホトと訓めり、今は本文の襲取をさす、○狐疑」とは、吳子治兵に、三軍之災、生於狐疑こと
 あり、漢書文帝師古註に、狐之爲獸、其性多疑、每渡水河、且聽且渡、故言疑者稱狐疑こと見
 ゆ、○たるますして丈夫になる」とは、解弛せずして剛強になるを云ふ、丈夫は、男子を云へるより
 轉りて廣く剛強の俗語とされる也、○氣より心のされを助けつ」とは、孟子浩然章に、志氣の關係
 を論じて志壹則動氣、氣壹則動志也」とある意によりて、氣と義と相資りて浩然の域に至るを云、

○上戸」の事前に云へり、○左驗」とは、漢書楊惲傳に、左驗明白」と、註に、左證左也、言當時
 在「其左右見此事者也」とあり、○其雜說の中に神龍の事を云云」とは、雜說に、龍嘘氣成雲、
 雲固弗靈於龍也、然龍乘是氣、茫洋窮乎玄間、薄日月、伏光景、感震電、神變化、水三下
 土、曰「陵谷、雲亦靈怪矣哉云云」とあり、旧は沿流の意也、○敬はまた儼然として云云」とは禮記
 禮記に母不敬、儼若思」とあり朱子曰はく、平居須是儼然若思」と、今例して知るへし、儼と號
 は恭敬の貌也、○朝鮮の李晦齋云云」李晦齋は高麗の善山海平の人也、名は迪、字は復古、自ら晦齋
 す、性穎悟好みて書を讀む、年十八、商山の朴貢に就いて論孟を受け、又松都に至り故隱、圖隱、
 陽村の諸先生に従ひて理學を修む、父母に事へて至孝、一家を率ゐるに禮讓を以てす、登第して官門
 下注書に至る、明の洪武庚午、國の將に亡ひんとするを知り、辭するに母の老を以てし、官を棄て、
 鳳溪に遷居す、遠近の學徒四集す、乃ち相與に經傳を討論し樂んで憂を忘る、明の太宗の時、太常博士
 をもて徵せられしかど、自ら二姓に事へさるの志を陳べて之を辭す、先生、窮居して淡泊安靜、親故
 に篤く、喪祭を謹み、一に朱子の家禮に従ふ、晩年、先師陽村朴貢の爲に各心喪三年す、その老いて
 益、禮を勤むること此の如し、學者稱して治隱先生と曰ふ、著す所、大學章句補遺、續或問、求仁錄
 等あり、中庸九經衍義は未完の書なれど、其用力尤も深しと云ふ、かの李退溪は實に先生の門人也、
 (詳傳は李先生行狀及續蒙求に見ゆ)、さて鷄卵の喩のことは、その中庸九經衍義の退溪か序例に、晦
 齋の説なりとて載せたるよし、鳩巢文集後編卷十四に見えたり、

(拾遺)

○存心集義一致なければ持敬養氣二法あるへからず』とは、朱子の語に、惟其敬足以直内、故其義有以方外、義集而氣得所養、則夫喜怒哀樂之發、其不中節者寡矣、孟子論養吾浩然之氣以爲集義所生、而繼之曰、必有事焉、勿正心、勿忘、勿助長也、蓋又以居敬爲集義之本也、夫必有事焉者、敬之謂也』と、又曰、涵養須用敬、處事須是集義』と、又曰、方未可有也、事時、只得敬以直内、若事物之來、當辨別一箇是非、不成、只管敬去、敬義不兩事』と、又曰、敬有死敬、有活敬、若只守着一之敬、遇事不濟之以義辨、其是非則不活、若熟後敬便有義義便有敬云云』と、されは持敬と集義とは靜的動的の工夫にして、互に表裏し、相須つべきものなること明かなり

○敬の工夫

○主一無適』とは、程伊川曰、所謂敬者主一之謂敬、所謂一者無適之謂一』と、朱子、之を合して主一無適之謂敬』と云へり、朱子、又その義を釋して、主一只是心專一、不以他念雜之、無適只是不『走作』、如『讀書時只讀書、著衣時只著衣、了此一事件又做一事件、身在這裏心亦在這裏』と説けり、○常惺々の法』とは、上蔡語錄卷中に、敬是常惺々法、心昏是事々放下、其理不同』とあり、朱子之を釋して、惺々乃心不昏昧之謂、只此便是敬、整齊嚴肅固是敬、然心若昏昧、獨理不明、雖強把捉、豈得爲敬』と云へり、○出入無時云云』とは、孟子上子に、孔子曰、操則存、舍則亡、出入無時、莫知其鄉、惟心之謂歟』と、朱註に、孟子引之、以明心之神明不測、得失

之め、而保守之難、不可頃刻失其養』と見ゆ、○わぶなき』の語、沙石集にあぶなかりける命かな』とあり、○古人の執玉捧盈にたどへし』とは、陳淳の性理字義に、持敬の工夫を論して、禮謂、執虛如執盈、入虛如有人、只就此二句、體認持敬工夫、意象最親切云云』といへる類ならむ、○とさまに思ひ云云』とさまかうさまとは、和訓栞に、『日本紀に東西をよめり、左權右操の義なるへし』とあり、○荀子は是を偷心といひ』荀卿は趙人也、名を況と云ふ、齊宣王の時來りて稷下に遊ふ、襄王の時最も老師たり、面して三たひ齊に祭酒となる、後、讒に遇ひ去りて楚に適さ、春申君によりて蘭陵令となりしが、春申君死するに及び荀卿亦廢せらる、因りて蘭陵に家し、書數万言を著して卒す、偷心とは、説文に偷苟且也とあり、委しくは拾遺に出せり、○流注想』とは、朱子語類百二十六に、佛家有流注想、水本流將去、有些滲漏處、便留滯』とあり、楞伽經に、大慧白、佛言、世尊、諸識有種種生住滅、佛告、大慧、識有二種生住滅、非思量所知、謂流注生住滅、相生住滅』とて、阿黎耶識の業轉現三相の隱微にして、種子現行の不斷なるを流注と名くる也、○主方』とは主治の方劑を云ふ、○心火』とは、説文に、人心土藏在身之中、象形、博士説以爲火藏』と、徐鉉曰、心爲大火、然則心屬火也』とあり、○黃勉齋のいわれしやうに云云』此説は、性理大全四十七に、勉齋黃氏曰、敬是東得箇虛靈知覺住如火炬、東得緊時、那箇頭直上、不東則散滅了』とあり、黃幹字は直卿、閩縣の人也、父を珣と云ふ、朱子の門に入り、刻苦勉勵し夜をもて晷に繼ぐ、朱子女を以て之に妻はず、諸官を歴て漢陽軍に知たり、病を以て請ひて武夷沖佑觀に主管となり、尋いて安慶府に知となる、至れば則ち金人光山を破る、乃ち朝に請ひ、郡城を創め以て戰守に

備ふ、後二年、金人、黃州沙窩の諸關を破るに及び、獨り安慶、安堵すること故の如く、舒人之を徳とす、制置李珪、詳して參議官となさんとす、先生、固辭して受けず、又、珪に勸むるに當世の計を以てし、且つ書を送りてその不斷を譲め、同幕の忍む所となる、後、屢任命ありしかみな就かず、亳州明道宮の主管となり、月を論えて致仕し特に承議郎をうく、卒して、朝奉郎を贈り文肅と諡せらる、著す所、經解文集あり(宋元學案六十二)による、詳傳は宋史道學傳に見ゆ、○本來の面目なればとは、無門關三十一に、六祖云、不思善不思惡正與麼時、那箇是明上座本來面目、明當下大悟、遍體汗流、泣淚作禮」とあり、今は佛語をかりて天眞至誠の義を顯す也、○鳶のどひ魚のねとる」とは、中庸に、詩云、鳶飛戾天魚躍于淵、言其上下察也」と、朱註に、明化育流行、上下昭著莫非此理之用とあり、蓋し、天道の化育、至誠無爲にして全體呈露し、亭々當々、徹上徹下、鳶飛魚躍、柳綠花紅、みな是れ道體の發見にあらざるなし、是即ち天道本來の面目也、之を心性上に見るも其理亦同し、心の虚靈なる、那裏活潑潑地常惺々にして、天理常に流行し、當然の則昭然として存す、此れ人性本來の面目也、たとへ私欲の爲に昏蔽せらるるとも本體の明は未だ嘗て毫も増損せざる也、居敬と云ひ養氣と云ふも、唯此心の存養にあるのみ、○自然の天機」とは、思慮安排に涉らざる天眞至誠の妙作用也、莊子大宗師に、嗜欲深者天機淺」とあり、○昔加賀にありし時云云」との持敬説は、鳩巢文集後編卷十四、敬説に見ゆ、渠を恐れて抄せず、○泛駕の患」とは、漢書武帝紀に、泛駕之馬」と顔師古の註に、泛覆也、音方勇反覆、獨者言馬有逸氣而不循軌轍也」とあり、○非徒無益云云」とは孟子浩然章の文也、○習控」とは、詩經國風大叔于田の詩に、抑聲控息、抑縱送息」と、毛

傳に、騎馬曰習、止馬曰控」とあり、

(拾遺)

○荀子は是を偷心と云ひ「偷心の語、荀子に見えず、但しこれに似たる語は、富國篇に「偷取少頃之譽焉、是偷道也」と云ひ、禮論に「苟怠惰偷備之爲安、若者必危」と云ひ、解蔽に「心臥則夢、偷則自行自行は放縱也云云」と云ひ、其他偷字諸所に見ゆ、されば偷心の語は翁の取意にや、はた偷道の誤りにや、なほ考ふべし、

○民は王者の天

○論語鄉黨篇「この篇は、孔子の門人、孔子の威儀動靜を記せるものにて、記事詳密、讀者をして宛然として聖人の目にあるが如き感あらしむ、○式「負版者」とは、朱註に、式車前横木、有所敬則俯而憑之、負版持邦國圖籍者」とあり、○王者以民爲天云云」とは朱註の意也、又後漢書張奐傳に、夫國以民爲本、民以穀爲命」とあり、○昔は諸國の民數を云云」とは、周禮三十五秩官に、司民掌登万民之數、自生齒以上皆書於版、辨其國中與其都鄙、及其郊野、異其男女、歲登下其死生、及三年大比、以萬民之數詔司寇、司寇及孟冬祀司民之日獻其數于王、王拜受之、登于天府」とあり、○凶歉」歉は、説文に食不濡也」と、又、穀梁傳に一穀不升謂之歉」とあり、古書に、歌嘯慷慨等錯亂互用せること正字通に委し、○土着」は前に云へり、○頭會箕歛」とは、史記陳耳に、頭會箕歛、以供軍費」と、註に、從人頭數出穀、以箕歛之」とあり、○土の

者也、○案堵」史記高祖本紀に、諸吏民皆案堵如故」と、註に、應劭曰、案次第也、堵牆堵也」とあり、又文選に、百姓安堵」ともあり、○阜厚」とは、阜は大也厚也、○あらゆる」とはありとあるかきりのことにて、所有をよめり、

○富士のすそ野

○藩屏」は藩は籬也、屏は爾雅釋宮の註に、小牆當門中」とありて、共に家屋の蔽を云ふ、○惟悴」とは、漁父辭にもありて瘦せ衰ふるを云ふ、○憲廟」とは、徳川五代將軍常憲院綱吉を云ふ、○按察使」とは、職原抄に、元正天皇養老三年置按察使、令監察兩國（陸奥出羽）事」とありて、國司の目付役となり施政の善惡を按察して、功あるを賞し罪あるを罰する官なり、今こゝに云へるは、この官名をさせるにはあらで、たゞ地方の郡縣を巡撫按察するの義也、○首途」は旅途に向ふ始めの意にて、門出の訓を付する也、○坤厚」の坤は、字典に増也、厚也、附也」と見ゆ、○剝卦上を長にす云云」とは、易の剝卦の象辭に、山附於地剝、上以厚下安宅」と、程傳に、上謂人君與居人上者、觀剝之象、而厚固其下以安其居也」とあり、剝は坤下艮上の卦にて、山下附於地一の象也、○市井無賴の徒」市井とは、漢書顏師古の註に、市交易之處、井共汲之所、因井成市故名」とあり、無賴とは、漢書高祖記の晉灼の註に、許慎云、賴利也、無利入於家也、或曰、江淮之間、謂小兒多詐狡猾爲亡賴」と、又張釋之傳の張晏の註に、材無可恃也」とあり、○介居」とははさまりをること、左傳釋名に、介居二大國之間」と見ゆ、○流氓」は流民に同じ、氓字に付て、康熙

字典に、按氓與民音別義同、從亡者言民易散難聚」とあり、○勘當」は君父等の怒りにちひ、義絶せらるゝをいふ俗語也、もと律文より出づ、湖亭抄筆に、通鑑唐高宗記、請莫加勘當、此言律按罪、與俗間所稱不同、而字義有所從來」と見ゆ、又義絶を勘當と云ふこと、はやく今昔物語に見えたれば、その來ること久しと云ふへし、○府下へ出て、手振す」とは、俚言葉に、手より俗に物をもたすして行を手ふると云ふ、又手ふらとも云ふ」とあり、○時めく」は人の時にあひたると云ふ、○今様のはさら男」今様は當世風と云ふか如し、はさらの語は、太平記に、ハサラ風、又そゝろなるハサラに耽り」などありて、和訓栞に、梵語の拔折羅也」と云へり、同増補の説に、華奢のまゝに奇麗を心に盡して、衣服の色合模様などの定らす美しきを、法師言、跋折羅といへるより出たる言なるへし」と、又「古ハサラなる人と云、今はたて者と云也」と見ゆ、これにて其意明也、清水漬臣の答問雜稿に、一説とて文選註の婆娑放逸貌の説を引けといか、○溢れもの」とは無法なるもてあましものを云ふ、狭衣物語四に「今はさやうなるあふれものいできまじげなる世にこそ」と見ゆ、

○天下の費

○第五倫へらすや云云」後漢の第五倫は、字を伯魚と云ふ、京兆長陵の人也、その先、齊の田氏より出づ、倫、幼にして介然義行あり、玉葬の末、盜賊起りしかは險に因りて之を拒き、後、郷の膏夫となり、又去りて河東に客となり、數年にして京兆の主簿となる、みな善政を施し百姓悦服す、

光武帝の建武二十七年、孝廉に擧げられ淮陽國の醫工長に補せらる、二十九年、帝に請し政道を酬對して會稽太守に拜せらる、身勤勞を事とし節儉を行ひ、貧民を救ひ淫祀を禁す、安平五年、法に坐して徵せられしとき、老少車を攀ち、馬を叩へ、嗚呼して相隨ひ、進むことを得ざりきと云ふ、數年にして岩渠令となり、後、蜀郡太守に遷る、章帝立つに及び、擢んでられて司空となる、帝、明德太后の故を以て舅氏を尊崇し、馬廖兄弟並に顯職に居る、倫、后族過盛なるを以て、上疏して其權を抑損せん事を請ふ、倫、人となり質慤、文采少なし、公に奉して節を盡し、事を言ふに依違する所なし、元和三年、老病をもて致仕し、後、數年にして卒す、壽八十餘なりき（後漢書に詳傳あり）、さて今引ける文は、その上疏中に、又聞諸王主貴威驕奢踰制、京師尙然、何以示遠、故曰、其身不正雖令不行論語孔、以レ身教者從、以レ言教者訟とあり、○法は人をもて行はる云云とは、易の繫辭傳に、苟非其人、道不虛行こと、又論語衛靈公に、人能弘道、非道弘人とあり、○孔子も爲政在人云云とは中庸第二十章の文也、○二典の文とは書經の堯典舜典也、但し、今の舜典はもと堯典の文なりしを、偽古文の作者、之を中斷して舜典を設け、篇首の語を僞作したるなる事、闕若璩の古文尙書疏證に詳出す、○步曆の法始て虞書に見ゆるとは堯典に、乃命羲和、欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時云云と見ゆ、○元に至りて精しくなりしとは、元史曆志に云、蓋天有不齊之運、而曆爲一定之法、所以既久而不能不差、既差則不可不改也、元初、承用金大明曆、中書乃與南北日官陳鼎臣、鄧元曉、毛鵬翼、劉巨淵、王素岳、鉉高敬等參攷累代曆法、復測候日月星辰、消息運行之變、參別同異、酌取中數、以爲曆本、十七年冬至、曆成、詔賜名曰授時曆、

十八年、願行天下、二十年、詔太子諭德李謙爲曆議、發明新曆順天求合之微、攻證前代人爲附會之失、可以貽之永久、自古及今其推驗之精、蓋未有出於此者也と見ゆ、元曆の精密なることは、五雜俎卷二にも見えたり（但し元曆創修の總裁は郭守敬也、引證に漏したれば一言を加ふ）、○義和は義氏和氏の兩姓にて、唐虞の世、曆象を掌りしもの也、○忽微とは、漢書律歷志に無有忽微と、孟康の註に、忽微若有若無、細於髮者也とあり、○晉夫の利口は張釋之云云とは、史記張釋之列傳に、釋之從行、登虎園、上問上林尉、諸禽獸簿、十餘問、尉左右視、盡不能對、虎園畜夫、從勅代尉、對上所問禽獸簿甚悉、欲以觀其能、口對響應無窮者、文帝曰、吏不當若是邪、尉無賴、乃詔釋之拜畜夫爲上林令、釋之久之前曰中書夫絳侯、東陽侯稱爲長者、此兩人言言曾不能出口、豈數此畜夫謀々利口捷給哉、且秦以任刀筆之吏、吏爭以誣疾苛察相高、然其敝徒文具耳、無惻隱之實、以故不聞其過、陵遲而至於二世、天下土崩、今陛下、以畜夫口辯而超遷之、臣恐天下隨風靡々、爭爲口辯而無其實、且下之化上、疾於景響、舉錯不可不審也云云と見ゆ、張釋之は堵陽の人也、初り、多財を以て騎郎となり孝文帝に事ふ、十歳にして調せられす、袁盎の薦により調者に補せらる、因りて便宜の事、及び秦漢得失の由を陳し、調者僕射に拜せらる、又、帝の行に従ひ、虎園の畜夫を論して公車令を授けらる、尋いて太子及梁王が車を共にして入朝し、司馬門に下らざりしを勅奏し、中大夫に進む、後廷尉に拜せらる、釋之、法令を嚴守して權貴を憚らず、天下その公平を稱す、その縣人の譴を犯せるを論し、又高廟の盜を斷せる、皆世の傳稱する所なり、文帝崩して後、景帝に仕へ、淮南王の相となりて卒す、

據史の自首は吳祐云云とは、後漢書吳祐列傳に、祐政唯仁簡、以身率物、民有爭訴者、輒閉閣自責、然後斷其訟、以道譬之、或身到閭里、重相和解、自是之後、爭隙省息、吏人懷而不欺、舊夫孫性、私賦民錢、市衣以進其父、父得而怒曰、有君如是、何忍欺之、促歸伏罪、性慙懼、詣閣持衣自首、祐屏左右問其故、性具談父言、祐曰、緣以親故受汚穢之名、所謂觀過斯知仁矣、使歸謝其父、還以衣遺之」とあり、吳祐、字は季英、陳留の長垣の人也、年二十にして父を喪ひ、家に擔石の儲なし、然れども隱道を受けず、常に家を長垣澤中に收し、行々經書を吟す、順帝の時、孝廉に擧げらる、後、光祿の四行を以て膠東侯の相に遷され、又齊の相となる、祐、仁簡、身をもて物を率ひ、善政をもて名あり、後、大將軍梁冀と合はず、出されて河間の相となる、因りて自ら免して家に歸り復仕へず、經書を教授し、高壽を以て卒す、○魔を放つをもて云云、韓非子説林に孟孫獵得鹿、使秦西巴載之持歸、其母隨之而啼、秦西巴弗忍而與之、孟孫歸至而求鹿、答曰、余不忍而與其母、孟孫大怒逐之、居三月、復召以爲其子傅、其御曰、曩將罪之、今召以爲子傅、何也、孟孫曰、夫不忍鹿、又且忍吾子乎、○卵を盜りをもて云云とは、孔叢子居衛に子思居衛言、荀變於衛君曰、其材可將、將五百乘、中冓衛君曰、吾知其材可將、然變也、昔爲吏、賦於民、而食人二雞子、以故弗用也、子思曰、夫聖人之官人、猶大匠之用木也、取其所長、棄其所短、故杞梓連抱而有數尺之朽、良工不棄、中冓今君處戰國之世、選爪牙之士、而以二卵棄千城之將、此不可使聞於鄰國者也、衛君再拜曰、謹受教矣」とあり、○公孫弘か布被は云云とは、通鑑卷十に、弘爲布被、食不重肉、汲黯曰、弘位在三公、奉祿甚多、然而爲布被、此詐也、上問弘、弘謝曰、

有之、夫九卿與臣善者無過黯、然今日廷詰弘、誠中弘之病、夫以三公爲布被、與小吏無差、誠飾詐欲以釣名、如汲黯言、且無汲黯忠、陛下安得聞此言、天子以爲謙讓、愈益尊之」とあり、公孫弘は菑川の薛の人也、少時、獄吏となり罪ありて免せらる、家貧にして家を海上に牧す、武帝、位に即くに及び、弘、年六十にして賢良をもて徵せられ、博士となる、元朔中、御史大夫となり、丞相に進み平津侯に封せらる、弘、朝議あることに其端を開陳し、人主をして自ら擇はしめ、肯て面折廷爭せず、故に寵任最渥かりき、弘、また躬、一肉及び脱粟飯を食し、故人賓客の衣食を仰くものあれば、奉祿皆以て之に給す、然れども性猜忌、外寛和にして内深刻也、故に諸々己れと疎あるもの、陽に相善しと雖も後竟に之を報す、主父偃を殺し、董仲舒を擯くる皆弘の力也、凡そ丞相御史たること六歳にして卒す、○郭子儀か奢欲は云云とは、舊唐書郭子儀列傳に、上尊歲入官俸二十四萬貫、私利不在焉、其宅在親仁里、居其里四分之一、中通永巷、家人三千、相出入者不知其居、前後賜良田美器、名園甲館、聲色珍玩、推積羨溢、不可勝記、代宗不名、呼爲大臣、天下以其身爲安危者、殆二十年、校中書令考二十有四、權傾天下、而朝不忌、功蓋二代、而主不疑、侈窮人欲、而君子不之罪、富貴壽考、繁衍安泰、哀榮終始、人道之盛、此無缺焉」とあり、郭子儀の傳は前に述べたり、○柱に膠して云云とは、史記廉頗列傳に、趙王信、秦之間、秦之間言曰、秦之所惡、獨畏馬服君趙奢之子趙括爲將耳、趙王因以括爲將、代廉頗、藺相如曰、王以名使括、若膠柱而鼓瑟耳、括徒能讀其父書傳、不知合變也」と見ゆ、書言故事に、拘執不通曰膠柱鼓瑟」とあり、柱は、瑟上の雁足にて、自由に移易して柱の緩急を調ふるもの也、

○舟に刻て云云とは呂氏春秋十五卷今に、楚人有涉江者、其劍自舟中墜於水、遽契其舟、曰、是吾劍之所從墜、舟止、從其所契者入水求之、舟已行矣、而劍不行、求劍若此、不亦惑乎」とあり、○法華を轉して云云とは、六祖壇經卷下に、達曰、若然者但得解義、不勞誦經、耶、師曰、經有、何過、豈障汝念、只爲迷悟在人、損益由己、口誦心行、即是轉經、口誦心不行、即是被經轉、聽吾偈、曰、心迷法華轉、心悟轉法華、誦經久不明、與義作、譬家云云」とあり、今此の語をかりて、成法に拘泥せずして、運用の妙、その人に存すべきを示せる也、○楚は白珩を寶とせず云々とは、國語楚語に、王孫圉聘於晉、定公饗之、趙簡子鳴玉以相、問於王孫圉曰、楚之白珩猶在乎、對曰、然、簡子曰、其爲寶也幾何矣、曰、未嘗爲寶、楚之所寶者曰觀射父、能作訓辭、以行事於諸侯、使無以寡君爲口實、又有左史倚相、能道訓典、以叙百物、以朝夕獻善敗於寡君、使寡君無忘先王之業、又能上下說乎鬼神、順道其欲惡、使神無有怨痛于楚國、中界若夫白珩、先王之玩也、何寶焉云々」とあり、○梁惠王吾國に徑寸の珠ありて云云とは、史記周本紀に二十四年、與魏王會田於郊、魏王問曰、王亦有寶乎、威王曰、無有、梁王曰、若寡人國小也、尙有徑寸之珠、照車前後各十二乘者十枚、奈何以萬乘之國而無寶乎、威王曰、寡人之所以爲寶與王異、吾臣有檀子者、使守南城、則楚人不敢爲寇東取、泗上十二諸侯皆來朝、中界將以照千里、豈特十二乘哉、梁惠王怒、不擇而去」とあり、○墜下とは、徳川氏直仕の士を云、墜下た戯に作る、史記項羽本紀に、諸侯罷戲下」とあり、註に戲大將之旗」とあり、○件のもの前條の者といふか如し、六書故に、件物別也、又名件條件、俗號物數曰若干件」とあれば、名件

條件の意にて、前に挙げしくだりの物と云ふ意なるへし、○權柄の語、漢書劉向傳に、大臣操權柄、持國政」とあり、字彙に、權是權權、柄是斧柄、居人上者所執、不可下移也」と見ゆ、○刀脇差茶湯道具、脇差は、安齋隨筆卷十に、脇差は、本隱劍として長六七寸はかり、鋸もなく柄も巻ず、懷中に隠して脇にさす、即守刀也、東山殿の頃より、腰刀の代りに紛らかして、懷より出して外にさす人も有し也、貞觀教訓書に其趣見えたり、信長秀吉の頃には、脇差の寸を長くして鋸を入れ柄を巻で、打刀ののくりにして指す事になりたり、中界廣き所にて刀をつかひ、狭き所にては脇差をつかふ爲也」とあり、茶湯とは、井澤長秀の俗説贅辨卷二に、茶式のはじめは、筑前國崇福寺の開山南浦紹明、正元の比入宋し、徑山寺虛室に嗣法し、文永四年に歸朝す、其比、臺子一かさり、徑山寺より將來し崇福寺の什物とす、是か茶式のはじめにや、後、其臺子を紫野大徳寺へ贈り、又、天龍寺の開山夢想へわたす、夢想、此臺子にてちやのゆをはじめ茶式を定むといふ」とあり、○事欠の欠字は、關字の略なるへけれど、字典に、轉愈の詩を引いて欠に不足の義ありと云へり、なほ考ふへし、○苟偷は、苟且偷安の義にて、かりに一時しのぎをすること、○四維を國の元氣とし」とは、管子牧民に、四維不張、國乃滅亡」とあり、又、何謂四維、一曰禮、二曰義、三曰廉、四曰恥、禮不踰節、義不自進、廉不蔽惡、恥不從枉云云」とあり、○龜鑑とは、祖庭事苑に、龜所以決疑、鑑所以辨物」とあり、東坡先生校正陸贄奏議進御劄子にも、實治亂之龜鑑」と見ゆ、○周禮に家宰あり、周禮の書ゆことは前に云へり、家宰とは、周禮卷二に、乃立五官冢宰、使帥其屬而掌邦治、以佐王均邦國」とあり、鄭註に、邦治謂總六官之職也、故大宰職曰、掌建邦之六典、以佐王治邦國、六官

皆總屬於家宰、故論語曰、君薨百官總己以聽於家宰、言家宰於百官無所不主」とありて、今の總理大臣に當る、○歷代に吏部あり」事言要玄十九に、吏部尙書、周之天官卿也、漢成帝置列曹尙書四人、其一曰常侍曹、光武改常侍曹爲吏部曹、主選舉、靈帝改吏部爲選部、魏改選部爲吏部、主選部事、右於諸曹、尙書自魏至梁、並第三等中略唐因隋制、吏部尙書一員、正三品、龍朔二年、改爲司列太常伯、光宅元年、改爲天官尙書、天寶改爲文部、宋張昭爲尙書、獨掌京官七品、元豐官制行、以審官東院歸吏部尙書左選、審官西院歸吏部尙書右選、大元因唐宋舊制、吏部掌天下文武官吏、選授勳封、考察廉能、出給制誥等事、吏部令史、分掌名頭、以尙書爲之長」とありて、歷代官吏の銓選登庸を掌れる者也、○六卿」とは、書經周官に、冢宰、司徒、宗伯、司馬、司寇、司空を稱して六卿分職云云とあり、今は諸官長をさせる也、○閔闕の家」とは、門閥家を云ふ、史記の年表に、太史公曰、古者人臣功有五品、中略明其等曰伐、積日曰閱」と、漢書陳平師古註に、伐積功也、閱經歷也」とあり、○治聞宏詞身言書判」とは、通鑑二百一唐高祖大略唐之選法、取人以身言書判、計資量勞而擬官、始集而試觀其書判、已試而銓察其身言、已銓而注詢其便利、已注而唱、集衆告之、然後類以爲甲、先簡僕射、乃上門下、給事中讀、侍郎省、侍中審之、不當者駁下、既審然後上聞、主者受旨奉行、各給以符、謂之告身」と、又、人有格限未至、而能試文三篇、謂之宏詞、試判三條、謂之拔萃、入等者得不限而授云云」とあり、胡註に、唐擇人之法有四、一曰身、取其體貌豐偉、二曰言、取其言辭辯正、三曰書、取其楷法遒美、四曰判、取其文理優長」と見ゆ、○銓衡の職」とは、故事成語考

に、吏部職掌銓衡」とありて、官吏を銓選する職なるを云ふ（銓は量也、衡は平也、人物を量りて之をして平かならしむるの義也）、○薄書期會」とは、賈誼の治安策に、大臣特以薄書不報期會之間、以爲大故、至於俗流失、世壞敗、因恬而不之知怪」とありて、日常の瑣細なる事務を云ふ、

〔拾遺〕

○干城の將をすてず」干城は詩經國風邶篇に、赴々武夫公侯干城」と、集註に、干城皆所以捍外而衛内者也」とあり、

○風俗は政の田地

○風俗」とは、漢書地理志に、凡民函五常之性、而其剛柔緩急、音聲不同、繫水土之風氣、故謂之風、好惡取舍、動靜亡常、隨君上之情欲、故謂之俗」と見ゆ、○君上の威は天の如く云云」漢の賈山の上書に、今人主之威、非特雷霆也、勢重非特萬鈞也」と見ゆ、○大勢に手なし」の大勢は、多人數を云へるなるべけれど、宋史王倫傳に、天下大勢如江河之決」との意もあるにや、○時の執權」とは其時の當路の重臣を云、○手本、毛頭、歴々」みな俗語也、手本は書帖の事より出て、毛頭は秋毫之末と云ふに同じ、又歴々は歴々分明可見の意より、貴人の稱謂となりしなるべし一説に歴々の意は秋毫之末と云ふに同じ、又歴々は歴々分明可見の意より、貴人の稱謂となりしなるべし、○翁つれか數ならぬ身」とは、翁等の如き物の數にもならぬ身といふこと、微賤にして人の目にもとまらぬ意也、萬乘十五に、ちりひちの數にもならぬわれゆゑに」とあり、○萬治寛文の頃」とは、後西院天皇、靈元天皇の御宇、徳川家綱將軍の時代也、○阿部豊後守忠秋」阿部忠秋は、正吉の子也、初

字は小平次と云ふ、九歳にして徳川家光の近侍となり、夙夜勤勞して懈らず、元和三年、膳番となり、九年、扈從組番頭となる、尋いて從五位下に叙せられ豊後守と稱す、寛永九年、少老職に進み番頭を兼ね、次年老中となる、十六年、武藏忍城に徙り六萬石を食す、慶安三年、徳川家綱の傅となり、明年、侍從に任せらる、寛文三年、采地八萬石を合領し、十一年、致仕す、延寶三年、年七十四して卒す、忠秋、資性廉直にして慈仁也、その上野、芝の公廟に詣する毎に、途巷の棄兒を収め、之を邸第に撫育せりと云ふ、○油斷』とは、ゆたに撥音をそへしならんと云ふ説もあれど、普通の説は、南本涅槃經に、善男子、譬如世間有諸大衆、滿二十五里、王勅一臣、持一油鉢、經申中過、莫令傾覆、若弄一滴、當斷汝命、復遣一人、拔刀在後、隨而怖之、臣受王教、盡心堅持、經歴』とあるより出つと云ふ、○執しれもはる』とは尊重せらるるを云ふ、○ふつ』とは日本紀に、都或は盡をよみて、絶えてと云ふ意也、和訓栞に「刀など振聲より出つ」とあれどいか、○手持なく』とは、俗に手つがふわろしと云ふに同じ、○數寄』は嗜好の意也、漢語に數寄の字あれど、こは不仕合の意にて全く別也、○同じきころ執權の衆』とは、家綱將軍の時、一門には保科正之あり、大老には井伊直孝、土井利勝あり、老中には酒井忠勝、松平信綱、阿部忠秋等ありて、同心協力して政を治りしと云ふ、○官長を沙汰して』この沙汰は、陶汰選擇の意にて漢字の本義也、○冤』とは無實罪を告訴すること、○子細』のこと前に云へり、○無調法』とは、無朝榜の義なること、齊東俗談に見え、塵添穢義抄にも「朝榜の事、人のラウハウナキとは何事ぞ、無朝榜也云云」とあれば、ふるくよりかゝる説ありきと見ゆ、されど穿鑿にちかし、たゞ法を調へざる不完全の意なるべし、○比隣什伍』とは、隣家及び十家五家の組合を云ふ、○浚治』の浚はふかくさらふ也、○固圉』は半嶽と云ふ、風俗通に、夏曰夏竄、商曰羨里、周曰固圉』と云ひ、初學記に、固領也、固領也、言領、固徒、禁禦也、一曰固令也、固悟也、令罪人入其中、自悔悟也』と云へり、○僉議』とは、前に詮議に同じと云ひしか、字義のまゝに衆人會して之を審議する意也と解するも可也、○庸行をつゝしむ』とは、中庸に、庸徳之行、庸言之謹』とあり、庸は平常也、○面革』とは、易の革卦に、君子豹變、小人革面』と、象辭に、小人革面、順以從君也』とあり、小人は、その心盡く變化して善に遷ることは得ずとも、その外貌を改革して、上の風化に従順するを得べしと也、○姑息』とは、禮記博學に、君子之愛人也以德、細人之愛人也以姑息』とあり、韻會に、姑且也、息止也』とて苟且の安をとる也、楊升菴集に、尸子の註を引いて、姑婦女也息小兒也』と云へるは一説となすべし、○腐儲迂潤』とは前に云へり、○杞國憂天』とは、列子天瑞に、杞國有人憂天地崩墜、身之所寄、廢寢食者、又有憂彼之所愛者、因往曉之曰、天積氣耳、亡處亡氣、若屈伸呼吸、終日在天中行止、奈何憂崩墜乎、其人曰、天果積氣、日月星宿、不當墜邪、曉之者曰、日月星宿、亦積氣中之有光耀者、只使墜亦不能有所中傷、其人曰、奈地壞何、曉者曰、地積塊耳、充塞四虛、亡處亡塊、若躇步跚跖、終日在地上行止、奈何憂其壞、其人舍然大喜、曉之者亦舍然大喜』とありて、無益の憂慮を云ふ也、

○天下は天下の天下

○天下は天下の天下

○庭の緑樹も云云の語、出處詳かならず、猶校考をまつ、○かたみに」は互になり、和訓栞に、「偏身の義、各自の意也」と見ゆ、○於戲前王不忘」とは、詩經周頌烈文篇の文なり、又、大學に之を引きて、君子賢其賢而親其親、小人樂其樂而利其利、此以沒世不忘也」とあり、朱註に、於戲歎辭、前王謂文武也」と、又、此言前王所以新民者、止於至善、能使天下後世無一物不得其所、所以既沒世而人思慕之、愈久而不忘也」と云へり、○歐陽永叔豐樂亭記云云」この記は、八家文讀本に見ゆ、その文に曰はく、自唐失其政、海内分裂、豪傑並起而爭、所在爲敵國者、何可勝數、及宋受天命、聖人出而四海一、嚮之憑恃險阻、剗削消磨、百年之間、漠然徒見山高而水清、欲問其事、而遺老盡矣、今滁介於江淮之間、舟車商賈、四方賓客之所不至、民生不見外事、而安於畎畝衣食、以樂生送死、而孰知上之功德、休養生息、涵煦百年之深也」と、蓋し、國家泰平にして民人豊年の樂に安んずる意を叙して、亭に名けし也、さて、宋の太祖は、姓は趙氏、名は匡胤と云ふ、周主宗訓を廢して位を篡し、國を宋と號せり、○風に櫛り雨に沐し」とは、莊子天下に、昔者禹之涇洪水、決江河、而通四夷九州也、腴無腴、歷無毛、沐甚雨、櫛疾風、置萬國」とあり、○撥亂反正」とは、公羊傳哀公十一年に、撥亂世反正諸正、莫近於春秋」とあり、撥は治也、○四海晏靜か」とは四海靜謐なるを波の靜かなるに譬へし也增補卷一に四方の海、波靜に云々あり、但し、かの周成王の世に、越裳氏、周徳を稱して、天無烈風淫雨、海不揚波三年矣、意中國有聖人乎」と云へる意もあはし、○儒臣」とは、翁か幕府の儒官に任せられしゆゑに云ふ、○天下は天下の天下」とは、六韜の文籍文前太公曰、天下非一人之天下、乃天下之天下也、同天下之利者、則得天下

下、損天下之利者、則失天下」とありさて、六韜は、文韜、武韜、龍韜、虎韜、豹韜、犬韜の六種よりなり、凡六十篇あり、その作者に付いては、四庫全書簡明目録に、六韜六卷、舊本題周呂望撰、其文義不類三代、蓋因莊子金版六韜之語、而附會成書、然陸德明莊子釋文謂太公六韜文武虎豹龍犬也、則其僞在陳隋以前」と云へり、○萬世不刊の名言」とは、不刊は、削除すへからざるを云ふ、楊雄か鄼商銘に、金紫褒表、萬世不刊」と云ひ、左傳杜預の序に、以爲經者不刊之書也」とあり、○明の太祖創業のはじめ云云」明の太祖は、姓は朱氏、名は元璋と云ふ、元順帝の至正十五年、兵を擧げ、遂に元を滅はし、國號を明と稱せり、中山王徐達は、字は天徳、濠の人也、少にして大志あり、長身高額にして剛毅武勇なり、太祖の、郭子興の部帥たりし時、往て之に歸す、尋いて從ひて元兵を滁州濶に破り、また和州を取る、後、常に軍に従ひ頻りに元軍を破る、明の洪武元年、右丞相に拜せらる、是歲、常遇春と興に大に元兵を洛水の北に破り、八月、遂に、元都に入る、二年、太祖、親ら功臣の位次を定むるに及び、徐達をもて第一となす、後廢、命を奉して餘賊を掃蕩し、勤勞して倦まず、十七年、北平に在りて背疽を病ひ、稍愈え、尋いて召遣せられしが、明年、二月、病篤く、遂に卒す、帝爲に朝を輟り、喪に臨んで悲慟して已まず、中山王に追封し、武寧と諡せらる、さて、太祖か、徐達の死に代らひと云ひし事、未だ本説を詳にせず、た、名山藏十九徐達傳に、其明年疾甚、高帝四召名醫、請于山川社稷城隍、願全之數載、它日與之同歸、竟不起、高帝號踊奔慟云云」とあるのみ、なほ考ふへし、(宋の太祖創業の事は、宋史に、明の太祖の創業及徐達の傳は、史に詳出す)、○馬援か光武を見て云云」とは後漢書馬援傳に、援奉書洛陽、援至、引見於宣德

殿、世祖迎笑謂援曰、卿遊三帝間、今見卿、使人大慚、援頓首辭謝、因曰、當今之世、非獨君擇臣也、臣亦擇君矣、臣與公孫述同縣、少相善、臣前至蜀、述陸戰而後進、臣、臣今遠來、陛下何知非刺客姦人、而簡易若此、帝復笑曰、卿非刺客、願說客耳、援曰、天下反覆盜名者、不可勝數、今見陛下、恢廓大度、同符高祖、乃知帝王自有真也、とあり、光武帝は、名は秀、長沙王の後にて、景帝六世の孫也、王莽の末、兵を起して賊を平げ漢室を復興す、世に稱して東漢或は後漢と云ふ、馬援は、字は文淵、扶風茂陵の人也、幼にして孤、而して大志あり、王莽の末、四方兵起り、莽敗死し、群雄中原に相争ふに及び、隗囂の爲に、公孫述及び劉秀に使し、秀の帝王の器あるを知り、遂に之に歸す、建武十七年、伏波將軍となり、交趾を討して之を破る、援、人となり剛勇、老いて益はげし、二十年、匈奴を撃たんとを請うて襄國に屯す、二十四年、武陵蠻を討す、會炎暑甚しく、士卒多く疫死し、援亦病に申り、遂に卒す、讒間之に乗して行はれ、帝の怒る所となり、新息侯の印綬を追収せらる(光武帝の復興及び馬援の傳は後漢書に詳出す)、○冢嗣も定まり社稷も固くとは、太祖、太子標を立て、儲嗣とせしを云ふ、社稷は、なほ國家と云ふが如し、白虎通に、王者所以有社稷何、爲天下求福報功、人非土不立、非穀不食、土地廣博、不可偏敬也、五穀衆多、不可一而祭也、故封土立社、示有土尊、稷五穀之長、故封稷而祭之也、と見ゆ、○同じ規模なるへし、規模の俗語に付いては、安齋隨筆卷十に、「規は、規矩の規にて、圓形を畫くふんまはしの事也、模は、鑄物をするに、とろけたるかねを流し入る、いかたの事也、されは規模の二字は、物事の法式になる事を云ふ」とありて、法則法式の義也、器量と云ふも俗語にて、有

用の才あるを云ふ、器局度量の義なり、職原鈔に、不ニ放テ攝有器量之輩トと、また以ニ藏人五位一爲ニ規模一など見ゆ、○しかしなから、の語の事前に云へり、○古人も深山有ニ實一云云とは、出所詳かならず、意義は明か也、○天正十四年云云この事は、常山紀談にもありて、十四年の八月、秀吉、家康の西上を請ひ、遂に母氏を質となし、母氏は、十月十八日(或は二十日)岡崎に至られ、家康は、全二十日(或は二十一日)に岡崎を發して西上せられたる也、○大政所とは、もと大北政所と云ひて、攝關の母儀の稱也、後世略して大政所と云ふ、秀吉は關白たりしか故にこの稱ある也、○銚船とは、韓非子に、矛と楯とを鬪スし事を説けるより出て、自家撞着のことを云へど、また、中あしきことにも云ふ也、今もその意也、蓋し、彼此相對して干戈を用ふるの義なるへし(漢語大和故事卷三に見ゆ)、○達てど、り、の達ては、俗語にて、俚言集覽に、「至字を書けり強る詞也」とあり、○肝に銘してとは、書言故事に、叙ニ感一德之深一、云ニ銘心鑿骨と見ゆ、○井伊本多は井伊直政、本田重次を云ふ、徳川氏西上の事、近くは日本外史にも見えたり、今は煩を恐れて省略す、○主將人心を損云云とは、三畧上略に、夫主將之法、務損英雄之心云云とあり、○是非もなきとは、せんかたなき也、是非の沙汰に絶えたりと也、

○直諫は一番鎗より難し

○燕翼の謀とは、後嗣の謀を云ふ、詩經大雅、文王有聲の篇に、詒ニ厥孫謀一、以ニ燕翼子一とあり、燕は安也、翼は敬也、○重熙累洽とは、文選東都賦に、至於永平之際、重熙而累洽云云と、

註に、照光明也、洽合也、言光武既明而明帝繼之、故曰「重熙累洽也」とあり、今また準して知るへし、○山岡道阿彌前羽半入」山岡景友は、景隆の弟にて、近江の人也、初め、僧となり三井寺の光淨院に居る、後還俗して八郎左衛門と云ひ備前守と號す、慶長の初年、剃髮して道阿彌と號す、法印に叙せられ宮内卿と稱す、常に徳川家康に近侍し、又屢戰功あり、人となり警敏にして滑稽に長し、能く迎合するを以て寵せらる、慶長八年、その子、景元召見せられ、陸奥古渡田一萬石を賜ふ、翌年、道阿彌卒す、前羽半入の傳は詳かならず、○太閤も大佛を建立にて」太閤は、關白の父を云ふ、秀吉、關白を秀次に譲りしか故にかく稱する也、秀吉の建立せし大佛は京都にあるものこれ也、○朝鮮を征伐し云云」秀吉征韓の役は、文祿元年に始まり慶長三年に終る、前後二役、六年を経たり、その征師の盛なる戰鬪の烈なる、世人の知る所なり、○眉をしばひる」とは、憂愁の貌也しほむるは、鬚字の意、○日光の御廣」は下野國上都賀郡日光山中にあり、元和三年、家康の廟を駿河の久能山より遷して之を崇祀す、壯殿の宏壯美麗なる古今に比類なし、○諫をいゝを本とす」とは、書經說命に、后從諫則聖」とありて、君の明闇は、諫を納るゝと否とにあり、○虚損の疾の云云」とは、虚損は、元氣の虚耗傷損する也、補藥は、虚劑に對して元氣を補益する藥にて、人參黃耆等の類也、○諫議正言などの官をたて」諫言を重んずること、支那歴代政治上の通則にして、虞舜の世に、誹謗木を立て諫鼓を置さしを始めとし、三代の明主、専ら諫を重んじ書經に、秦に至りて、諫議大夫を置き、漢の文帝は、特に賢良方正直言極諫の士を擧げ、以て專制獨斷の弊を避けたり、是れより、歴代みな諫官を置かざるはなし、然れども、名實相ともなひかたぐ、正言の士多くは用ひられず、諛諛の輩頻りに進み、善政

良治の少かりしは、亦實に支那歴代の通患なりき(諫議正言官の畧沿革は、事言要立二十一、諫院部に見ゆ)、○もど、してこのよしなり」とは、職之由とかきて、上件の事に原由するを云ふ也、詩經小雅十月之交篇に、職競由人」とあり、○遠州濱松の御城」は元龜元年正月、家康、治を引間より移し、改めて濱松城と云へる者也、○本多佐渡守」の畧傳は前に云へり、○外様の者」とは、譜代の臣に對して、關ヶ原役後新附の臣を云ふ、さて、こゝに引ける話は、藩翰譜にも見えたり、○奇特」の俗語は、佛家に奇異の靈驗など云へるより出たるならむ、○御あいさつありて」俗に應答辭謝をあいさつと云ひて、挨拶の字をかけたも、字義當らず、安齋隨筆卷三に、謝の字を書くへし」と云へり、楊子方言に、強進曰「快」と云ひ、韻會に、逼也相排迫也」とあれは、賓主接近して禮をなす義にとりなせるにや、猶考ふへし、○遠慮」此俗語は、卑謙の意也、人目をねそれ後日の氣遣ひなどする義にて、論語の無遠慮、必有近憂」の語より來れるなるへし、○卒爾」は論語先進に、子路卒爾而對」と、朱註に、輕述之類」とあり、○吟味」とは、俚言集覽に、菩薩戒經序及び才子傳を引いて、さて、愚按、吟味の字是より出といへども今俗用は點檢の意也」と云ひて、漢字の用法にはその例なし、或は詩文の吟咏玩味の意を、人事の檢察點檢上の精熟なるに移して云ひそめたるにや、なほ考ふへし、○御尤」の事は前に云へり、○嫡子上野介」とは、本多正純を云ふ、略傳は後に出せり、○結構、合點、駿府の御城」みな前に云へり、○一番鎗」古は、弓矢を貫ひしか、後世、鎗を重んせし事前に云へり、○身命をかはひて」とは、和訓栞に「平家物語に、誰をかばはんとて見えたり、或は拘をよめり」とありて、惜みまもる意也、○忠言耳に逆ふ」とは、孔子家語六本に、良藥苦於口而利於病、忠言

逆於耳而利於行」とあり、○禮貌』とは、外形上の禮遇を云ふ、孟子下管子に、禮貌未衰、言弗行也、則去之」とあり、○容悅の謂ひもの』とは、孟子上に、有事君人者、事是君則爲容悅者也」と、朱註に、阿徇以容逢迎以爲悅」とあり、○致仕』は職を辭するを云ふ、

○杉田 壹岐

○犯顔直言』とは、君の顔色を犯して直諫するを云ふ、禮記禮記に、事君有犯而無隱」とあり、○寛永のころ』とは、明正天皇の御宇、徳川家光の時代也、○越前故伊豫守殿』とは、徳川家康の第二子秀康の子、忠直を云ふ、秀康、越前六十七萬石に封せられ、慶長十二年に薨せしかば、忠直封を繼ぐ、十六年、從四位下に叙し左近衛權少將に任せられ、參河守を兼ね、大阪の夏の役に、四條畷に陣し、沈酔して軍機を失ひ、祖父の意を損す、仍て奮激決戦して城を陥れ、先登第一をなす、功をもて從三位に陞り參議に任せらる、忠直、己れの功多くして賞卑きを憤り、豪縱放逸にして國務を事とせず、家康の薨後、益忌憚する所なし、酒色に耽り、喜怒節なく、參府の期を失ひ、叨りに無辜を戮す、元和八年、遂に豊後の萩原に配せられ穀五千石を賜ふ、剃髮して一伯と號す、尋いて津森に遷され、慶安三年、配所に薨す、○足輕』は徳川時代に、最下級なる武士にて戰時には歩兵となる者也、和訓栞に樵談治要を引いて後土御門院の比より此名起れるにや」と云へり、○參勤にて』とは、徳川時代に、諸侯の、一年代りに、江府につめて勤番するを云ふ、○支度して』とは、物事を準備するを云ふ、偶言集覽に、續日本紀の自春夏既乏支度之文、竹取物語の心のしたくある人の文等を

引證せり、○君の過を匡教する』とは、孝經に、君子之事上也、進思盡忠、退思補過、將三顧其美、匡救其惡」とあり、○晡時』は日暮也、○何かしとかやいひし者』とは、鳩巢逸話に、伊藤玄蕃とあり、○脇指』のことは前に云へり、○御機嫌にて』とは、機嫌よきの略也、機嫌の事は前に云へり、○御氣ささをわれられ』とは、快く思へる氣鋒を挫折する也、○精練の妻』とは、後漢書宋弘傳に、時帝姊湖陽公主、新寡、帝與共論朝臣、而微觀其意、主曰、宋弘威容德器、群臣莫及、帝曰、方且圖之、後弘被引見、帝令主坐於屏風後、因謂弘曰、諺言貴易交、富易妻、人情乎、弘曰、臣聞貧賤之交不可忘、精練之妻不下堂、帝顧謂主曰、事不諧矣」とあるに始まる、精練は貧苦を興にせる意、○黄泉』とは、幽界を云ふ、左傳左傳に、不及黃泉無相見也」と、杜註に、地中之泉故曰黃泉」とあり（天地玄黃とて地は黃に屬する也）、○腰の物』とは、貞丈雜記卷十に、「刀、さやまさ、腰の物、腰刀、みな一物にて、古人常にさしたる短刀也」とあり、

○伴 大膳

○剛直なる人云云』蘇軾の剛説を參看すへし、○大阪冬御陣』とは、慶長十九年十二月、徳川家康父子、諸大名を率ひ、兵十五萬人を以て豊臣秀頼を大阪に攻めしを云ふ、此役や攻守數十日、遂に城の外隄を埋むるを約して和睦し、尋いて内隄をも埋めしめて兵を解きぬ、又、翌年即ち元和元年五月、秀頼、再舉を謀り、多く浪人を集め、大野治長、眞田幸村等をして統率せしめ、兵を擧げしかば、家康父子、また、諸侯の兵を會して大阪を圍む、戰ふこと三日にして、秀頼淀君等自殺し、諸將多く戰

没し、豊臣氏竟に滅ひぬ、是を夏の陣と云ふ、○片桐市正攝州茨木の城に據て云云」この事は落穂集前編卷十三に詳出す就いて見るへし、○片桐市正」片桐且元は、直眞の子にして近江の人也、幼にして豊臣秀吉に仕ふ、天正十年、軍に備中に從ひて功あり、後、山崎の役、賤岳の役に功を立て邑五千石を賜ふ、十三年、從五位下東市正に叙任せらる、尋いて姓豊臣を賜ふ、後、小田原の役、征韓の役に皆偉功あり、秀頼生るゝに及び之か傳となる、文祿四年、茨木の田を加賜せられ一万二千石を併食す、後屢増封せらる、秀頼亡命の徒を集むるに及び職を辭し、大野治長をもて之に代ふ、治長、驕淫甚しく且元を誣ふるに一心あるをもてす、而して徳川家康、大阪の日に兵を繕むるをさ、數、且元を讓ひ、大阪にてまた且元を疑ひ之を族せんとす、謀泄る、遂に質を交へて寢む、後、輯陸の議をもて家康に召され、數、謀議に參す、元和元年、大阪城陥り秀頼死せしをもて、深く羞慙を懷き、四年、遂に劔に伏して死す、建部三十郎」は、名を政長と云ふ、祖父高光の世に、豊臣秀吉に屬して尼崎城に從る、政長幼にして孤也、外叔父池田輝政、徳川家康に請ひて封を繼かしむ、慶長十九年、大阪の役に徳川氏に歸して西軍を拒く、その城邑大阪に密遊し、且つ西南海の要衝に當り、寡兵にては守り難きをもて、家康、池田利隆をして之を援けしむ、元和三年、邑を播磨に徙さる、寛文元年、從五位下に叙せられ丹波守と稱す、七年、致仕して入道し、十二年に卒す、池田武藏守」は、名を利隆と云ふ、初り、輝政、中川清秀の女を娶る、利隆を生みて死す、文祿三年、秀吉命して輝政に配するに家康の第二女をもてせしむ、是を良照源夫人となす、伴大膳か語に、煙様の御腹より生れ候はずと謂へるはこの故也、利隆は、慶長十年、正五位下に叙せられ、累進して從四位下侍

從となる、十二年、始めて江府に抵り、族を賜はりて武藏守と稱す、十八年、輝政薨せしかは、家康、命して封地を三分し、利隆に播磨を賜ふ、大阪の事起るに及び、利隆、攻守功あり、元和二年に卒す、さて、池田越前、宮城大藏の尼崎城を救ひし事は、武將感狀記卷一、池田家宮城南郡をして尼崎城を救はする事の條に委し、○京二條の御城」とは、天正十四年十一月、家康、秀吉の請に應して西上せし時、秀吉、爲に第を京の二條に起したる者也、○伴大膳」は名を氏明と云ふ、尾張の人也、松平光政の時、執政となり、寛永十三年に卒す、大膳か二條城へ使ひせし事は、常山紀談にも出つ、○御小袖の裳」は説文に、匍手行也、匍伏地也」とあり、和訓は、腹にてはふ意、○武布の綿入にて表着の大袖に對して云ふ、裳はすそ也、○大膳か父をも」とは伴大膳景次を云ふ、○武藏守か父三右衛門」は、池田信輝（勝入）の子輝政を云ふ、輝政、幼にして父兄と與に織田信長に仕ふ、天正十五年、豊臣秀吉に從ひ薩摩を攻む、次年、從五位下侍從に叙任せらる、小田原の役に功あり、封を三州吉田に徙され十五万二千石を食す、秀吉の薨後、徳川家康に從ひ數、軍功あり、後、封を播磨に轉せられ五十二万石を食す、尋いて備前國三十餘万石を加へらる、慶長十七年參議從三位に叙任せられ、翌年薨す、○兄庄九郎」は信輝の長男之助を云ふ、之助、長湊の役に、軍敗れて退くと半里なりしが、父の死をき、力戦して死す、年二十六、○鐘」は馬具の名にて足踏の義なり、鞍の兩脇に垂れ、その塗り様に付ては、貞丈の軍用記卷六に、黒ぬりにて内は朱ぬり也と云へり、○さす足な掛る者、○ういやつ」は天晴の意、○ういやつ」は、つらきやつと云ふ事にて、心にくき意なるへし、○鈴木久三郎か池鑪の鯉云云」家康、岡崎にありし時、禁を犯せる者二人あり、一は圃に弋し一は濠に

網せるをもて、皆拘繫せらる、時に久三郎、之を諫めんと欲し、乃ち令を矯め、池籾の鯉をとり煮て之を食ふ、他日、公、池を觀、守者に問うて之をき、大に怒り、手つから久三郎を斬らんとす、久三郎、入りて、目を張り罵りて曰はく、噫、暗主、禽魚をもて人に易ふ、惡んそ天下を治むるを得んやと、公、大に悟り、刀を抛つて入り、遂に前の二人を釋し、久三郎を賞せりと云ふ、池籾は、いけす也、池中に竹の籬を編みて魚を養ふを云ふ、○初鹿傳右衛門が御朱印に云云「勝頼の亡後、武田家の士、多く徳川家康に仕へけるか、傳右衛門は、加藤駿河守の二男にて、兄源五郎の後を繼ぎけるをもて、父兄の祿を合せ記して申出てたり、然るに兄弟其不道なるを訴へしかば、公、本領四百貫のみ附與す、傳右衛門大に怒りて、朱印に墨をぬりき、因りて無禮の罪をもて祿を召放たる、されど、翌年、長洲の役に、先陣の功ありしにより、陣頭にて其勘當を許されたりと也（久三郎の事は、常山紀談井上正統駿府へに、傳右衛門の事は同の事の條に委し）、○朱印は、足利氏徳川氏の世に、命令書御使の事の條の證に用ひし印を云、○御孫謀」とは前に云へり、

○阿閉掃頭

○秀康卿越前に封せられ「秀康は、家康の第二子にして、秀忠の庶兄也、天正十二年、秀吉の養子となり大阪に往く、秀吉、族羽柴及諱字を授け、河内の田一萬石を與ふ、十三年、從四位下侍從に叙任せられ參河守を兼ぬ、十八年、結城晴朝の養子となり、家を繼ぎ領邑十萬千石を讓らる、慶長五年、東儀の事あるに及び、獻策留守、功あり、事平きて越前六十七萬石に封せらる、秀康、國に就き、紀綱

明慮、才能を簡擇し、廢絶を興し、農稼を勸め、封内大に治せらる、八年、從三位に陞り、尋いて權中納言に任せられ、十二年に薨す、年三十四、中外之を惜みき、○阿閉掃頭「掃部は、殿上の酒掃備設等を掌る官なれど此項には虚稱にすぎず、○鐘の着初」とは、豫め吉日を擇ひ、武功の名高き人を頼みて鐘親とし、貴人、鐘を着しむる儀式にて、その人の武功にあやかり似させん爲なりと云ふ、儀式の次第等は、貞丈の軍用記卷七に委し（又此儀式、東鑑にも見えたりは、早くよりありし者也）、○志津嶽の戰「天正十一年、豊臣秀吉、柴田勝家等と相攻めし時、秀吉の將中川清秀、賤岳の麓に陣して、勝家の將佐久間盛政の爲に敗られ、戰没せしかば、秀吉之を聞き、即夜輕兵を率ゐて賤岳に至り、その不意を襲ひ、大に之を敗り勝政を擒にし、斬首五千級、遂に進みて勝家の營に迫りき、之を賤岳の戰となす、○御不祥なから」とは不吉なからにて卑謙の語也、○もののおやめも見へず」とは、暗くなりて物の見えざるを云ふ、わやは穢なり、文理也、四方暗くなりて物の差別文理の見ゆる意也、○入魂」とは、熟魂とも云ふ、易に同心の交りなりと、わるに似たり、○勝手」とは、俗に臺所を云ふ、俚言集覽に、「居宅竈のある所を勝手と云ふ、四季物語、惣門勝手の方と見えたり」とあり、○ひきける」とは引出物にせし也、○一伯殿」は秀康の子忠直を云ふ、略傳は前に云へり、○さる事にて」は勿論いふ迄もなくと云ふ意、○食の喰そめ」とは、貞丈雜記卷二に、四條流献方口傳書を引いて、「喰初は、男女共生れたる日より、くりて百二十日に當る日也、月數は五ヶ月にて百二十日也、是を喰初の祝共云ふ、今流義によりて男百十日、女百二十日とも覺えたる人あり、略儀也、百二十日本式也、此時に能く立つの市場にて、餅五つ買取り、五度土籠に盛出、又足打に親子草かい敷にして、

盛る也」とあり、又、公家のくひをめは、眞菜（魚の事）の祝とて、三歳の時に行ふよし見えたり、
 ○袴の着初」とは、兒童五六才の時（或は三才或は七才）、始めて袴を着る儀式也、○大小兩刀」と
 は、貞丈雜記卷十に、今世、刀古はツバ刀とし、脇差古は短くてツバ入る物也の兩刀を相添て帶するを大小を
 さすと云也古は腰刀一つとして太刀、打刀は從者に持せしなり、此事は信長秀吉の時代戰國の時より始れる也」とあり、○我朝は武
 家の治世になりしより云云」この段、本邦武士道の大略を知るに足る、

拾遺

○かせぎ候へども」かせぎとは、和訓栞に世わたらひのわさを俗にかせぎといへり、選集抄にも見え
 たり、採は弄の俗字、よりて聖武紀には、もてあそぶと訓せり云云」と見え、又俚言集覽には、榎木
 榎の意より筋力を勞する事に云ひなせる也」といへり、

○士の節義

○孔子季路冉有の二子を云云」とは、論語先進に、季子然問、仲由冉求可謂大臣一與、子曰、吾以
 子爲異之間、會由與求之間、所謂大臣者、以道事君、不可則止、今由與求也、可謂具臣一矣、
 曰然則從之者與、子曰、執父與君亦不從也」とあり、朱註に、蓋深許二子以死難不可奪之
 節、而又以陰折季氏不臣之心也」と見ゆ、○楊雄か王莽か平帝を弑せしに仕へて云云」とは、雄か莽
 の大夫となり、劇秦美新の文を作りて莽の徳を稱せしを云ふ、雄の傳は前に云へり、○沈約は蕭衍を
 弑り云云」蕭衍は、字は叔道、南蘭陵中都里の人也、齊に仕へて梁公となる、齊と進めて王となり、

和帝を弑し位を篡して、國を梁と號す、梁帝是也、沈約は、字は休文、吳興武康の人也、幼にして流
 寓孤貧、篤く學を好む、博く群籍に通し能く文を屬す、齊の文惠太子に仕へて親遇せらる、累遷して
 吏部郎に除せられ、出て、寧朔將軍、東陽太守となる、帝立ちて、號を輔國將軍に進められ、五兵衛
 書となり、國子祭酒に遷る、明帝崩して、政家宰に歸するに及び、舊故を以て蕭衍に歸し、遂に勸め
 て齊を篡ひ位に即かしむ、後、累りに官を遷されしかど、台司に上るを得ざるを憾とし、侍中太子少
 傅をもて、武帝の天監十二年に卒す、約の著す所、晉書、宋書、通言、宋文章志等あり、又四聲の
 譜を撰ひ、自ら入神の作と稱せり、（梁武及沈約の傳は梁書に詳か也）、試に約の梁武に勸めし言、一節を
 抄出せんに、通鑑百四十五に、大司馬內有受禪之志、沈約微扣其端、大司馬不應、他日又進曰、
 今與古異、不可、以淳風期物、士大夫攀龍附鳳、皆望有尺寸之功、今童兒牧豎、皆知齊祚已
 終、明公當承其運、天文讖記又復炳然、天心不可違、人情不可失、苟歷數所在、雖欲謙光、
 亦不可得已云云」とあり、○燕王は建文帝を殺せし云云」明の建文帝は、諱は允枚、懿文太子の子
 を以て太祖の嗣となり位に即さしか、叔父燕王棣、竊に異志を懷く、帝の優柔なるに乗し、元年七月、遂
 に兵を擧げて反し、頻りに諸州を陷る、王師利あらず、四年、京城陥り、燕王位に即く、是を靖難の亂
 と云ふ（建文帝の薨座に付ては、或はその終る所を知らずと云ひ、或は巴蜀の間に往來し正統五年に
 歸洛せられたりと云ひ、正否詳かならず）、○蹇義夏原吉楊溥楊榮」蹇義は、字は宜之、巴の人也、洪
 武乙丑の歲中書舍人を授けらる、永樂の初、侍郎に轉し、宣德中、累遷して少師となる、卒して忠定
 と號せらる、夏原吉は、字は維結、湖廣の人也、洪武二十三年、鄉貢進士たり、諸官を累ねて戸部尚

書に至る、永樂の初、浙西の洪水を治めて功ありき、卒して忠靖と諡せらる。楊溥は、字は弘濟、石首の人也、洪熙の初、翰林學士に陞る、官を累ねて禮部尙書武英殿大學士に至る、卒して文定と諡せらる。楊榮は、字は勉仁、建安の人也、永樂の初、翰林編脩を授けられ、即ち内閣に入る、機務を典り知制誥となる、果斷通敏の才あり、累遷して少師工部尙書となり謹身殿大學士を兼ね、榮、五朝に歴仕して特に寵任せらる、卒して文敏と諡せらる。靖獻遺言卷八に曰ふ、燕兵駐金川門、宮中焚燬中書既而樞入城、安王楹茹瑄先叩頭降之、胡廣金幼孜以下六人、亦背前約、與蹇義楊榮等二十餘人皆勸進迎附、遂多至大位矣と、(四子の詳傳は明史に就て見るべし)、○源義朝か爲義を殺すに人皆勸進迎附、遂多至大位矣と、(四子の詳傳は明史に就て見るべし)、○無慙とは、無慙愧の義也、轉りては慘刻の意にも用ふ、いろいろ拵へてとは、なだめすかすを云ふ、○あへなくとは、力のぬけてはらひひなき類、雅語譯解に、「思ふ事ならず、いふかひなく思ふ時のこゝろのさま也」とあり、○北畠親房源親房は、具平親王の後、權大納言師重の子也、家、北畠或は中院と稱す、永仁延慶の間、諸官を累ねて參議に任せらる、元應元年中納言正二位に叙任せられ、淳和獎學兩院の別當を兼ね、元亨三年、大納言に陞り世良親王の傳となる、元徳二年、親王薨せしかば、哀悼する事甚しく、因りて剃髮して宗玄と號す、元弘三年、車駕隱岐より還るに及び、復出て仕へ、從一位に進み大臣に擢せらる、延元三年、子顯信、鎮守府將軍となる、親房、之か輔となり義良親王を奉りて任に赴く、海上大風に遇ひ、親王等と相失し常陸に漂着す、乃ち二城によりて敵を防ぐ、城陥るに及び、小田城に據り陸良親王を迎へて賊を拒く、賊將高師冬、屢之を及び、親房、遂に退きて關城

を保ち、援を結城親朝に請ふ、親朝さかず、城遂に陥り、走りて吉野に歸る、承平六年、三宮に准し、輦車にて宮入るを聽さる、九年、賀名生に薨す、著す所、職原鈔、元々集、古今集註、東家秘傳等あり、又嘗て、資治通鑑を讀み、大義に於て見る所あり、帝、位に行在に即くに方り、深く中興の終へざるを嘆し、乃ち皇祖建國の意に本きて神皇正統記を著す、上神代に起りて後村上天皇興國の初に終り、皇統を己に徹なるに掲げ、神器の所在を明にす、その徹を顯し正を扶くる、誠に春秋の遺意に合するありと云ふ(詳傳は大日本史百六十五にあり)、○義朝父のくひをさらせたりし事云云これより名行のやふれをかしとと迄、正統記卷五、第七十七代後白河院の條下にある文也、而して語句の異同及脱文等あれど、頗る恐れて引證を略す、○大義には滅親といふ事云云とは、左傳四年に、衛人使右宰陶殺州吁于濮、石碯使其宰屠羊斟殺石厚于陳、君子曰、石碯純臣也、惡州吁而厚與焉、大義滅親、其是之謂乎とあり、○明智光秀か織田信長を弑せんとて云云光秀は、美濃の人なり、永祿九年、織田信長に仕ふ、屢軍功ありしをもて、元龜二年、滋賀郡を興へられ、坂本に城を邑十萬石を食す、天正二年、從五位下日向守に叙任せられ、三年、丹波に封せらる、後、怨恨をもて積年の大恩を忘れ、天正十年六月二日、信長を本能寺に襲うて之を弑す、然れども天命雖を旋らす、旗を率てより十三日にして、秀吉の滅ぼす所となりぬ、○齋藤内藏介は、名は利三、美濃の人也、光秀に仕へて丹波に居る、山崎の敗に捕へられて、光秀の屍と同じく粟田口に磔せらる、老人雜話卷上に「齋藤内藏助、天性狠愼の人也、中書信長も能く知る、信長、信玄を討て歸りて富士山を觀て云、内藏助は是とも小芋と云はんと云へりと云云」と見ゆ、○血判とは、鹽尻に、經律戒に、剝皮割

血爲し操と云へる類、其みな信實を表せんたり也、佛書にはかゝる事多し」とあり、○孟子に非義之義云云とは、孟子離婁下篇にあり、非義之義とは、義の粗迹に泥み、變に應し宜しきに從ふを知らざるを云ふ、○大死とは、徒なる死を云ふ、但言集覽に、初井家日記、荒木略記等を引きて語例を示せり。

○歲寒知松柏

○宋の文天祥は字は宋瑞、吉水の人也、年甫めて弱冠、理宗、親ら進士第一に擢んず、官を歴て直學士院に除せられ、尋いて罷じ、咸淳九年、起されて湖南提刑となる、元兵頻りに諸州を陥れ、國事日に急也、天祥、勤王の詔を捧げ、涕泣して遂に兵を起す、事聞え、江西提刑安撫使を以て、召して入衛せしめらる、德祐の初、右丞相兼樞密使となり、命を奉して元軍にゆき、賊將伯顔と抗議争辨す、因りて拘執せらる、鎮江に至るに及び、逃れて眞州に入り、海に泛ひて温州に至る、益王立ちて、右丞相に拜せられ、都督を以て兵を江西に出す、兵敗れて執へられ、遂に屈せずして燕京の柴市に殺さる、その衣帶中贊、正氣歌、世の傳誦する所也、○謝枋得は字は君直、信州の人也、理宗の寶祐中、鄉薦をもて試みられ、禮部の高等に中る、對に及び、時宰閣官を力誣したるを以て、第二甲に置かる、既にして歸り、尋いて禮兵部架閣に除せらる、糧を給し兵を募りて江上の官軍を援く、少頃にして、時相賈似道の忌む所となり廢せらる、景定の末、元兵江上を壓し、國家日に危きに及び、枋得、江東の試を考し、策を發して似道の奸を論す、似道、大に怒り、秩を削り之を竄す、德祐の初、江

西招諭使知信州となり、元兵と安仁に戦ひて敗る、枋得、遂に服を易へ、母を負ひ、建寧の唐石山に入る、逆旅に寓し、日に麻衣を着、屨を履み、東郷して哭す、遂に閩中に居る、元の至元の末、元主、程文海を遣し江南の人才を訪求せしむ、文海、枋得をもて首となす、されを辭して起たず、後、忙兀台、留夢炎等勸めしかど、遂にさかず、至元廿六年、魏天祐之を強ひ、執へて燕に至る、終に食はずして死す、○明の方孝孺は字は希直、侯城の人也、洪武中、薦をもて召見せらる、太祖、其舉止端整なるを喜び、太子標に謂て曰はく、此壯士也、當に其才を老して以て汝を輔けしむべしと、乃ち郷に歸らしむ、久うして復徵せられ、漢中府の教授となる、太孫建文帝立つに及び、召して翰林博士となす、尋いて侍講に陞し直文淵閣とす、既にして燕王棣反して兵を擧げ、連りに諸州を陥る、王師利ならず、京師陥り、帝蒙塵し、孝孺、賊兵の爲に執へらる、棣、召用せんと欲し、慰諭すること再三、終に従はず、既にして即位の詔を草せしむ、孝孺、且つ罵り且つ哭して曰はく、死は則ち死なんのみ、詔は草すべからずと、棣、大に怒り、その十族を滅ぼし、朋友門生に及び、然る後、孝孺を聚寶門外に磔す、刀をもて口を裂かれ、刑せらる、事七日、罵聲死に至る迄絶えざりと云ふ、(三士の詳傳は宋史明史にあり、近くは靖獻遺言にも見えたれば、今皆大略にとりむ)、○赤族とは、漢書楊雄傳に、將赤吾之族と、師古註に、見誅殺者、必流血故云赤族とあり、○衣帶にのこれる贊とは、その燕京の柴市に殺されし時、衣帶の中に贊あり、曰はく、「孔曰成仁、孟曰取義、惟其義難、所以仁至、誠難、所學何事、而今而後、庶幾無愧」と是れ也、○却聘の書は元の程文海、元主の命をもて江南の人才を求め、謝枋得を以て首となし、之を薦めし時、枋得、書を文海に遺

りて曰はく、某所以不死者、以九十三歳之母在耳、先妣以今年二月老終、某自今無意人間事矣、亡國之大夫、不可與圖存、李左車猶能言之、况稍知詩書、頗識義理者乎」と、又、朱の降將留夢炎に書を遣りて、辨論數千百言、もつて聘に應すへからざる三由を陳せり、又、魏天祐に與へし書もあり、みな載せて靖獻遺言にあり、○文山か元の博羅と問答する」とは、靖獻遺言に、「既至燕、館人供張甚盛、天祥不寢處、坐遠且、遂移兵馬司、設卒守之、元丞相博羅等見天祥、天祥入長揖、欲使跪之、天祥曰、南之揖北之跪、予南人行南禮、可贊跪乎、博羅叱左右曳之地、或抑項、或扼其背、天祥不屈、仰首與之抗言、博羅曰、自古有以宗廟土地與人而復逃者乎、天祥曰、奉國與人、是賣國之臣也、賣國者有所利而爲之、必不去、去者必非賣國者也、予前除宰相不拜、奉使軍前、尋被拘執、已而有賊臣獻國、國亡當死、所以不死者、以度宗二子在浙東、老母在廣故耳、博羅曰、棄德祐嗣君而立二王、忠乎、天祥曰、當此之時、社稷爲重君爲輕、吾別立君爲宗廟社稷計也、從懷愍而北者非忠、從元帝爲忠、從徽欽而北者非忠、從高宗爲忠、博羅語塞、忽曰、晉元帝宋高宗、皆有所受命、二王不以正、是篡也、天祥曰、景炎乃度宗長子、德祐親兄、尙可謂不正、登極于德祐去位之後、不可篡、陳丞相以太皇命奉二王出宮、不可謂無所受命、博羅等皆無辭、但以無受命爲解、天祥曰、雖無傳受之命、推戴擁立、亦何不可、博羅怒曰、爾立二王、竟成何功、天祥曰、立君以存宗社、存一日則盡臣子一日之責、何功之有、曰、既知其不可、何必爲、天祥曰、父母有疾、雖不可爲、無不下藥之理、盡吾心焉、不可救則天命也、今日天祥至此有死而已、何必多言」

と見ゆ、○趙子昂留夢炎「留夢炎は、宋の理宗の朝に狀元となり、帝羈の朝に左丞相となる、元兵日に急なるに及びて、遂に遁れ去りて元に降れり、趙子昂は、名は孟頫、宋の宗室也、博く經史に通し、詩文に工に、書畫を善くす、國亡ひて後、家居して益、學を力む、至元中、薦をもて入朝す、世祖之を奇とし、兵部侍郎を授く、○明朝靖難の亂の事は前章に略説せり、又殉國の諸臣の事は、明朝紀事本末十八、壬午殉難の條に詳出す、○蕪寒して松柏をしろ」とは、論語子罕の語也、註に、范氏曰、小人之在治世、或與君子無異、惟臨利害遇事變、然後君子之所守可見也」とあり、○九族とは、上高祖より下玄孫に至る迄を稱す、此語、書の堯典に見ゆ、○阿兄何必溟潛々の詩「溟々とは、涕の流るゝ貌也、字典を案するに、溟につくるへし、林に従ふは誤也、華表柱は、墓前にたつる表木也、搜神記に、遼東城門有華表柱」とあり、家山は、故郷と云ふか如し、詩の意は、阿兄に於ては、何ぞ溟然と涕を流さるゝ事と、一身を以て國家に殉し、義の當然を取り行ひ仁の道をなすは、此時にあり、假令身は賊刃に罹りて消ゆ果てぬとも、墓前の華表柱頭に千載の後までも、游魂はもとの如く郷里に到り、永く平生の歡樂をつくすことを得るならんとなり、○建文帝に從て出亡せし二十二二人にて候中にも翰林脩撰程濟か貞節は云云」これより以下、程濟が、帝を都へ歸らしめ、さて臣か職を終へぬとて、跡をくらましたる迄の紀事は、明朝紀事本末卷十七、建文遜國の條に委しく見ゆ、今頊を恐れて引證を擧す、さて、程濟の傳は、名山藏三十二傳に見ゆ、その説によるに、程濟は、朝臣の人也、明經をもて岳池の教授となる、濟、謙諱の説に委し、建文の初め、葵惑の心星を守るを見、明年某月某日、兵當に西北より起るへきを上言す、因て罪を得、獄に繋かる、明年、果して燕兵起

る、帝乃ち濟を獄より出して翰林院編修となし、軍師護軍に充つ、金川門破れ京城陥るに及び、自ら
 髡して帝に蒙塵に従ひ、艱苦を共にし、擁護の任を盡したりき、○劉基は字は伯温、青田の人也、
 元の至順中、進士に擧げられ高安丞となる、後、江浙儒學副提舉となり、御史の失職を劾して歸る、
 基、博く經史に通し、尤も象緯の學に精し、至正中、方國珍海上に起る、基、元帥府都事となり、策
 を建て、功あり、後、執政、方氏の故をもて其兵職を解さしかば、官をすて、青田に歸る、明太祖起る
 に及び、幣を以て基を聘す、基、乃ち出て、時務十八策を陳し、革命の道を贊す、是れより帝に従
 ひ、謀を獻し策を立て餘力を遺さず、洪武元年、太史令となり、尋いて御史中丞に進む、三年、誠意
 伯に封せらる、明年、老をもて許されて郷に歸る、基、帝を佐けて天下を定め、事を料る神の如し、
 性剛にして惡を嫉み、物も多く忤ふ、故に郷に歸りて、惟飲酒奕棋を事とし、深く韜晦をなすと雖も、
 遂に胡惟庸の中傷する所となり祿を奪はる、惟庸、相となるに及び、その國患をなさん事を懼れ、憂憤
 して病をなし、八年、遂に卒す、基、また文章に巧みにして、宋濂と並に一代の宗たり、著す所、郁
 離子、覆瓿集、犁眉公集あり、○讖緯は蘭林の學山錄卷四に、讖字、說文、以讖也訓之、而徐
 階曰、凡讖緯皆言將來之驗也、六書故亦云、前定徵兆之言也、又蜀志孟達與劉封書云、夫不經之
 言而有驗應者、號曰讖也、其以緯言者即對經之義也、按舊說皆言、讖書起于哀平之間、然史記
 趙世家、有公孫支書而殿之秦讖於、是出矣之言、又淮南子說山訓、有六畜生多耳目者不詳讖書
 著之之說、則是蓋傷乎戰國之時而盛于哀平之世也可知耳、とて以下詳説あり緯書に六緯、緯書に七緯等あり、○劉
 基などか所爲にもわるにや」とは、名山藏に、太祖劉基とはかりて遺篋を與へられしよし見えたり、

○鬼門は地道也、○神樂觀は道士の宮觀の名、○楊應能應しの能字に、よくと和訓せるは誤り
 也、○丑寅とは、艮の方即ち東北隅也、○胡濙に命して仙人張三丰を云云この事は、皇明通記卷
六年の紀に先是建文帝、既削髮披緇、執應楊能度牒出走、雲遊四方、自湘湖入蜀、朝廷疑
 之、命給事中胡濙等、以訪張邇邇爲名、徧物色之、不可得とあり、又、その仙人の事に付
 ては、同書卷三太祖洪武二に、詔求仙人張三丰、三丰一名玄々、始不知何許人、洪武初入武當山
 修煉、手姿魁偉、美髯如戟、寒暑惟衣一布、或處窮寂、或遊市井、浩々自如、傍若無人、時呼
 爲張邇邇云云と見ゆ、○物色は人相をかきさすを云ふ、○兩比丘も相繼て身まかる」と
 は、楊應能葉希賢の死にしを云ふ、紀事本末には、成祖永樂十年春三月、應能卒、四月希賢卒とあ
 り、○崎嶇は玉篇に、山路不平也とあり、今は人事の險難困苦に喩ふ、○帝詩を善くす帝流
 落中の詩六七首、紀事本末に載せたり、○半落西南四十秋の詩半落は、魏都賦に、臨登半落と、註
 に、間寂也とあり、又文賦に、心半落而無偶意と見ゆ、今は流浪の物寂しき意也、蕭々は、白
 髮の生せる貌、長樂宮は、史記正義に、懸鐘之室とあり、又漢に太后の宮をも云ふ、朝元閣は、
 唐書高宗紀に、帝嘗登朝元閣賦詩云云とあり、新蒲細柳云云の二句は、杜詩哀江上、少陵野老春聲
 哭と、又、細柳新蒲爲誰綠とあり、通解せば、去んぬる建文四年に都を落ちてより、西南に流
 浪する事四十年にもなり、白髮は蕭々として頭に盈てり、天地の廣さも吾れには恨みありて、さして
 ゆく家は何處にもなし、江水漢水は情なく湯々と流れて、吾か無限の愁を知らず、さて遙に都の方を
 眺むれば、空も霧れ渡りて、長樂宮朝元閣あたりは、雲も散り雨もやみて新霽を開けるか如し、さて

何處も新蒲細柳は年々緑を吐きて、春や昔しにかはらねど、唯多年流落せる野老（自身）に於ては、歸洛の期もなく、竊に聲を吞んで哭泣する事未だ休まずと也、○帝と同宿の僧ありしか云云」こは紀事本末に、會有同宿僧者竊帝詩、自謂建文帝、詣思恩知州岑瑛、大言曰、吾建文帝也、瑛大駭、聞之、遣司、因繫僧、井及帝、蜚章以聞、詔械入京師、程濟從中略僧實楊應祥、釣州白沙里人、奏上僧論死、下錦衣獄とあり、○論死」は罪を論して死罪にあてらるゝ也、○狐趙か文公にしたかひ」晋の文公重耳、驪姬の難に國を出て、翟に奔り、居ること十二年、それより衛、齊、曹宋鄭楚秦の諸國を遊歴して國に歸り、懷公を殺し位を繼ぐ、その外にある凡十九年、亡に從ひし者、狐偃、趙衰、顛頤、魏武子、司空季子あり、而して狐趙は、輔導の功、その最たるものなり、委しくは左傳僖公二十四年に見ゆ、○寧俞か成公に從ひし」寧俞は、衛大夫武子也、成公に仕ふ、公、晋に叛き楚に與せんと欲し、國人の出す所となる、城濮の戰に楚師敗るとき、懼れて楚に奔り遂に陳にゆく、元咺をして弟叔武を奉して盟を受けしむ、而して、寧俞、亡に從ひ公を監護す、晋、衛侯を復するに及び、俞、衛人と宛濮に盟ふ、後、衛公、元咺と謀へて勝たず、京師に幽囚せられしとき、俞、橐籥を納るゝを職とし、又、醫術に賄して公を鳩殺の難より救ひぬ、委しくは左傳僖公二十八年に見ゆ、○其知には及へく云云」とは、論語公冶に、子曰、寧武子邦有道則知、邦無道則愚、其知可及也、其愚不可及也」とあり、

駿臺雜話註釋下卷

城井壽章校補
關儀一郎編

○手折手にふく春風

○盛衰榮枯は世の常なり云云」とは、次章に引ける令女の語の意に同じ、○えりもどにつく」とは、富貴權勢に附くを云ふ、文中子に、以勢交者勢傾則絶、以利交者利窮則敗」とあり、又、釋氏要覽釋女に、李經云、李謂王曰、友有四品、一如華友、謂好時挿頭、萎時捐弄於地、見富貴則附、貧困則捨、是也」とある類にて、その權勢者にとりつく喻也、○水邊楊柳の詩」此詩は、全唐詩第五の楊巨源集に、折楊柳一作和陳秀才楊柳の題にて載せたり、而して、綠煙絲は麴塵一作絲につくり、又、更字の下に一作とあり、又、此詩に付いて、鶴林玉露卷二に引いて朱文公每喜誦之、取其興也」と見えたり、楊柳は、康熙字典に、一物二種也とて、本草を引いて、楊枝硬而楊起故謂之楊、柳枝弱而垂流故謂之柳」と云り、綠煙絲とは、柳枝の細くして緑を吐けるを形容せる也、鶴林玉露の和訓に、綠煙絲とあるも亦通ず、詩の意は、翁の解にて明かなれど、參考の爲に唐詩品彙の説を出さば、同書五十二に、謝氏の説を引いて曰はく、楊柳已折、生意何在、春風披拂如自有愛惜之心、此無情似、

有情也、仁人君子以天地生物爲心、與_三衰於無_レ用之地、垂_三德於不_レ報之所、與_三春風吹_レ斷柳_二何異_一と(立_レ馬_二煩_レ君_一とは、楊柳を有情的に見たるものにて、その意は、馬にのりて水邊を通りかけ、柳枝のたをやかにて美しきにめで、馬を停め手をのべて一枝を折りたりと也)、○楊巨源』は字は景山、河中の人也、貞元五年に、進士の第に擢んでられ張宏靖の從事となる、又秘書郎より太常博士禮部員外郎に拜せられ、出て、鳳翔少尹となり、復、召されて國子司業に除せらる、七十にして致仕し、河中少尹をもて終りぬ、集五卷あり録愈に送揚、少尹序あり、○婉』は順也、美也、○なれてふくの歌』一首の意は、常にふきなれたる名殘の惜しきにや、吾か手折りし青柳の枝をしたひて、手のはどりに吹く春風よと也、○源平盛衰記』は二條天皇應保年中より安徳天皇の壽永年中まで、凡そ二十年間に亘りて、源平戦亂の事を記せるものにして、平家繁昌の事に始まり女院六道廻物語事に終り、四十八巻あり、作者に付いては、葉室時長の作也といへど詳かならず、又、その記事文脈、大に平家物語と類せるを以て、或は平語の前に成ると云ひ、或はその後に出つと云ひ、二説あれども、記事の詳密なる文章修飾の煩多なるを見れば、平語の後に成ると云ふもの、蓋しその當を得たらむ、○東鑑』は鎌倉代々の日記にて、五十二巻あり、高倉院治承四年、源頼朝、伊豆の國より發れるに筆を起し、頼家實朝藤原頼經頼朝宗尊親王まで將軍六代間の事を記し、その中に北條氏代々執權の事をも載せたり、作者詳かならず、文脈は、俗語を交へたる一種異様の漢文にて、當時の日記文脈の標本たり、○池魚の災』とは、書言故事に、無_レ故被_レ禍、云_三殃及_二池魚_一とあり、風俗通に俗云、城門失_レ火、殃及_二池魚_一、舊説、宋城門失火、自汲_二取_一池中之水、而空_二竭_一池也』と見ゆ、○治承年中頼政高倉宮をすゝりて云

云』この事は、盛衰記平家物語に委し、○倉皇』は急遽の貌、魁偉は、身軀のおほがらなるを云ふ、小精毛は、灰毛と白毛と雜れるを云ふ、貝鞍は、青貝螺鈿を摺りたる鞍也、黒いとおとしは、全黒色の絲威を云ふ、をどしの事前に云へり、○はくそ笑ひ』は齊東俗談卷二に、「俗、憂喜心に留めずいづも機嫌よき顔を、北叟顔と云、北叟笑と云、塞翁か故事より云へり、淮南子に北叟失_レ馬人皆吊_レ之云云」とあり、○時の花をかさしにせよ』とは、時の權門勢家に附随せよとの俗諺也、前に引きし釋氏要覽の文より出てしなるへし、○彌平兵衛宗清は云云』この事は盛衰記平家物語及東鑑に見ゆ、○引出物』は饗宴などに、品物を引いて人に贈るを云ふ、その名義の起りに付て、和訓栞に、「江次第に、遣_二曳出物馬_一二匹、并送_レ物と見え、北山抄大饗條にも、牽出物に馬懸あり、名義知ぬへし云云」とあり、○蔭による』とは、たのみにしよりかゝるを云ふ、歌に君かみかけにますかけはなし』とあり、○折ふりいたはる事ある』のいたはるは、病を云ふ、病勞の意也、東鑑に所勞の語多く見ゆ、○伊藤祐清は云云』祐清の事は、東鑑卷一、十月十九日の條、卷二、二月十五日の條等に見ゆ、○瓜期』は任滿つるを云ふ、左傳莊公八年に、齊侯使_二連稱管至父戌_一葵丘、瓜時而往、曰及_レ瓜而代』とあるに起る、○勸賞』はた_レ功を賞する事なれども、衆を勸むる意より勸賞と云ふ(勸は音ケンと讀むか故實也)、○篠原合戦』は加賀國篠原にて、木曾義仲、大兵を率ゐて平家の軍と戦ひしを云ふ、委しくは平家物語卷七に見ゆ、○天下板蕩』とは、詩經大雅に、板の詩、蕩の詩あり、共に厲王無道にして周室大に壞るを傷める也、その文に、「上帝板々、下民卒瘁」と、又、「蕩々上帝下民之辟、疾威上帝其命多_レ辟」等とあり、今引いて國家衰亂の義となす、○安藤左衛門聖秀か事云云』この事は、太平記卷

十、安東入道自害の事の見ゆ、○屋形は貴族の殿舎也、爰は、説文に、屋棟也とあり、今はさて
 とこそとは、今は是迄にて滅びぬへしと云ふ事、北の方は、貴人の妻を云ふ、無住法師は、北は陰
 なるか故に女を北方といふと云へり、○似たるを友とするとは、易文に同聲相應同氣相求と云ひ、
 又繁辭方以類聚と云へる類也、又、「不知其人則見其友」と云ふ文もあり、○小宮山内膳か節義
 云云内膳は、名を友晴と云ふ、或は友信に作る、さて内膳の事は豹皮録等にも見えたり、内膳は、初
 め釣閑勝資の姦を嫉み、驟、勝頼を誅む、又、嬖人小山田將監と鄰あり、竟に讒を以て廢せられし也、
 明を損するとは、俗に目かねちがひとなすを云ふ、冤枉は、無實の事にて枉げて罪せらるゝ也、○小田
 原陣とは、天正十五年、豊臣秀吉、諸將を率ゐて北條氏政を小田原城に攻めしを云ふ、○めいほ
 くは面目の字音を音便によめる也、○敗北は史記の註に、北方幽隱故軍敗曰北と見ゆ、然る
 に、北は音背にて、背離の義也と云ふ説あり、齊東俗談卷四に詳かなり、按するに、背離の説従ふへ
 きに似たり、されども、博學切にて背乖の義あること、字典の證する所なれば、別に背の音に讀むに
 及ばず、

(拾遺)

○半落西南云々 此詩は、明朝紀事本末及び列朝詩集に見えたり、但し、皇明通記に載せたるもの
 は、語句少異あり、○むかし源平盛衰記をよみて盛衰記が平語の後になれるよしは、菅茶山の筆の
 すさびにも見えたり、又その製作の時代に就ては、常山樓筆餘卷三に、「盛衰記は平家の異本にあらず
 中興資治二年三年建長元年、此三年の中にかきしものなりと平義かたりと云々」とて詳説あり、

○烈女種なし

○婦人は柔順を母にし云云とは、易に在りては、坤道女を成し、禮に在りては、婉婉聽従をもて
 婦徳となす、又、貞觀政要には、「生男如狼、憎恐如羊、生女如鼠、憎恐如虎」もと女戒の説
 なりとの説もあり、支那道德の教、固に然る也、而してまた、節義貞操を重んずる事甚しく、他邦に
 其比を見ず、是れ柔中に剛を存すと云ふべき、○衛の共姜の事は、詩經國風柏舟の詩の序に、柏
 舟、共姜自誓也、衛世子共伯蚤死、其妻守義、父母欲奪而嫁之、誓而弗許、故作是詩以絶之
 とあり、詩に曰はく、汎彼柏舟、在彼中河、鬢彼兩髦、實維我儀、之死矢靡它、母也天只、不
 諒人只云云と、○漢陳孝婦は東漢陳州の孝婦也、孝婦及び魏令女の事、委しく小學外篇善行に見
 ぬたり、今略して云はく、孝婦、年十六にして嫁し、未だ子あらざるに、夫、戍に當りて行きぬ、
 發するに臨み、託するに老母の侍養を以てす、夫、果して死して還らず、婦、姑を養ひ、業を勤め、
 終に嫁する意なし、父母、その子なくして早く寡なるを哀み、之を嫁せんとす、婦、聽かず、死を以
 て自ら誓ふ、遂に姑を養ひ二十八日一日の如し、姑死するに及び、盡く田宅財物を賣りて厚く之を葬
 り、終身祭祀を奉したりき、魏令女は、曹爽の從弟文叔の妻也、夫、蚤く死す、自ら年少にして子な
 きを以て、父母己れを嫁せん事を恐れ、髪を斷して信となす、後、その家、果して嫁せんと欲せしか
 は、復、刀をもて兩耳を截りぬ、爽、司馬懿の爲に誅せられ、曹氏盡く死するに及び、その叔父、曹
 氏と婚を絶ら、令女を迎へて歸る、時に、父文寧、その少にして義を執り、又曹氏遺類なきを憐み、

其意の阻せん事を冀ひ、微かに人をして之を諷せしむ、令女、陽に之を許し、間を得て寢室に入り、刀を以て鼻を断しき、○小學の書は、世人の徧く知れる所にて、別に解題を要せざれど、四庫全書簡明目錄に、舊本題宋朱熹編、以下朱子集中癸卯與劉子澄書考之、實子澄之所類次、猶通鑑綱目出趙師淵手也、初有文章一門、後乃改定爲內篇四外篇二と見ゆ、是又、知らざるへからず、○衛侯の夫人南子云云とは、古列女傳卷三仁智に、靈公與夫人一夜坐聞車聲、驕々至闕而止、過闕復有聲、公問夫人曰、知此謂誰、夫人曰、此蘧伯玉也、公曰何以知之、夫人曰、妾聞禮下公門、式路馬、所以廣敬也、夫忠臣與孝子、不爲昭々變節、不爲冥々惰行云云と見ゆ、○令女か仁道云云の語は、小學令女に、或謂之曰、人生世間、如輕塵棲弱草耳、何辛苦乃爾、且夫家夷滅已盡、守此欲誰爲哉、令女曰、聞仁者不以盛衰改節、義者不以存亡易心、曹氏全盛之時、尙欲保終、況今衰亡、何忍棄之、禽獸之行、吾豈爲乎とあり、○漢の平帝の皇后云云とは、古列女傳の續篇に載せたり、略して云は、後は、王莽の女にして、人となり婉淑、節行あり、平帝位に即きし時、后年九歳也、莽、霍光の故事により納れて后となさんと欲し、詐を設けて其禮を成し、諷して遂に入内せしむ、后立ちて歳餘、平帝崩す、後數年にして、莽、漢の位を篡ふ、后、時に年十八、劉氏廢せられてより常に疾と稱して朝會せず、莽、之を嫁せんと欲し、孫建の子豫をして豫師し、醫を率ゐて疾を問はしむ、后大に怒り、因りて疾を發し、肯て起たず、莽、遂に敢て強ひす、漢兵莽を誅するに及び、未央宮の燒くるを見、自ら火中に投して崩す、王莽は、漢元帝の後、王氏の弟、王曼の子也、幼にして孤、節を折りて恭謹を事とす、身を勤めて博く學ひ、外

は英俊に交り、内は諸父に事へて禮を盡す、成帝の永治元年、新都侯に封せられ、後、大司馬となる、莽、恭儉愈々勤む、哀帝崩するに及び、莽、政を乗り、百官己れを總へて以て聽く、平帝立ちて、太傅に拜せられ安漢公と號す、元始五年、遂に帝を弑し、自ら新皇帝と稱す、既にして四方兵起り、瑯琊に赤眉あり、漢に劉縯劉秀あり、又劉玄あり、其他隗囂、公孫述等あり、所在兵を擧げて莽の軍を破る、淮陽王の癸未九月、遂に漢兵の誅する所となりぬ、○長岡越中守忠與の夫人云云この夫人の事は、姬鏡卷十九紀行、及び常山紀談に委し、○名將に種なしとは、かの王侯將相何有種哉の文をさすならむ、衡力とは、衡は、説文に脊骨也とあり、甄揚とは、甄は、表也明也、○源義經の妾静か事云云静か、吉野にて義經に別れてより、道を失ひ、藏王堂にて捕へられし事は、東鑑卷五、十一月十七日の記に、又、藏王堂の執行より、此旨鎌倉へ申送りし事は、同卷、十二月十五日の記に、又、鶴岡宮にて舞曲を奏せし事は、卷六、四月八日の記に見ゆ、その後梶原景時が源義經を斥けし事及京へ行きたる丘尼となりし事皆東鑑にあり今、その四月八日の記を抄せんに、二品并御臺所、御參鶴岡宮、以次被召出静女於廻廊、是依可令施舞曲也、此事、去比、被仰處、申病病由、不參、於身不屑者、雖不能左右、爲豫州妾、忽出揭焉砌之條、頗耻辱之由、日來内々、雖澁申之、彼既天下名仁也、適參向歸洛在、近、不見其藝者、無念由、御臺所、類以令勸申給之間、被召之、偏可備大菩薩冥感之旨、被仰云云、近日只有別緒之愁、更無舞曲之業由、臨座猶固辭、然而貴命及再三之間、慙廻白舞之袖、發黃竹之歌、左衛門尉植根鼓、是生數代勇士之家、雖繼楯戟之基、歷一膺上月之職、自携歌吹曲之故、候此役歎、崑山二郎重忠爲銅柏子、靜先吟出歌云、吉野山峯の白雪ふみ分て、

入にし人の跡ぞこひしき、次歌別物曲之後、又吟和歌云、しづやしづしづのをたまきくりかへし、昔を今になすよしもかな、誠是社壇之壯觀、梁塵殆可動、上下皆催興感云云」下尋、○しつやしつ」の歌」しつのをたまきは、冠辭考に、「倭文布をねらん料の紡麻は、内を虚に外を圓に卷たる物故に、苧環と云也けり、是をへそともいふ」とありて、繰るもの故に、くりかへしの序とする也（をたまきに付いては、苧環にはあらて、手にて纏ひたる也との説もあり）、昔を今になすとは、頼朝義経兄弟相和して外侮を防きたる昔の時を、今にかへさまほしとの意にて、此歌伊勢物語によれりと見ゆ、○吉野山の歌」は吉野山にて別れたる義経を慕ひて讀める也、○かなて」はかきなで也、今は舞に合はせて歌ふを云ふ、○帯芥ともせず」とは、意に介せざるを云ふ、漢書賈誼傳に、細故帶芥何足疑こと、師古註に、帶芥小鯁也」とあり、○高館にて殉死せし云云」こは、義経、奥州の泰衡に依り高館にこもりしか、泰衡、心を變して頼朝の命を奉し、遂に高館を襲ひて之を滅はしかるを云ふ、○醇儒」とは、漢書賈山傳に、所言涉獵書記、不能爲醇儒」とあり、今は程朱派の學者をさす、○中村協齊」は名は之欽、字は敬甫、京都の人也、人となり厚重篤實、浮靡を喜まず、居を幽地に占め、潜心學を脩む、其學程朱の性理説を奉し誠敬を以て本とす、而して日常己を行ふに禮をもてし、踐履則るに足る、元祿十五年、壽七十四にして卒す、著す所、四書五經の筆記類より天文地理尺度量衡音律の書に至る迄、四十餘部三百餘卷あり、○姫鏡」は三十一卷ありて、協齊の著也、然るに群書一覽に藤井懶齋の著とせり、是れ誤り也、さて、此書は、綴るに國字を以てし、小學の跡に倣ひて和漢古今の賢媛の言行を纂録し、婦女の鑑誠なせる者也、その自序に「大概は小學をまねびて、前十

まさあせり二卷には言をのへ、後の卷々にはみな行ひを記せり、又立教明倫敬身のれもむきによりてその内を書わかてり、すべて三十卷に滿り、名つけて比賣鑑といふ」とあり、○詩にいはいく采詩采非云云」此詩は、詩經國風谷風の篇にあり、こは、婦人、夫の棄つる所となりしを怨み、詩非かその根の惡しきを以て莖の美を棄つべからざるか如く、夫婦たる者顔色の衰へたるを以て其德音の美を棄つべからずと云へる意也、今は斷章取義して、靜女の種姓の正しからざるを以て、其貞節の美德を并せずつべからざるを示す也、さて字義は、集傳に、詩莖菁也、非似莖、莖莖葉厚而長、有毛、下體根也、詩非根莖皆可食、而其根則有時而美惡」とあり、

○澤橋か母

○加賀の前田家より云云」澤橋か母の事は、白石の紳書卷七に、室滄浪か物語とて同様の記事あり、その中に、兵太夫か僧となりて一心坊と名くどあるは、本書に見えざる所也、又、前田家より八丈島へ贈らる、品物の目録の寫しは、南畝の一話一言卷十に見えたり、○島津家の乞ふ哀によりて云云」こは、慶長七年、島津家久、伏見城に抵り、秀家の來奔せしよしを言ひ、哀を乞ひたるにより、家康、竟に死一等を減し、子秀規とともに、慶長八年八月、八丈島へ置逐せし也、○八郎御曹子」曹子は、貞丈雜記卷十に、家を長くつ、けて、いくしきりにもしる部屋をいひて、未だ家督をつかさる若子を御曹子といふも、部屋住の意なるよし見ゆ、○行衛しれさりける」の行衛は、行方につくるへし、この誤、鎌倉以降の書に往々あり、○將軍家御上洛」こは二代秀忠將軍也、二條の城は前に云へ

り、○僧とは、釋氏要覽に、梵語具云僧伽、唐言衆也、中阿含經云、何名衆、答有若干姓異名異族、剃除鬚髮、着袈裟衣、至信捨家、從佛學道、是名衆と、又、南山鈔云、四人已上、能御聖法、辨得前事、名之爲僧、僧以和合爲義云云とありて、佛道を行する和合の衆を云へど、亦衆に從ひて一人をも僧と名くる也、沙門とは、翻譯名義集に、或云桑門、或名沙迦彌曩、皆訛、正言室摩那拏、或舍羅摩拏、此言功勞、言修道有多勞也、什師云、佛法及外道、凡出家者、皆名沙門、肇云、出家之都名也、秦言義訓勤行、勤行取涅槃云云と、又、諸書を引いて息心、乏道、勤息の諸語あるを示せり、○聊爾は粗忽なるを云ふ、聊は、博雅に苟且也とあり、○前田肥前守前田利長は利家の子也、幼にして父に軍に従ふ、天正中、豊臣秀吉、その軍功を稱して命して越中三郡を割與せしめ、肥前守となす、利家歿するに及び其封を繼ぐ、後、徳川家康に仕へて封百十九万石を食み、越中高岡城に居る、慶長十九年に薨す、○前田大和守は利家の第五子利孝を云ふ、利孝、初め叔秀繼の後を繼ぐ、後、徳川家康に仕へて大和守に叙せらる、子孫上州七日市の邑一萬石を食み、世々侯たり、○微辟は王侯より招きめさる、也、晉書王寶に三殺七辟とあり、○卑賤の義を御とたてとは、賤きものの義心を長養するを云ふ、○御祖訓のことく云云とは天下の實の章に出つ、さて本章の朝議遠御萬乘の尊などの語は、名分上紛らはしき恐れあり、學者の避くべき所也、

○天野三郎兵衛

○節義は事變によりて云云とは、國亂れて忠臣あらはると云へる類也、耿介とは、宋玉の九辨に、獨耿介而不隨兮とありて剛正の類也、○永祿のころ東照宮參河に云云とは、藩翰譜本多重次によるに、永祿八年、三河國盡く徳川氏の手に屬せしを以て、同年三月七日、始めて奉行職を置きて、本多重次等三人に命じて其職を掌らしめたる也、奉行の職は、鎌倉時代に、恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行等ありて公事を奉行し、地方には鎮西奉行、奥州總奉行等の職ありしか、徳川氏起るに及び、舊規を參酌して一代の制を定め、諸般の制度大に備はり、奉行職の如きも頗る面目を改めぬ、但し此に云へる奉行は、徳川氏初期の時にて、たゞ國務訟獄等を掌りしを云ふ、後時の寺社、町、勘定の三奉行をさすにはあらず、○高力與左衛門清長は三河の人也、初字新三と云ひ、又與左衛門と稱す、幼にして徳川家康に駿府に代ふ、永祿三年、一向の亂を撃ちて功あり、八年、本多重次等と奉行に任せらる、天正十二年、命を禀けて京師にゆき和睦の禮を修む、十四年、秀吉、執奏して從五位下河内守に叙任し、豊臣氏を授く、後又、命を受けて聚樂城を經營す、十八年、岩槻城を賜はり邑一萬石を食す、文祿の初め、家康に那古那の營に從ひ戰艦を造り、廉直を以て賞せらる、慶長十三年に卒す、○本多作左衛門重次は三河の人にして、忠勝と祖を同しうす、小字は八藏、又作十郎と云ひ、作左衛門と稱す、永祿元年、徳川家康に從ひて寺部城を攻め、驍勇を以て稱せらる、八年、三奉行の一人となる、後、味方原、長篠等の役に從ひ屢功あり、天正十四年、豊臣秀吉、母氏を岡崎に送りて質となし、以て家康の西上を請ふに及び、重次、井伊直政と與に母氏護衛の任を受けしか、重次、日に薪柴を殿前に積み以て母氏を恐れしめ、家康の歸城を促しき、是れより秀吉之を憚はず、遂

に家康に請ひて黜罰せしむ、家康己むを得ず之を廢鋼すと雖も、憐みて小原莊に潜ましめ邑三千石を賜ふ、文祿五年に卒す、重次人となり剛毅嚴猛、權貴を畏れず、面折衆辱毫も忌憚する所なし、人皆鬼作左と稱しき、○天野三郎兵衛康景は三河の人にして、遠景の後也、本の名は元景と云ふ、初字又五郎、後、三郎兵衛と號す、幼にして徳川家康に仕ふ、聰慧にして屢軍功あり、永祿八年、奉行職に補せらる、後、姊川の役に敵の間者を斬り、味方原の戦に家康を危急に救ひ、又數、戰功あり、天正十二年、下總の田三千石を賜ふ、慶長六年、興國寺城を賜はり邑一萬石を食す、然るに一朝郷民の事をもて慶長十二年三月亡命す、後、狩野に潜匿し、十八年に卒す、○與人とは衆人也、左傳に見ゆ、○心のまゝにふるまふ』ふるまふは舉動の義なるが、今は事を進退しどり行ふを云ふ、○御領』とは、徳川氏直轄の領地也、荷擔は、助勢同心の意なり、法華文句に、在背爲荷在肩爲擔』とあり、下手人は、手を下して郷民を斬りし者を云ふ、○本多上野介正純』正純は正信の子也、小字は千徳丸、後、彌八郎と改む、弱冠にして徳川家康に仕へ左右に近侍す、寵遇日に渥く、擢んでられて執事となる、關ヶ原の役に功あり、次年、從五位下に叙せられ上野介と稱す、後、駿府の執政となり、大阪の役後江府の執政となる、元和五年、下野宇都城に徙り十五萬石を併食す、八年、最上義俊の事を治めて罪を獲、出羽に配流せらる、十四年、謫所に死す、○逐電』とは後を暗ますを云ふ、邇言使を扱上末に、いなる光りををよめり、電の光ると早く跡のくらさること、跡をくらすと云の義也』とあり、和訓栞に、逐電字、劉晝知人に見ゆ、馬を相する事にいへり』とあれば、此より轉したるものと見ゆ、○台廟』は台徳院秀忠と云ふ、○仙人』とは、仙は、釋名に、老而不死曰仙、仙還也

邊入山』也』と見ゆ、道家の方士輩の唱へ出して、遂に世の俗説となりし者也、○權現様』とは徳川家康を云ふ、此號は、家康の薨後、僧正天海の議によりて稱せし也、權現の語は、佛菩薩の、衆生濟度のため、他の形となりて權りに現るゝを云ふ、○土井甚三郎』利勝は、土井利昌の養子にて、實は水野信元の子也、小字を松千代と云ひ、後更に甚三郎と稱す、幼にして徳川家康に仕ふ、慶長七年、下總小見川の田一萬石を賜ふ、十年、從五位下に叙せられ大炊助と稱す、後、累遷して從四位下侍從に叙任せらる、寛永十年、封を古河城に轉せられ十六萬二千石を并領す、十五年、大老職に補せらる、正保元年に卒す、利勝、寛仁にして智量あり、或る老職の人來りて政要を問ひしに、答へて、是れ他なし、圓木をもて方器を探るべしと云へりとぞ、大炊頭は、大炊寮の長官也、大炊寮は、諸國の春米、雜穀を諸司に分給する事、及び諸官人の食料等を掌る也、○眞率』は質實にしてかざりなき也、○嗚呼康景潔白の士なるかな云云』こは、藩翰諸議にも稱して、一上にしては公の政を害せず、下にしては私の恩を傷らす、一人の罪あらざるを殺さしとて、萬石の祿を棄つることをもの、數ともせず、獨その志を行ひ其義を直くす、此世には有かたき賢人なり』と云へり、

○結 解 の 何 が し

○寛永正保のころ』とは、明正帝後光明帝の御宇、徳川家光の時代也、○油單つゝみ』油單は、安齋雜考卷下に、布に油引きたる也、諸道具にかけて雨を防ぐ也、雨皮の類也』と見ゆ、○殊勝に覺へ』とは、ありかたたくたんとく覺ゆるを云ふ、○扶持し置』扶持は、人に合力するを云ふ、轉しては米を

やるをも云ふ、此も米をやりて扶養する也、○伽になる』とは夜の徒然なる時などに話相手になるを云ふ、字義には其説なし、○和尚』は梵語の訛也、正しくは鄢波遮迦又は鄢波陀耶等と云ふ、師の義也、羅什は力生と翻す、師の力により微妙の法門をさし、法身を生長し智慧を養ふの意也、又、弟子か師に近親して經を受け道を學ぶより、近誦、依學、親教師等の譯あり（翻譯名義集取意）、○檀越』とは、檀家の事にて、名義集に、又稱檀越者、檀即施也、此人行施、越貧窮海』とあり、○蒲生氏郷』は近江の人にして、秀郷の後也、本名は致秀、又は賦秀と云ふ、初め織田信長に仕へ屢軍功あり、武勇を以て顯はる、天正中、豊臣秀吉に従ひ毎に戰功を立つ、十八年、征奥の先隊となり、功を以て會津六郡仙道五郡越後河北田を併せて四十三萬石に封せられ、陸奥出羽の鎮護となる、翌年、九月の役に功あり、更に封を加へられ百萬石を食す、是歲、參議に任せられ從三位に陞る、文祿四年、瀉血を患へて大阪に薨す、蓋し秀吉その賢を忌みて之を毒せし也、○腕くひをにさる』とは扼腕也、○九戸合戦』とは、天正十九年、九戸政實、兵を擧げて反せしを以て、豊臣秀吉、秀次を元帥とし、氏郷、正宗を先鋒として之を撃らしを云ふ、初め、南部晴政死せし時、宿臣或は政實の弟實親を以て嗣となさんとせしに、北信愛聽かすして信直を立て、且、實親、信直を謀りて却りて殺されしかば、政實憤懣し、遂に福岡城によりて反せし也、○感狀』は軍功を賞して賜はる文書也、○明曆丁酉のとし云云』明曆三丁酉年、正月十八日、本郷五町日本妙寺より出火し、江戸中大半焼失す、又、翌十九日、小石川水戸家長屋より發火し、諸方にひろがり本城に延焼して二九三九に及ふ、此兩日の大火にて、諸侯の邸第より寺院官衙市町に及ふ迄悉く焦土となり、市民焚死する者十萬七千餘人に至れり、而して死者を聚りて本所へ送り、其所に二町四方の寺地を下附して、一寺を建立し、その庭前にかの死骸を埋葬す、則ち寺號を賜ひ回向院無緣寺と稱せり（委しくは明曆炎上記、及び明曆丁酉災記に見ゆ）、○結跏趺坐』とは、釋氏要覽に、毗婆沙論云、是相圓滿安坐義、聲論云、以二兩足二膝加、致二兩膝如龍盤結云云』と見ゆ、即ち二足を盤結して更に互に左右の足趺を二の膝の上に加ふる也、○もはや』の俗語に付いて、安齋隨筆卷三に、既又は己の字を書くへしと云へり、○物頭』の事前に云へり、具足櫃』とは、甲冑を入れたる櫃にて、貞丈雜記卷十に、古は甲冑をは唐櫃に納めしものにて、具足櫃は近代に始れるよし見えたり、又、具足の名稱に付いて、同書同卷に、何にても取揃へてかけめなき義にて、鏡に、袖、籠手、鳩尾、梅檀板等取揃へて具り足る故に云ふと見ゆ、大小の事は前に云へり、○すのこ』は簀の字をよみて、隙あるやうにわたせる板の床也、○己の刻はかりにかゝやきける』とは詳かならず、貞丈の軍用記卷三に、相生相尅の鏡の事あり、これらをさせるにや、稽考ふへし、○町奉行所』は官職制度沿革史に、「町奉行は、江戸府内人民の訴訟を裁決し、刑名を定めて罪人を罰し、市内の非違を警察し、驛傳を通する等、其他府内の事關り聞かざる所なし云云』と見ゆ、○佐野源左衛門常世か事云云』常世の事は、謠曲鉢の木及び馬琴の勸善常世物語に委しく出づ、その説に、常世は、後堀河院の御時、下野國安蘇郡佐野三郎藤原正常と云ふ武士ありしがその子なるよし云へり、而して北條時頼、行脚して諸國を巡察せし時、常世の家に宿し、その埋没せるをわはれみ、三箇の莊を興へし事を記せる等を見るに、太平記北野通夜物語の段を摸したる者の如し、○太平記』は花園帝文保二年より後村上帝正平二十二年に至るまで、凡五十年間の南北兩朝の戰亂を記したる者

に至れり、而して死者を聚りて本所へ送り、其所に二町四方の寺地を下附して、一寺を建立し、その庭前にかの死骸を埋葬す、則ち寺號を賜ひ回向院無緣寺と稱せり（委しくは明曆炎上記、及び明曆丁酉災記に見ゆ）、○結跏趺坐』とは、釋氏要覽に、毗婆沙論云、是相圓滿安坐義、聲論云、以二兩足二膝加、致二兩膝如龍盤結云云』と見ゆ、即ち二足を盤結して更に互に左右の足趺を二の膝の上に加ふる也、○もはや』の俗語に付いて、安齋隨筆卷三に、既又は己の字を書くへしと云へり、○物頭』の事前に云へり、具足櫃』とは、甲冑を入れたる櫃にて、貞丈雜記卷十に、古は甲冑をは唐櫃に納めしものにて、具足櫃は近代に始れるよし見えたり、又、具足の名稱に付いて、同書同卷に、何にても取揃へてかけめなき義にて、鏡に、袖、籠手、鳩尾、梅檀板等取揃へて具り足る故に云ふと見ゆ、大小の事は前に云へり、○すのこ』は簀の字をよみて、隙あるやうにわたせる板の床也、○己の刻はかりにかゝやきける』とは詳かならず、貞丈の軍用記卷三に、相生相尅の鏡の事あり、これらをさせるにや、稽考ふへし、○町奉行所』は官職制度沿革史に、「町奉行は、江戸府内人民の訴訟を裁決し、刑名を定めて罪人を罰し、市内の非違を警察し、驛傳を通する等、其他府内の事關り聞かざる所なし云云』と見ゆ、○佐野源左衛門常世か事云云』常世の事は、謠曲鉢の木及び馬琴の勸善常世物語に委しく出づ、その説に、常世は、後堀河院の御時、下野國安蘇郡佐野三郎藤原正常と云ふ武士ありしがその子なるよし云へり、而して北條時頼、行脚して諸國を巡察せし時、常世の家に宿し、その埋没せるをわはれみ、三箇の莊を興へし事を記せる等を見るに、太平記北野通夜物語の段を摸したる者の如し、○太平記』は花園帝文保二年より後村上帝正平二十二年に至るまで、凡五十年間の南北兩朝の戰亂を記したる者

也、作者に付ては、群書一覽に、初め北畠玄慧、後醍醐帝の勅を奉して撰ひしか、後數人續集し、最後に僧能隣之を改定して四十卷とせしよし見えたり、然るに近來小島法師の作也と云ふ説あり、法師の履歴は未だ詳かならず、北野通夜物語は、太平記三十五卷にありて、日野僧正頼意か、宿願の事ありて北野の聖廟に通夜せし時、他に參詣の人三人ありて、互に當時の時勢を談して、北條氏の政治に論及せし牀につくりなせる者也、○無念』とは、俚言集覽に、「俗殘念の意、演義文に氣苦と云に同し、漢音にフネンと呼ぶは過失の事也」と見ゆ、

○二人の乞兒

○幸茲乘_レ緯云云』とは、小學題辭の語也、意は、世道人心壞廢し教化の道明かならずと雖も、幸に人人には、天道至善の理を具有し、執り守る所の常性ありて、徳を好み、善をよみすることゝは、天を極めて失墜する事なしと也、○享保癸卯』享保は、中御門帝の御宇、徳川吉宗の時代也、癸卯は八年也、○金一星』はなほ金一個といふか如し、○かまへて』の俗語は、鎌倉時代の軍記類に多く見ゆる語にて、用心して注意してなごの意なり、○本庄無縁寺』の事は前章に云へり、○た、人にあらす』とは、普通の平人にあらすゆゑある武士などのねらふれたるにもやごの意也、○火伴と觀會し』とは、仲間共と會見するを云ふ、火伴の語は、琅琊代醉卷十九に、古樂府木蘭の詩を引いて、「上巻脱_レ我戰時袍、若_レ我舊時裳、當_レ恣理_レ雲鬢、對_レ鏡貼_レ花黃、出_レ門逢_レ火伴、火伴皆_レ驚忙、同行十二年、不知木蘭是女郎」とあり、其字義は、琅琊漫抄に、作_レ役者十人爲_レ火」と云ひ、又、唐の府兵

の制に十人爲_レ火」と云ひて、隊伍の稱より出てたる者也、○中元』とは七月十五日を云ふ、此日、孟蘭盆をなし百味を盛りて佛に供する也、其意、父母長養慈愛の恩を報しその冥福を祈るにあり、さて、孟蘭盆の事は釋氏要覽に詳かに、また其辨駁は琅琊代醉卷二に於てはし、○狼籍』とは、亂暴の意也、史記滑稽列傳に、杯盤狼籍』と、韻會に、狼多藉_レ其草_レ穢亂、故曰_レ狼藉』とあり、又、下學集に、人之狂亂如_レ狼所_レ藉草散亂云云』と見ゆ、○各か今するやうなる事云云』とは、論語微子に、柳下惠か直_レ道而事_レ人、尚_レ狎而不_レ三黜』と云へるに類せり、○嗟來の食』とは、禮記檀弓に、齊大饑、黔敖爲_レ食於路、以待_レ餓者_レ而食之、有_レ餓者、蒙_レ袂輯_レ屨_レ履_レ買_レ然_レ來、黔敖左_レ奉_レ食_レ右_レ執_レ飲_レ曰、嗟來食、揚_レ其目_レ而視_レ之、曰、予唯不_レ食_レ嗟來之食、以至_レ於斯_レ也、從而謝焉、終不_レ食_レ而死』とあり、○くり事』は同じことをくりかへし言ふ也、○和歌に尊卑の別なし云云』とは、悅目鈔に、「和歌は、我朝の風俗なれば、御門ささいの宮を初めたてまつり、いやしき賤の男賤の女にいたるまでも、心あるは誰かもある、事あらんや云云』と見えたるか如し、勅撰の和歌集は二十一代集あり、○不倫』とは、倫は比類也、

○燈臺もと暗し

○三伏』は夏九十日を云、漢書東方朔傳に、伏日、詔賜_レ從官肉_レと見え同郊志上の釋名に、伏者金氣伏藏之日也、金畏_レ火、故三伏皆庚、四氣代謝皆以_レ相生、至_レ立秋_レ以_レ金代_レ火、故庚日必伏』と、註に、夏至後三庚爲_レ初伏、第四庚爲_レ中伏、立秋後初庚爲_レ末伏』とあり、○すゝみかてら』かてら

は、彼此を兼ねる意にて旁々と云ふか如し、○芙蓉』とは、離騷經に、集芙蓉以爲裳』と、王逸註に、芙蓉蓮華也』とあり、勾欄は、欄干の折れ曲れるものを云ふ、はしむ』とは、縁側ちかく居ること、ふと』は、俄然偶然の意、○燈臺』も時し』とは、和漢訓蒙故事要言卷一に、解して「餘所の目に、善惡を見取て早く批判すれども、其人の目には遅く見ゆる事、燈臺の火の光りは廻りは明くて、火のとぼりたる其本は却て暗さか如しとの心也』と云へり、夫子集に、「本くらき燈臺草のしげりかなしなど見ゆ、さて、燈臺は、貞丈雜記卷八に、「木にて作りうるしにて塗る、白木にもする也、形は燭臺の如く也、但し、油盞を置く所と下の臺は、もつからう形にしてこうもり高にする也云云』とあり、○道在』と云云』とは、孟子上^{離婁}にある語にて、道は、親々長々の近き所にあるを、却りて高遠の地に求むるを戒めたる也、中庸に、子曰、道不遠人、人之爲道而遠人、不可^レ以爲道』とあるも同意也、射る者の的にのみ志して云云』とは、孟子^{公孫}上^孫に、仁者如射、射者正己而後發』とある反對也、○羅大經か鶴林玉露に云云』宋の羅大經は、字は景倫、廬陵の人也、鶴林玉露は、天地人の三集に分ち十八卷あり、四庫簡明目錄に、其跡例在詩話語錄小說之間、其宗旨亦在文字道學山人之間』と云へり、さて、尼悟道の詩は、本書第十八卷の最終に載せたり、隴頭は丘隴のはどり也、芒糝はわらわつ也、白玉蟾詩に、三尺芒糝七尺筇、踏破青山綠幾重』とあり、詩の意は、終日春色を尋ねたれど、遂に是れか春と見知る事を得ざりき、春を求めんとて、わらわつをはきて、隴頭の雲のかゝるあたりを遍くあるさしか、春は遂に見えず、さて、家に歸りて梅花のさけるを見て、手に燃りて嗅けば芳香紛々として鼻を衝きぬ、是れ春のしるしにて、春は既に近く我宿の梅花の枝頭に在りて

十分也、それを遠く山野に求めしは、をこなるわさなりしよと也、○桓温三秦に打入しに云云』とは、通鑑九十九^{帝紀}に、北海王猛、少好學、倜儻有大志、不屑細務、人皆輕之、猛悠然自得、隱居華陰、聞桓温入關、被謁詣之、捐^レ^レ融而談^レ當世之務、傍若無人、温異之、問曰、吾奉天子之命、將銳兵十萬、爲百姓除殘賊、而三秦豪傑未有至者、何也、猛曰、公不遠數千里、深入敵境、今長安咫尺、而不度灊水、百姓未知公心、所以不至、温嘿然、無以應、徐曰、江東無^レ卿比也、乃署猛軍謀祭酒』とあり、桓温は、進國の人にして、魏の子也、豪爽にして、風概あり、琅琊太守に除せらる、穆帝、永和の初め、都督荆梁等州軍事となり、師を率ゐて漢を伐つ、十年、大に秦兵を藍田に敗り、進んで灊上に軍す、三輔皆降る、興寧の初め、大司馬を加へられ都督中外諸軍録尙書事となる、温、素、不臣の志あり、太和中、積に廢立を行ひ威勢赫然たり、幸に謝安、王坦之のありて、晋祚を革むるを得ざりき、寧康元年に病んで卒す、王猛は、北海劇の人也、少にして學を好み、氣度雄遠、小節を省みず、秦王堅、之を招くに及び、一見して平生の如し、秦の建元三年に、諸軍を督して燕を撃ち、之を滅ぼす、累遷して尙書左僕射を授けられ、任、將相を兼ね、政治公平にして秦國富強を致す、八年、病みて卒す(二子の傳は晋書に詳出す)、三秦は、關中を云ふ、史記項羽紀に、三分關中、王秦降將、中^爲三秦』と見ゆ、○蕭牆のもとに云云』とは、論語季氏に、吾恐季孫之憂、不在顛覆而在蕭牆之内也』と、何晏註に、蕭之言肅也、牆謂屏也、君臣相見之禮、至屏而加蕭敬』とありて、内變あるを云ふ也、○短檠歌』は全唐詩第五函に見え、近くは古文眞寶前集にも載せたり、其歌に曰はく、長檠八尺空自長、短檠二尺便且光、黃籬綠幕朱戶閉、風露

氣入_二秋堂_一涼、裁_レ衣寄_レ遠淚眼暗、搔_レ頭頻挑移近_レ床、大學儒生東魯客、二十辭_レ家來射_レ策、夜書_二細字_一綴_二語言_一、兩目眇_レ昏頭雪白、此時提攜當_二案前_一、看_レ書到_レ曉那能眠、一朝富貴還_二自恣_一、長檠高張照_二珠簾_一、吁嗟世事無_レ不然、黠角君看短檠_二樂_一と、よく擧子の情狀を言ひつくせる歌也、檠は、燈檠の義にて燈臺に同じ、○稠人廣座_一稠は多也、漢書灌夫傳に、稠人廣衆とあり、○關尹子_一は四庫全書簡明目録に、舊本題_二周尹喜撰_一、凡九篇、漢志著錄而隋志唐志皆不載、知原本久佚、此本出_二宋人依託_一、然在_二偽書之中_一、頗有_二理致_一、有_二詞采_一、猶能文者所_レ爲_二と見ゆ、○吾道は處_レ暗云云_一とは同書一字篇に、吾道如_レ處_レ暗、夫處_レ明者、不見_二暗中一物_一、而處_レ暗者、能見_二明中區事_一とあり、關令尹喜の事は、史記老子列傳に見ゆ、○處_レ暗を宗とする_一とは、老子に、衆人皆有餘、而我獨若_レ遺、我愚人之心也哉、沌々兮、俗人昭々、我獨若_レ昏、俗人察々、我獨悶々云云_一と、又云、明道若_レ昧、進道若_レ退云々_一とあるを見て知るへし、○明入_二地中_一明夷云云_一とは、明夷卦の象辭の文也、明夷は離下坤上の卦にて、程傳に、「日入_二於地中_一、明傷而昏暗也、故爲_二明夷_一とあり、又、象の文を程傳に釋して、「明所以照_レ、君子無_レ所_レ不_レ照、然用_レ明之過則傷_二於察_一、太察則盡_レ事、而無_二合弘之度_一、故君子觀_レ明入_二地中_一之象、於_レ茲_レ衆也、不_レ極_二其明察_一而用_レ晦、然後能容_レ物_レ和_レ衆、衆親而安、是用_レ晦乃所以爲_二明也云云_一と云へり、○古の聖王冕旒目を蔽ひ云云_一とは、文選四十五、東方朔の答_二客難_一に、水至清則無_レ魚、人至察則無_レ徒、冕而前_レ旒、所以蔽_レ明、黻纁充_レ耳、所以塞_レ聰、明有所_レ不見、聰有所_レ不_レ聞云云_一と、向註に、冕冠也、旒冠前垂者、以蔽_二目前之明察_一、使_レ不_レ見_二下人小過_一也、黻黃玉以_レ飾_レ裏之、於_二冠兩邊_一以_レ塞_レ耳、所以示_レ不_レ聞下人之過_一、續細詳也_一とあり、さ

て黻纁の字は、大戴禮記_二子夏問_一には、紱統に作れり、○良貫深藏云云_一の文は、史記老子列傳に見ゆ意義はよくさこえたり、但し史記には、容貌若_レ愚とあり、此書になきは蓋し脱漏せるならむ、○板倉周防守_一板倉重宗は、三河の人にして勝重の子也、初めの名を重統と云ふ、字は十三郎、後五郎八、又、又右衛門と稱す、幼より徳川秀忠に仕ふ、慶長十四年、從五位下に叙せられ周防守と稱す、元和六年、父に代りて所司代となる、九年、從四位下に進み侍從に任せらる、寛永の初め、遺領を繼ぎ邑を弟重昌に頒ち、舊邑を併せて三萬八千石を食す、後、一萬二千石を加賜せらる、正保二年、右近衛權少將に任せられ、尋いて從四位上に轉す、承應三年、職を免し、明暦二年、下總關宿城を賜はり、是冬卒す、重宗、在職四十年、廉直明斷、近世良吏を言ふもの、必稱首となす、○兩造の辭_一とは、原被兩人の言辭を云ふ、書經呂刑に、兩造具備_一と、蔡傳に、兩造者兩爭者皆至也_一とあり、重宗が明障子云云の事は、悉しく藩翰譜卷五に見えたり、口實とは、話柄と云ふか如し、書經仲虺に、予恐來世以_レ台爲_二口實_一とあるにこれ、枚擧とは、枚を以て擧るなり、枚は个也、一々と云ふか如し、○周防守ある時京の在家を通られしに云云_一この事は、白石紳書卷六に、南禪寺の長老かまきに見聞せし事なりとのせたり、合はせ見るへし、○君子の道は闇然として云云_一とは、中庸末章の文也、

○運慶か口傳

○月は盈れば虧云云_一とは、易の豐卦の彖に、日中則昃、月盈則食、天地盈虛與_二時消息_一とあり

史記蔡澤列傳にも類語あり、○家語に子路持滿の道を云云とは、孔子家語三怨に、孔子曰、吾聞宥坐之器、虛則欬、中則正、滿則覆、明君以爲至誠、故常置之於坐側、中子路進曰、敢問持滿有道乎、子曰、聰明睿智、守之以以愚、功被天下、守之以以讓、勇力振世、守之以以怯、富有四海、守之以以謙、此所謂損之又損之道也」と見ゆ、さて、家語の書に付いては、四庫簡明目録に、孔子家語二十一卷、魏王肅註、家語雖名見漢志、而書則久佚、今本蓋即王肅所依託以攻駁鄭學、馬昭諸儒已論之詳矣、然肅雖作偽、實亦割裂諸書所載孔子逸事、綴輯成一篇、大義傲然亦往々而在、故編儒家之書者、終以爲首焉」と云へり、至當の論と云ふへし、○佛師運慶は康慶の子也、名は譽、備中法印と號し、東大寺の大佛師職に補せらる、後、鎌倉に移り、鎌倉佛師の祖と稱せらる、文治中の人也、蓮華王院、東大寺等に其作多し、而して怒り物の作は最も妙を極めたりと云ふ、其系譜の事は、歷代大佛師譜在墨本に委し、○是はもと韓非子に出て」とは韓非子下説林に、桓赫曰、刻削之道、鼻莫如大、目莫如小、鼻大可小、小不可大也、目小可大、大不可小也、擧事亦然、爲其不可復者也、則事寡敗也」とあるを云ふ、さて、韓非子は、韓の庶公子、非の作る所にして五十五篇あり、此書は、非の自撰に出て、後人の竄入等もなく、先秦古書の完備せるもの一なり、但し、初見秦、存韓の二篇は、非の徒か、其在秦中の遺文を綴輯して、卷首に加へたる者ならんと云ふ、韓非子は、老子に原き申商等の説を參合して、刑名法術を説き、鄒魯の道德主義に反して法治主義を鼓吹せる者也韓非の傳は史記にあり、○宋の蘇頌は字は子容、南安の人也、進士に第し、官を歴て江寧府に知となり、南京留守、推官留守に調せらる、歐陽脩、委ぬるに政を以てす、

後、頻りに官を歴、右諫議大夫に轉し契丹に使す、元祐の初め吏部尙書に至り侍讀を兼ね、毎に進講して、兵を弭め民を息んするに至れば、古今を援引して以て人主の意を動しぬ、累遷して、七年、右僕射に拜せられ中書門下侍郎を兼ね、尋いて貿易の事を争ひ上章して位を辭す、徽宗立ちて、太子太保に進められ、魯、趙郡公を累ねて、卒す、その性行學術に付ては、宋史列傳九に、頌、器局闊遠、不與人校短長、以禮法自持、雖貴奉養如寒士、自書契以來、經史九流百家之説、至於圖讖律呂星官算法山經本草、無所不通、尤明典故云云」と云へり、○曲禮に君子云云とは、曲禮上篇にある文也、陳註に、呂氏曰、盡人之歡、竭人之忠、皆責人厚者也、責人厚而莫之應、此交所以難全也、歡謂好於我也、忠謂盡心於我也、好於我者望之不深、盡心於我者、不其必致、則不至於難繼也」とあり、人の好意親切を窮極する勿れ也、○陳の公子完齊の云云とは、左傳莊公二十二年に、陳人殺其大子御寇、陳公子完與顛孫奔齊、齊飲桓公酒、樂、公曰、以火繼之、辭曰、臣卜其晝、未卜其夜、不敢、君子曰、酒以成禮、不繼以淫、義也、以君成禮、弗納於淫、仁也」とあり、○易の恒卦にかゝるて云云恒の卦は、巽下震上にて、程傳に、男在女上、男動于外、女順于内、人理之常、故爲恒也、又剛上柔下、雷風相與、巽而動、剛柔相應、皆恒之義也」とあり、さて、初六は、坤の柔爻を以て下にをり、九四は、乾の剛爻をもて上に居り、初と四と相應して剛上而柔下をなす、是れ恒の道なり、而して、初六、浚恒、貞凶、無攸利、象曰、浚恒之凶、始求深也」と云ふは、九四は、陽剛を以て高きに居り志上りて下らす、又、九二九三の爲に隔てらるゝか故に、初六に應するの志も常の如くなる能はず、然るに初六は、理勢を知じ

すして上に求望する事深く、堅く此を守り、強ひて其志を遂げんとす、是れ凶道也、榮を求めて反りて辱を得るの理也と云ふ意也、○國の仕置は云云窓のすさびに、土井利勝か或人の政要を問ひしに答へて、圓木を以て方器を探るへし、圓木を以て圓器を搜す勿れ、必ず害あらん、と云ひしよし見ゆ、蓋、此諺を應用せしならん、仕置は刑罰也、○人のくつろき事のよけい「くつろきは、寛裕休息の意、よけいは、餘地あるを云ふ、○易に王用三驅云云」とは、易の比卦の九五の文也、三驅は、三方を圍み一面をわけて之を驅逐する也、禮記王制に、天子不_レ合圍、諸侯不_レ掩_レ群」とありて、四面をかこまざるは先王田獵の制也、又史記殷本紀に、湯出見野、張網四面、祝曰、自天地四方、皆入吾網、湯曰、嘻、盡之矣、乃去其三面、祝曰、欲_レ左左、欲_レ右右、不_レ用_レ命乃入吾網、諸侯聞之曰、湯德至矣、及_レ禽獸」とあるは此義也、○詩にいはく彼有不_レ穫穡云云この詩は、詩經小雅大田の篇にあり、穡は、廣韻に晚禾也と云ひ、魯頌宮の毛傳に後種曰_レ穡とあり、穡は、詩の疏に、禾之鋪而未_レ東者とあり、乘は、毛傳に把也とありて、禾を束ねて把とせるものを云ふ、詩の意は、彼處にも穡るに及はざる晚禾あり、此處にも未_レた収めざる鋪穡あり、彼處に遺棄せる禾把あり、此處に滯漏せる禾穗あり、こは寡婦の耕す事能はざる者の、取りて利となす所也となり、此詩は、又、禮記坊記に引して「子曰、君子不_レ盡_レ利以遺_レ民」と云へり、○漢は文帝に至り云云文帝、名は恒、高帝の子也、初め代王に封せらる、惠帝、嗣なく、呂后崩せしを以て、大臣迎へて之を立つ、在位二十三年、壽四十六歳にして崩す、宋の仁宗は、初めの名は受益、後、名を頤と更む、眞宗の第六子也、在位四十二年、壽五十四歳にして崩す、漢の武帝は、名は徹、景帝の太子也、在位五十四年、壽七十一

歳にして崩す、宋の神宗は、名は頊、英宗の長子也、初め、穎王に封せられ、尋いて立ちて太子となる、英宗崩して位に即く、在位十八年、壽三十八歳にして崩す、さて、漢文帝の治世に付いて、班史に長き贊言あれど、頊を恐れて畧す、呂東萊の論に治_レ天下者、不_レ盡_レ人之財、不_レ盡_レ人之力、不_レ盡_レ人之情、是三者、可_レ盡也、而不_レ可_レ繼也、古之人有_レ行之者、漢文帝是也云云」と云へるは、能く其要を盡せりと云ふへし、○張湯桑弘羊等張湯は、杜の人也、初め、長安の吏となる、累遷して太中大夫に至り、尋いて廷尉となる、湯、人となり詐り多く、智を舞はして人を御む、故に汲黯、數、湯を上の前に質責す、その獄を治むる、上意を迎合し深刻を以て事となす、是を以て益、算任せられ、遷りて御史大夫となる、漢、大に兵を興して匈奴を伐つに及び、財用空竭せしかば、湯、上指を承け、請うて白金及び五銖錢を作り、天下の鹽鐵を籠め、富商大賈を排し、告緡の令を出し、豪彊兼并の家を釁除す、遂に衆人の怨惡する所となる、帝、亦その姦詐を疑ひ屢之を詰責す、元鼎二年、謝書を上りて自殺す、桑弘羊は、洛陽賈人の子也、心計あるをもて、年十三にして侍中となる、東郭咸陽及び孔僮と利を言ひ、事、秋毫を折つ、後、大農を領して盡く天下の鹽鐵を幹す、又、平準を京師に置き、凡、物賤にして買ひ貴にして賣り、富商大賈をして大利を牟る所なく、而して物價騰踊するを得さらしむ、又、吏をして粟を入れしめて官に補し、及び、罪人に罪を贖はしめんと請ふ、帝その能を稱して曾左庶長を賜ふ、昭帝、元鳳の初め、弘羊、子弟の爲に官を得んと欲し、且つ霍光を怨恨して不軌を謀り、遂に誅せらる（二人の詳傳は漢書に見ゆ）、○荼毒とは、茶は苦菜、毒は蝨虫、みな惡物也、苦の甚しきに喩ふ、詩の大雅桑、民之貪_レ亂、寧爲_レ荼毒」とあり、○累卵の如し」と

ば、史記范雎傳に、秦王之國、危於累卵、得臣則安」と見ゆ、累卵はその將に墮れて碎けんとするを言ふ也、○王安石呂惠卿』王安石、字は介甫、臨川の人也、好んで書を讀み善く文を屬す、仁宗の朝、進士上第に擢んでられ淮南の判官となる、尋いで知鄆縣に調せられ、又、三司度支判官となり、萬言の書を上りて治道を論す、神宗の世に、召されて翰林學士となり、熙寧二年、參知政事となる、是に於て新法を行はんことを議す、遂に制置三司條例司を置き、陳升之と共に其事を領す、是より農田、水利、均輸、保甲、免役、市易、保馬、方田、青苗の諸法相つきて發し、民利を窮竭す、中外怨苦し、在朝の名臣紛然として其非を鳴らす、安石、遂に自ら安んぜず、屢位を去らんことを求む、七年、官を免せられて知江寧府となり、翌年、復召されて相となる、既にして病を謝し去りて判江寧府となり、遂にまた出でざりき、哲宗の元祐元年に卒す、呂惠卿は、福建の人也、初め、王安石に附して與に新法を行ふ、熙寧二年、安石の薦をもて崇政殿說書となる、七年、安石、位を去るに及び參知政事となる、是に於て安石の復用ひられんことを思ひ、百方之を讒害す、翌年、贓罪を以て出されて知陳州となる、哲宗元祐の末、紹述の議起るに及び、復、召されて中大夫となる、是より新法復ひ起り、國是遂に一變するに至りぬ、(二子の傳は宋史に委し)、○濫觴』とは、源始を云ふ、孔子家語三恕に、夫江始出於派山、其源可_レ以濫觴、及其至_レ于江津、不_レ妨_レ舟不_レ避_レ風、則不_レ可_レ以涉_レとあり、觴を濫ふとは、水源の微小なるを喻へて云ふ(觴は酒器也)、御註孝經序に、濫觴於漢とあるも、此義によれる也、○宋史』は元の順帝の時、脱々を以て總裁として纂修せしめたるものにて、本紀四十七卷、志百六十二卷、表三十二卷、傳二百五十五卷あり、○平允之士』は公平誠實にして巧文慘刻をな

さる者と云ふ、さてこゝに引ける贊文は、前段を容したるものにて全文にはあらず、今は煩を恐れて前文の引證を略す、

○法は江河のことし

○古人も人君は云云』の語、出所詳かならず、○後漢の郎顛が云云』とは、後漢書朗顛傳に、その上書の便宜七條の第七に、自文帝省刑、適三百年、而輕微之禁、漸以殷積、王者之法、譬江河、當使易_レ避_レ而難_レ犯、故易曰、易則易_レ知、簡則易_レ從、易簡而天下之理得矣』とあるを引ける也、朗顛は、字は雅光、北海安丘の人也、父宗、京氏の易を學ひて天象占候にくはし、顛、少にして父の業を傳へ、兼ねて經典に明か也、海畔に隱居し學徒を集むること常に數百人、晝は精義を研き、夜は象度を占ふ、州郡辟召すれども皆就かず、順帝の時、災異屢見えしかは、陽嘉二年、公車を以て徵さる、顛、上章して災異を除くは徳を修めて苛政を除き、儉を行ひて奢靡を禁するにありを言ふ、又、其旨を暢へて便宜七事を條對し、及び便宜四事を附奏す、書奏して特に郎中に拜せらる、病を辭して就かず、去りて家に歸る、後、縣人孫禮の妬忌する所となり遂に殺されぬ、さてこゝに、安帝に上つるとあるは順帝の誤也、○民は可_レ與樂成云云』とは、商鞅の語にて、史記商君傳に見ゆ、○むかし郎の子産云云』とは、左傳襄公三に、子産使_レ都鄙有_レ章、上下有_レ服、田有_レ封洫、廬井有_レ伍大人之忠儉者、從而與_レ之、素侈者、因而斃_レ之、中界從_レ政一年、與人誦_レ之曰、取_レ吾衣冠_レ而褚_レ之、取_レ我田疇_レ而伍_レ之、孰殺_レ子産、吾其與_レ之、及三年、又誦_レ之曰、我有_レ子弟、子産誨_レ之、我有_レ田疇、